

平成19年度 業務実績報告書

参考資料集

平成20年5月

公立大学法人 名古屋市立大学

目次

中期計画 No.	年度計画 No.	資料名	ページ 数
2	1	入試選抜方法等の検討状況	P. 4
3	3	オープンキャンパス実施概要	P. 7
3	3	携帯電話サイト	P. 8
4	4	平成 20 年度 入学試験志願者数等調	P. 9
6	6	長期履修制度の適用を受ける学生数	P. 11
9	9	テーマ科目 22「キャリアデザイン：自己理解と職業の世界」	P. 12
10	10	テーマ科目 22「キャリアデザイン：自己理解と職業の世界」	P. 12
10	10	テーマ科目 23「環境問題への多元的アプローチ」	P. 13
10	10	「環境問題への多元的アプローチ」教科書目次	P. 14
10	10	テーマ科目 17「医療と看護」	P. 15
11	11	持続可能な社会形成コース概要	P. 16
12	12	社会生活基盤科目	P. 17
16	15	各種検定試験による単位認定	P. 17
20	17	薬学部における早期体験実習	P. 18
22	21	市民学びの会	P. 19
30	31	国家試験合格率	P. 20
34	36	医学研究科修士課程 教育課程等の概要	P. 21
41	45	ティーチングアシスタント数	P. 22
45	51	名古屋市立大学奨学金授与規程	P. 23
46	52	教養教育推進体制	P. 24
52	59	総合情報センター（図書館）開館時間等	P. 26
57	64	学生との懇談会及びアンケートによるニーズ調査実施状況	P. 27
68	74	卒業後の状況	P. 29
70	76	ハラスメントに関するポスター	P. 30
71	78	留学生受入実績	P. 31
教育に関する特記事項		資格取得支援対象資格一覧	P. 32
76	85	経済学研究科 プロジェクト概要	P. 33
77	86	市民学びの会	P. 19
77	87	シンポジウム「名古屋の観光まちづくり」	P. 35
77	87	シンポジウム「青少年の自立支援」	P. 36
82	95	特別研究奨励費配分・交付状況	P. 37
86	99	グローバルCOEプログラム 申請状況	P. 38
86	99	大学教育改革支援事業 学内応募状況	P. 39
86	99	再生医療の実現化プロジェクト 申請状況	P. 40
87	100	文部科学省科学研究費補助金申請状況	P. 41

89	103	名古屋市立大学受託研究員規程	P.	42
89	103	名古屋市立大学共同研究取扱規程	P.	44
89	103	公立大学法人名古屋市立大学特任教員に関する規程	P.	50
90	104	経済学研究科 プロジェクト概要	P.	33
90	104	シンポジウム「名古屋の観光まちづくり」	P.	35
90	104	シンポジウム「青少年の自立支援」	P.	36
90	104	シンポジウム「外国人の住みやすいまち〈ナゴヤ〉をめざして」	P.	52
92	106	名古屋市立大学における研究倫理に関する指針	P.	53
92	106	科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程	P.	56
92	106	名古屋市立大学公的研究費不正防止計画	P.	57
92	106	名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程	P.	59
92	106	名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程	P.	63
92	106	名古屋市立大学科学研究費補助金事務取扱要綱	P.	64
93	107	知的財産の創出・管理・活用にかかる活動	P.	67
95	109	市民公開講座実施概要	P.	68
95	109	授業公開実施概要	P.	68
95	109	サイエンスカフェ（システム自然科学研究科主催）実施概要	P.	69
95	110	サイエンスカフェ（人文社会学部主催）実施概要	P.	70
96	112	連続講座実施概要	P.	70
97	113	お茶の水女子大学ライフワールド・ウォッチセンターとの連携講座	P.	72
97	113	第1期名古屋市立大学薬剤師生涯教育講座のご案内	P.	74
98	114	社会人大学院生受入数	P.	75
100	116	総合情報センター（図書館）開館時間等	P.	26
106	121	「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」における学外機関との連携	P.	76
108	123	地域型ヘルスプロモーション人材の育成	P.	76
108	123	高齢者健康づくり指導者養成セミナー	P.	77
109	124	シンポジウム「外国人の住みやすいまち〈ナゴヤ〉をめざして」	P.	52
110	125	教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール実施概要	P.	90
113	127	シンポジウム「名古屋の観光まちづくり」	P.	35
117	130	大学間交流一覧	P.	92
117	130	大学間交流協定大学における派遣及び受け入れ状況	P.	93
119	132	教員の海外派遣実績	P.	94
119	132	外国人客員研究員等の招へい	P.	96
147	169	経営審議会の主な議題	P.	98

147	169	教育研究審議会の主な議題	P.	99
147	169	部局長会議の主な議題	P.	100
148	170	役員会の主な議題	P.	103
151	173	教員倫理綱領	P.	105
151	173	教員の倫理に係わる行動指針について	P.	107
151	173	内部通報・相談窓口	P.	114
154	177	任期制導入状況	P.	115
161	186	本学において女性教員の占める割合（研究科別・補職別）	P.	116
167	191	公立大学法人名古屋市立大学外部研究資金の間接経費に関する規程	P.	117
168	192	外部資金獲得額	P.	119
172	198	管理経費の前年度比較	P.	119
173	199	光熱水費実績比較	P.	120
174	200	共同利用可能な施設	P.	121
178	205	患者に対するアンケート	P.	123
178	205	企業セミナーアンケート	P.	133
178	206	進行管理シート	P.	143
179	208	自己点検・評価の体制について	P.	145
180	209	患者に対するアンケート	P.	123
195	227	環境保全実践計画報告書	P.	147
197	229	教職員のメンタルヘルスケアのためのカウンセリング	P.	153
198	230	ハラスメントに関するポスター	P.	30
198	230	公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程	P.	155
199	232	学内保育所概要	P.	158
参考		「大学ランキング」から見る名古屋市立大学	P.	161

【中期計画 No.2、年度計画 No.1】

入試選抜方法等の検討状況

検討項目	学部	検討状況
後期日程のあり方	医学部	教員全体で医学教育フォーラム（第5回）を行い、入試制度および医学教育カリキュラムについて討論を行い、後期入試の存続の是非についても検討を行った。その後、入試研究委員会にて後期入試の存続を決定し、他大学の後期入試中止が本学の志願者の質および数に与える影響を調査した後に再度検討することとした。
	経済学部 （業務実績報告書に併記）	学部入試委員会及び教授会において、後期日程への定員の割り振りについて平成 19 年 4 月～5 月に 4 回検討し、後期日程の入学定員を 80 名から 70 名へ減員することを決定した。
	人文社会学部	平成 19 年 5～6 月に 2 回検討し、名古屋大学などの後期日程入試の廃止等他大学の入試スタイルの変化に応じた受験生の動向を注視し、20 年度以降さらに検討することとした。
	看護学部	学部入試委員会で毎月 1 回、入試検討小委員会で 2 回、後期日程の廃止や存続、定員について見直しを検討したが、現状を維持することとした。しかし名古屋大学が後期日程を廃止したことを受け、その影響を見定める必要があると考えている。
地元優先枠制度の導入	医学部	地元優先枠制度については導入を考えていないが、文部科学省が地域医療充実の目的で愛知県の医学部定員を 5 名増員する計画があり、本学の定員増に向け愛知県等と調整中である。
	薬学部	メリット、デメリットについて人事制度検討委員会において検討し、新カリキュラムの定着や近隣新設薬学部の動向を見定めて今後も引き続き検討を行っていくこととした。
	看護学部 （業務実績報告書に併記）	地元優先枠制度の必要性について、学部入試委員会で毎月 1 回、入試検討小委員会で 2 回検討したが、入学者の出身地は名古屋市・尾張地区で 55% を占めており、現在はこれ以上の優先は必要ないと判断したが、引き続き動向を見極めながら検討していくこととした。
試験科目の見直し	医学部	平成 19 年度より前期入試に面接試験を導入し、医師および医学研究者としての適性を評価している。面接評価は点数化して、学力試験との合計点で合格判定を行っている。また、後期入試においても、判定原則を見直した。
	経済学部 （業務実績報告書に併記）	学部入試委員会及び教授会等で後期日程 M コースの試験科目について平成 19 年 4 月～5 月に 6 回検討し、個別学力検査の科目を数Ⅰ、数Ⅱ、数Ⅲ、数 A、数 B、数 C から数Ⅰ、数Ⅱ、数 A、数 B へと変更することとした。

	看護学部	学部入試委員会（毎月1回）や入試検討小委員会（2回検討）において、試験科目や個別学科試験について検討した。特にセンター試験の理科科目を減らすことについて議論をしたが、看護教育には理科の知識が必須であり、減らせないと結論に至った。 さらに、個別検査は従前通り小論文と面接とすることとした。今後志願者が減少するような場合はセンター試験科目を減らすことも検討する。
足切り制度の見直し	経済学部	学部入試委員会及び教授会において平成19年4月～5月に4回、推薦入学Aの1次足切りについて検討し、推薦入学Aの1次足切りを25名から40名へ増員することを決定した。
	看護学部 （業務実績報告書に併記）	学部入試委員会や入試検討小委員会において検討し、足切り制度を廃止することとした。20年度入試の志願者数は前年度に比べ、若干の増加したことから、次年度以降の動向をふまえ継続して検討していく。
受験生の動向、入学者の追跡調査の分析	薬学部	平成19年9月に推薦入試入学者の大学院進学状況について調査し、18年度卒業者の進学者は8割、19年度卒業予定者は4割ということが判明した。今後も動向を注視し、明確な傾向が判明した時点で対策を取ることにした。
	経済学部	18年度と比較して19年度入試で入学定員を増やしたにもかかわらず志願者が減少したことについて、大手予備校にも依頼し、平成19年4月に調査・分析を行った。事前予想は志願者増によるかなりの難易度アップであったが、センター試験の平均点が大幅に下がったため、志願者が安全策のために志願を避けたことと、18年度入試において志願者が多かったことへの反動であろうとの結果に至った。今後は応募者の状況を見て対応を検討していく。
	芸術工学部 （業務実績報告書に併記）	入学時のガイダンスで受験科目と実技試験とについて調査したが、特に顕著な傾向は見られなかった。
選抜方法ごとの定員割り振りの一部見直し	医学部	後期入試の動向を見て、推薦入試導入を検討することとした。
	薬学部	人事制度検討委員会において推薦入試の定員割り振りについて検討したが、今回は変更を見送り、推薦入試入学者の分析を行っていくこととした。今後は推薦入試入学者の分析を行った上で検討していく。
	経済学部	学部入試委員会及び教授会において定員の割り振りについて検討し、推薦入学Aを7名から10名へ、推薦入学Bを、「推薦入学Aと合わせて35名」から「30名」へ、前期日程を115名から120名へ増員し、後期日程を80名から70名へ減員することを決定し

		た。
	人文社会学部 (業務実績報告書に併記)	第3年次編入学の募集定員を検討し、平成21年度入試より人間科学科の募集定員を現行10名から3名に変更するとともに、一般選抜前期日程の募集定員を40名から45名に増員することとした。
	芸術工学部	推薦入試の導入について、実施内容とともに日程の割り振りを合わせて学部入試委員会及び学科会議で検討した。センター試験を利用した推薦入試が前期日程と異なる科目は、数Ⅲ、数Ⅰがないことである。建築系は数Ⅲ、数Ⅰが必要であるため、後期日程の募集人員は前年どおりとし、デザイン系は逆に前期日程の募集人員を減らし、後期日程の募集人員を増やした。(デザイン情報：前期22名、後期14名。都市環境：前期28名、後期8名)。なお、推薦については、センター試験利用のため、地元優先とはなっていない。

【中期計画 No.3、年度計画 No.3】

オープンキャンパス実施概要

学部	18 年度		19 年度	
	実施日	参加人数	実施日	参加人数
医学部	7 月 28 日 (金)	197 名	8 月 3 日 (金)	271 名
薬学部	7 月 25 日 (金)	417 名	7 月 24 日 (火)	485 名
経済学部	8 月 2 日 (水)	473 名	7 月 14 日 (土)	346 名 〔午前：230 名 午後：116 名〕
人文社会学部	7 月 31 日 (月)	859 名 〔午前：490 名 午後：369 名〕	7 月 14 日 (土)	576 名 〔午前：407 名 午後：169 名〕
			11 月 17 日 (土)	158 名
芸術工学部	7 月 26 日 (水)	98 名	7 月 28 日 (土)	167 名
	8 月 13 日 (日)	97 名	8 月 25 日 (土)	69 名
	10 月 8 日 (日)	43 名	10 月 6 日 (土)	62 名
看護学部	8 月 9 日 (水)	367 名	8 月 8 日 (水)	423 名
合計		2,551 名		2,557 名

※平成 19 年 7 月 14 日 (土) は台風が接近し、参加人数にも影響があったと考えられる。

【中期計画 No.3、年度計画 No.3】

携帯電話サイト

・トップページ



名古屋市立大学
NAGOYA
CITY
UNIVERSITY

□■ようこそ名古屋市立大学へ■□

▼

- [1] [イベント情報](#)
- [2] [アクセス情報](#)
- [3] [大学の特徴](#)
- [4] [入試情報](#)
- [5] [資料請求方法](#)
- [6] [学部・学科情報](#)
- [7] [学費](#)
- [8] [就職情報](#)
- [9] [クラブ・サークル](#)
- [10] [お問い合わせ](#)

■名古屋市立大学メールマガジン

- [メールマガジン登録](#)
- [メールマガジン解除](#)
- [バックナンバーを見る](#)

[総合サイトトップへ](#)

Copyright(c)2007
DJC
All Rights Reserved

・アドレス

<http://daigakuic.jp/nagoya-cu/>
(パソコンからも閲覧可能)

・QR コード



【中期計画 No.4、年度計画 No.4】

平成 20 年度 入学試験志願者数等調

平成 20 年 4 月 11 日

※数は帰国子女及び留学生等を除く一般選抜等の数

学部	学科	日程	入学 定員	志願 者数	志願 倍率	2 次試験 受験者数	合格 者数	追 加 合格数	最終実 質倍率	入学 者数
医学部		前期日程	70	219	3.1	208	70	1	2.9	70
		後期日程	10	120	12.0	42	10		4.2	10
	学部計		80	339	4.2	250	80	1	3.1	80
薬学部	薬学科	中期日程	48	760	15.8	489	76	9	5.8	54
		推薦 A	6	46	7.7	46	6		7.7	6
		推薦 B	6	50	8.3	50	6		8.3	6
		学科計	60	856	14.3	585	88	9	6.0	66
	生命 薬科 学科	中期日程	32	496	15.5	297	80		3.7	44
		推薦 A	4	17	4.3	17	4		4.3	4
		推薦 B	4	13	3.3	13	4		3.3	4
		学科計	40	526	13.2	327	88		3.7	52
	学部計		100	1,382	13.8	912	176	9	4.9	118
	経済学部	推薦 A	10	25	2.5	25	10		2.5	10
		推薦 B	30	86	2.9	86	30		2.9	30
		前期日程	120	450	3.8	398	135		2.9	119
		後期日程	70	747	10.7	365	100		3.7	78
	学部計		230	1,308	5.7	874	275		3.2	237
人文社会学部	人間 科学科	前期日程	40	120	3.0	119	45		2.6	42
		後期日程	10	89	8.9	43	13		3.3	12
		学科計	50	209	4.2	162	58		2.8	54
	現代社会 学科	前期日程	40	161	4.0	150	46		3.3	46
		後期日程	10	80	8.0	33	10		3.3	6
		学科計	50	241	4.8	183	56		3.3	52
	国際文化 学科	推薦	5	32	6.4	25	5		5.0	5
		前期日程	40	148	3.7	144	45		3.2	39
		後期日程	10	92	9.2	34	13		2.6	12
		学科計	55	272	4.9	203	63		3.2	56
	学部計	前期日程	120	429	3.6	413	136		3.0	127
		後期日程	30	261	8.7	110	36		3.1	30
		学部計	155	722	4.7	548	177		3.1	162

学部	学科	日程	入学 定員	志願 者数	志願 倍率	2次試験 受験者数	合格 者数	追 加 合格数	最終実 質倍率	入学 者数
芸術工学部	デザイン 情報学科	推薦	4	32	8.0	32	4		8.0	4
		前期日程	22	72	3.3	66	24		2.8	24
		後期日程	14	84	6.0	51	14		3.6	13
		学科計	40	188	4.7	149	42		3.5	41
	都市環境 デザイン 学科	推薦	4	40	10.0	40	4		10.0	4
		前期日程	28	79	2.8	74	30		2.5	28
		後期日程	8	69	8.6	41	10		4.1	9
		学科計	40	188	4.7	155	44		3.5	41
	学部計	前期日程	50	151	3.0	140	54		2.6	52
		後期日程	22	153	7.0	92	24		3.8	22
		学部計	80	376	4.7	304	86		3.5	82
看護学部		前期日程	70	134	1.9	128	75	1	1.7	73
		後期日程	10	95	9.5	36	10		3.6	7
	学部計		80	229	2.9	164	85	1	1.9	80
合計		推薦	73	341	4.7	334	73		4.6	73
		前期日程	430	1,383	3.2	1,287	470	2	2.7	441
		後期日程	142	1,376	9.7	645	180		3.6	147
		中期日程	80	1,256	15.7	786	156	9	4.8	98
一般選抜等合計			725	4,356	6.0	3,052	879	11	3.4	759

※志願倍率＝志願者数÷入学定員

※最終実質倍率＝2次試験受験者数÷（合格者数＋追加合格者数）

【中期計画 No.6、年度計画 No.6】

長期履修制度の適用を受ける学生数

研 究 科	課 程	19 年度	20 年度
薬学研究科	博士後期課程	1 名	1 名
経済学研究科	博士前期課程	4 名	9 名
人間文化研究科	博士前期課程	16 名	23 名
	博士後期課程	10 名	11 名
芸術工学研究科	博士前期課程	0 名	1 名
	博士後期課程	2 名	4 名
看護学研究科	博士前期課程	5 名	10 名
	博士後期課程	2 名	3 名
システム自然科学研究科	博士前期課程	6 名	7 名
	博士後期課程	1 名	1 名
合 計		47 名	70 名

【中期計画 No.9、年度計画 No.9】【中期計画 No.10、年度計画 No.10】

テーマ科目 22「キャリアデザイン：自己理解と職業の世界」

シラバスより抜粋

科目名	テーマ科目 22 Invitation to Academic Studies 22
副題	キャリアデザイン：自己理解と職業の世界
授業形態	講義
専門・教養	教養
担当教員	後藤 宗理／奥村 哲史／藤田 栄史／吉田 一彦／奥田 伸子
単位数	2
講義期間・曜日・時限	後期 木曜日 2時限
授業の目的・目標	青年期及び成人期の特徴を学び、大学卒業後の生き方を考える。心理学、労働社会学、経済学、経営学、文学、歴史学など多方面から人間が生きているということの意味を考える。
学習到達目標	1 大学生生活の目標を明確に説明できる 2 キャリアということを説明できる
授業概要	人文社会学部・経済学部教員の講義、及び本学の職員や社会人大学院生などの体験例を通して、大学生がキャリアを考える上での手がかりを与えるとともに、大学生生活の過ごし方を考える機会とする。
授業計画	1 青年期のアイデンティティの確立と人生の意味 2 成人期の発達とアイデンティティ 3 名古屋市立大学を知る 4 大学生生活の過ごし方 5 親（親世代）にインタビュー：職業研究 1 6 親（親世代）にインタビュー：職業研究 2 7 キャリアセンターの役割 8 教員の魅力、NPO・NGOで働く 9 女性労働をめぐる問題 10 労働環境 11 歴史と人間の生き方 12 起業と経営 13 学生生活 4 年間のデザイン 14 まとめ（1） 15 まとめ（2）
成績判定基準	学期末のレポートによる
テキスト及び参考文献	その都度紹介する
注意・要望事項	本講義はオムニバス形式の講義である。
オフィスアワー・連絡先	代表者 後藤宗理：金曜日16時20分から17時30分 *メールで事前にアポイントメントを取ること goto@hum.nagoya-cu.ac.jp
備考	平成19年度入学生(3年次編入生を除く)のみ履修できる。

【中期計画 No.10、年度計画 No.10】

テーマ科目 23「環境問題への多面的アプローチ」

シラバスより抜粋

科目名	テーマ科目 23 Invitation to Academic Studies 23
副題	環境問題への多面的アプローチ ―持続可能な社会の実現に向けて―
授業形態	
専門・教養	教養
担当教員	森島 紘/奥田 郁夫/鈴木 賢一/内藤 能房/向井 清史/赤嶺 淳/井上 禎男/藤田 美保
単位数	2
講義期間・曜日・時限	前期 木曜日 2時限
授業の目的・目標	文部科学省大学改革プログラム・平成18年度現代G.P.に採択された授業です。 本講義は、複数学部の教員が協力して多面的に環境問題を取り上げていく講義と同時に、演習を通して学生自身が主体的に学び、その成果を市民に向けて発信する機会を提供します。環境問題は普遍的問題であり、どの学部教育とも関係する部分を持っています。この授業を通して、学ぶことの喜びを実感し、大学での勉学の目標を見つけてもらうことが目的です。
学習到達目標	1 環境問題を自らの問題と捉えることができるようになる。 2 自ら学んだことを、自ら他者に伝えることができるようになる。 3 講義受講前と修了後の自らの変化を確認することで、環境問題への理解度を知ることができる。
授業概要	講座の前半では、誰でもが知っているバナナを通して、デザインから環境問題へのアプローチしている事例を基にした実践的な手法を学びます。また、市民講座への参加を通して、自ら学び、自ら伝えるという経験も求められます。 後半では、環境問題の理解に必要なフレームワークを多面的に学び、次ぎにその解決に必要な理論を学びます。これらは、21世紀に生きる地球人として自己を見つめ直す貴重な機会となるはずです。 さらに、オプションとして、スリランカの国立コロンボ大学ほかで行う、1週間の海外実習が用意されています。
授業計画	4月12日(木) イントロダクション：環境問題の多面的アプローチ 森島 紘 芸術工学部 4月19日(木) デザイン(設計手法)と環境問題 森島 紘 芸術工学部 4月26日(木) 実習1：バナナ・ペーパー製造 森島 紘 芸術工学部 5月6日(日) 実習2～5：バナナ・ペーパー製造(9:00～16:30) 森島 紘 芸術工学部 5月10日(木) 化石燃料とエネルギー 藤田 美保 自然科学センター 5月17日(木) 経済開発と環境問題 内藤 能房 経済学部 5月24日(木) 多文化共生と環境問題 赤嶺 淳 人文社会学部 5月31日(木) 環境政策と規制的手法 井上 禎男 人文社会学部 6月7日(木) 環境政策と市場的手法 向井 清史 経済学部 6月14日(木) 環境共生型のまちづくり 鈴木 賢一 芸術工学部 6月21日(木) 再利用/再生利用を前提とした製品設計 奥田 郁夫 芸術工学部 *** 6月28日(木) 海外実習参加希望者が定員30名を超えた場合の選抜試験日 森島 紘/赤嶺 淳 9月15～22日(土) 海外実習(オプション：経費の一部は、学生負担。)スリランカのコロンボ大学他にて、バナナ・ペーパーを利用した環境授業と国際交流
成績判定基準	出席50% レポート50%
テキスト及び参考文献	テキストなし 参考文献「バナナ・ペーパー持続する地球環境への提案」森島 紘史著 鹿島出版会
注意・要望事項	実習2～5は、市民対象に5月6日(日)東谷山フルーツパークで開催されます。
オフィスアワー・連絡先	各教員の紹介ページで確認してください。
備考	平成18年度以前の入学者は履修できません。海外実習(オプション)は、本講座の単位取得者対象です。 *本科目は「持続可能な社会形成コース」科目に該当します。

【中期計画 No.10、年度計画 No.10】

「環境問題への多面的アプローチ」教科書目次

はじめに

第1章 バナナ・ペーパー・プロジェクトがめざす持続可能な社会形成へのデザイン 森島 紘史

第2章 化石燃料と代替エネルギー 藤田 美保 / 佐野 充

第3章 経済開発と環境問題 内藤 能房

第4章 ダイナマイト漁の構図 -ダイナマイト漁民とわたしたちの関係性- 赤嶺 淳

第5章 環境政策と規制的手法 -「環境と法」に関する覚書- 井上 禎男

第6章 環境問題解決への経済学的アプローチ 向井 清史

第7章 国際関係の中での環境問題 向井 清史

第8章 環境共生時代のまちづくりリテラシー 鈴木 賢一

第9章 アメリカ合衆国の公有放牧地における生態系保全政策の歴史 奥田 郁夫
-ホームステッド法(1862)前後からテラー放牧法(1934)にいたる期間を対象として-

第10章 建築・都市の環境とエネルギー 原田 昌幸

第11章 身近なことから始めよう環境の課題 野々 康明

第12章 地方自治体における環境行政の移り変わりと協働の時代 -名古屋市を事例として- 増田 達雄

著者紹介

名古屋市立大学現代GP実行委員会 編

【中期計画 No.10、年度計画 No.10】

テーマ科目 17「医療と看護」

シラバスより抜粋

科目名	テーマ科目17 Invitation to Academic Studies -17
副題	医療と看護
授業形態	講義
専門・教養	教養
担当教員	明石 恵子／久米 龍子／大川 明子
単位数	2
講義期間・曜日・時限	後期 金曜日 4時限
授業の目的・目標	最近の医療技術、臓器移植、救急医療・救急看護に関する講義を通して、それらの現状と課題についての理解を深める。
学習到達目標	1. 健康と病気、今日の医療と看護について、広く全体を知ることができる。 2. 臓器移植に関する基本的な知識を身につけ、自分自身にも関わる問題として臓器移植を考えることができる。 3. 救急医療・救急看護の実際を知り、その課題を指摘することができる。
授業概要	医療と看護について、3名の教員がオムニバス方式で講義する。 第1～5回：医療のあり方（大川） 人間の健康について理解し、健康の維持増進を考えることができる。また、健康を阻害した場合、治療するための医療や看護を知り、医療のあり方を考える。 第6～10回：臓器移植を考える（久米） 日本における臓器移植には、臓器を提供する人と臓器の提供を受ける患者、その両者に関わる医療関係者等による一つのシステムがある。臓器移植法に基づいて行われている脳死臓器移植を中心に、その現状と今後への課題について説明する。 第11～14回：救急医療・救急看護（明石） 救急処置を必要とするような急病や外傷にいつ、どこで遭遇するかわからない。そのとき、人としてどのような行動をとればよいのだろうか？また、日本の救急医療体制は世界に誇れるシステムであるが、さまざまな問題も抱えている。これらを念頭におき、救急医療・救急看護の課題を議論する。
授業計画	医療のあり方 第1回（10/5）健康管理・予防の支援 第2回（10/12）チーム医療従事者の協働 第3回（10/19）病気の診断・治療と看護(1) 第4回（10/26）病気の診断・治療と看護(2) 第5回（11/2）治療後の生活/在宅ケア・遠隔ケア 臓器移植を考える 第6回（11/9）臓器移植の現状(1) 第7回（11/16）臓器移植の現状(2) 第8回（11/30）臓器移植法の概要 第9回（12/7）臓器移植のシステム 第10回（12/14）臓器移植の課題 救急医療・救急看護 第11回（12/21）救急医療・救急看護の特殊性とそれらが行われる場 第12回（1/11）救急医療・救急看護を必要とする人の特徴 第13回（1/18）プレホスピタルケアと心肺蘇生法 第14回（1/25）救急医療・救急看護の課題
成績判定基準	レポート評価：3名の教員がそれぞれ提示するテーマの中から1つを選択してレポートを作成する。提出方法、締切等は後日提示する。
テキスト及び参考文献	（久米）参考文献：添田英津子編『臓器移植ナースング』学研、2003年
注意・要望事項	
オフィスアワー・連絡先	（大川）オフィスアワー；金曜日16:30～17:30 連絡先；看護学部棟205研究室 akiko@med.nagoya-cu.ac.jp （久米）オフィスアワー；木曜日16:30～17:30 連絡先；看護学部棟221研究室 rkume@med.nagoya-cu.ac.jp （明石）オフィスアワー；金曜日16:30～17:30 連絡先；看護学部棟202研究室 akashi@med.nagoya-cu.ac.jp
備考	

【中期計画 No.11、年度計画 No.11】

持続可能な社会形成コース

平成 19 年度教養教育履修要項より抜粋

「持続可能な社会形成コース」履修制度について

本年度から「持続可能な社会コース」を創設します。これは、文部科学省事業の現代的教育ニーズ支援プログラム(現代GP)として平成18年度に本学の「バナナペーパーを利用した環境教育」が採択され、その一環としておこなうものです。これは、社会貢献に向けた行動主体として活躍するために履修すべき科目を教養教育、各学部の開講科目から指定し、学部横断的に履修できるようにすることで、体系的に学習できる制度です。この制度の中で、指定科目から必要単位を修得した学生へは「持続可能な社会コース」履修修了証が交付されます。

①指定科目一覧

区 分	授 業 科 目	開講学部等
環境関連科目	テーマ科目23 (環境問題への多元的アプローチ)	教養教育
	社会学3 (環境社会学入門)	教養教育
	倫理学1 (倫理学入門)	教養教育
	自然系広領域2 (環境科学Ⅰ)	教養教育
	自然系広領域3 (環境科学Ⅱ)	教養教育
	自然系広領域4 (環境と法律)	教養教育
	自然科学講義3 (生活の中の化学)	教養教育
	環境経済学Ⅰ	経済学部
	環境経済学Ⅱ	経済学部
	現代環境問題	人文社会学部
	環境社会学	人文社会学部
	福祉環境論	芸術工学部
	ランドスケープ論	芸術工学部
	環境工学Ⅰ	芸術工学部
	環境工学Ⅱ	芸術工学部
非営利活動関連科目	社会学2 (地域社会学)	教養教育
	人類学1 (文化人類学入門)	教養教育
会計・経営基礎関連科目	リーダーシップとネゴシエーション	経済学部
	非営利経済論	経済学部
	入門経営学Ⅰ	経済学部
	入門経営学Ⅱ	経済学部
コミュニティ・まちづくり 関連科目	簿記原理	経済学部
	地域社会学	人文社会学部
	コミュニケーション論	人文社会学部
	コミュニティワーク論	人文社会学部
資料・教材作成技法 関連科目	社会調査法	人文社会学部
	地域振興・まちづくり論	芸術工学部
	設計計画論	芸術工学部
	映像表現論	芸術工学部

注 () 内は、副題。19年度に開講されない科目もある。

②必要単位数

環境関連科目10単位、環境関連科目以外10単位を含む合計20単位以上

③修了証の交付時期

必要単位を満たした年度末

【中期計画 No.12、年度計画 No.12】

社会生活基盤科目

担当部局	授業科目	副題
医学部	テーマ科目 1	一般教養としての医学知識
薬学部	テーマ科目 6	くすりと医療と生活
経済学部	テーマ科目 8	日常生活を経済学で考える
人文社会学部	テーマ科目 11	今どき家族づくり事情
芸術工学部	テーマ科目 13	豊かな街づくりを目指して
看護学部	テーマ科目 18	精神看護と人間関係
自然科学研究教育センター	テーマ科目 21	生活の中の科学

【中期計画 No.16、年度計画 No.15】

各種検定試験による単位認定

検定試験の種類		外国語科目（英語）		
		2 単位	3 単位	4 単位
実用英語技能検定		準 1 級		1 級
TOEIC (Test Of English for International Communication)		590 点～659 点	660 点～789 点	790 点以上
TOEFL (Test Of English as a Foreign Language)	PBT	500 点～529 点	530 点～569 点	570 点以上
	CBT	173 点～196 点	197 点～229 点	230 点以上
	iBT	61 点～70 点	71 点～88 点	89 点以上

注 1 PBT は、Paper based testing の略

CBT は、Computer based testing の略

iBT は、Internet based testing の略

注 2 申請はいずれか 1 種類に限り、認定単位は 4 単位を上限とする。

【中期計画 No.20、年度計画 No.17】

薬学部における早期体験実習

実施場所	実施内容
保険薬局	名古屋市内の保険調剤薬局 30 店舗 (愛知県薬剤師会から紹介された基準薬局) を 2 名ずつ 60 名が訪問し、見学実習を約 2 時間行った。
病院薬剤部	市大病院の薬剤部において、1 グループ 6 人ずつで延べ 78 名が行なった。病院薬剤師の業務内容を説明した後、調剤室、D I 室、注射供給室など薬剤部各部門を見学した。
製薬企業	エーザイとファイザーの工場をそれぞれ 40 名ずつが訪問し、薬の製造過程等について説明を受け、工場内を見学した。

【中期計画 No.22、年度計画 No.21】【中期計画 No.77、年度計画 No.86】

市民学びの会

1 目的

市民に学びの場と交流の場を提供し、市民の学びへの要求や大学への地域貢献の期待を大学運営に反映させ、広く市民と人文社会学部・人間文化研究科との連携を図る。

2 運営体制

①運営主体

- ・市民グループが自立的に運営し、人間文化研究科教員2名を顧問とする。
- ・役員構成 会長1、顧問2、理事若干名、監事1

②事業内容

- ・市民向け講座を中心とした学部・研究科との連携・協力
- ・大学との共催による講演会、研究会などの開催
- ・グループ学習の開催
- ・ニュースレターの発行
- ・その他、本会が必要と認めた事業

③会費

- ・学習にかかる経費に充てるため、入学金1,000円、年会費1,000円とする。

④開始会員

- ・48名

3 主な活動内容

①シンポジウム

- ・平成19年9月30日 設立総会・記念講演
- ・平成19年11月18日 シンポジウム「学ぶということ」

②学習サークル

- ・エッセイ・自分史の書き方教室—文章を書いてみませんか—
- ・日系移民の歩み
- ・哲学サークル「哲学サークル」で一緒に哲学の勉強をしませんか
- ・『育ちあい・愛』子育てサロン
- ・英字新聞を読む会

【中期計画 No.30、年度計画 No.31】

国家試験合格率

	18 年度	19 年度
医師	受験者 84 名 合格者 79 名 合格率 94.0% (第 101 回医師国家試験)	受験者 70 名 合格者 69 名 合格率 98.6% (第 102 回医師国家試験)
薬剤師	受験者 106 名 合格者 89 名 合格率 84.0% (第 92 回薬剤師国家試験)	受験者 85 名 合格者 73 名 合格率 85.9% (第 93 回薬剤師国家試験)
看護師	受験者 72 名 合格者 72 名 合格率 100% (第 96 回看護師国家試験)	受験者 80 名 合格者 80 名 合格率 100% (第 97 回看護師国家試験)
保健師	受験者 72 名 合格者 72 名 合格率 100% (第 93 回保健師国家試験)	受験者 80 名 合格者 79 名 合格率 98.8% (第 94 回保健師国家試験)
助産師	受験者 6 名 合格者 6 名 合格率 100% (第 90 回助産師国家試験)	受験者 4 名 合格者 4 名 合格率 100% (第 91 回助産師国家試験)

※受験者数、合格者数及び合格率はいずれも新卒者に関するもの

【中期計画 No.34、年度計画 No.36】

医学研究科修士課程 教育課程等の概要

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
共通教育科目	生体構造機能学	1	1			○			1					
	生命科学概論	1	1			○			1					
	病理病態学概論	2	1			○			1					
	感染症学概論	1	1			○			1					
	社会医学概論	1	1			○			1					
	医療倫理学	1	1			○			0					
	分子医学	2	1			○			1					
	臨床医学概論	1	1			○			1					
	実験動物学	2	1			○				1				
	医療情報学概論	1	1			○								
	小計(10科目)	-	10	0	0	-			7	1	0	0	0	
専門教育科目	腫瘍学	1・2		2		○			1					
	免疫学	1・2		2		○			1					
	ウイルス学	1・2		2		○			1					
	代謝・栄養学	1・2		2		○			1					
	生体機能生理学	1・2		2		○			1					
	循環薬理学	1・2		2		○			1					
	生体侵襲学	1・2		2		○			1					
	神経生化学	1・2		2		○			1					
	臨床病態学	1・2		2		○			3					
	医療分子機能学	1・2		2		○				1				
	薬品作用学	1・2		2		○				1				
	薬品化学	1・2		2		○				1				
	神経発生学	1・2		2		○				1				
	細胞分子薬効解析学	1・2		2		○				1				
	薬物動態解析学	1・2		2		○				1				
	薬品代謝学	1・2		2		○				1				
	小計(16科目)	-	0	32	0	-			11	3	0	0	0	
演習・特別研究科目	専門演習Ⅰ	1	1				○		6	3				
	専門演習Ⅱ	2	1				○		6	3				
	特別研究Ⅰ	1	4				○		14	5				
	特別研究Ⅱ	2	4				○		14	5				
	小計(4科目)	-	10	0	0	-			14	5	0	0	0	
合計(30科目)		-	20	32	0	-			14	5	0	0	0	
学位又は称号		修士(医科学)			学位又は学科の分野			医学関係						
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
共通教育科目10単位、専門教育科目10単位以上及び専門演習・特別研究10単位 計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること								1学年の学期区分				2学期		
								1学期の授業期間				15週		
								1時限の授業時間				90分		

【中期計画 No.41、年度計画 No.45】

ティーチングアシスタント数

研 究 科	課 程	18 年度	19 年度
医学研究科	—	24 名	17 名
薬学研究科	博士前期課程	—	0 名
	博士後期課程	16 名	10 名
経済学研究科	博士前期課程	—	4 名
	博士後期課程	5 名	4 名
人間文化研究科	博士前期課程	—	0 名
	博士後期課程	1 名	2 名
芸術工学研究科	博士前期課程	—	0 名
	博士後期課程	0 名	1 名
看護学研究科	博士前期課程	—	2 名
	博士後期課程	1 名	1 名
システム自然科学研究科	博士前期課程	—	5 名
	博士後期課程	1 名	1 名
合 計		48 名	47 名

【中期計画 No.45、年度計画 No.51】

名古屋市立大学奨学金授与規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市立大学の学生で学業に優秀な成績を修めた者に対し奨学金を授与することにより、学生の勉学意欲向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学金授与の対象者は、1年次から3年次までの各学部の学生とする。ただし、医学部及び薬学部薬学科については1年次から4年次までの学生とする。

(推薦人数)

第3条 各学部長は、各学科の対象学年における入学定員に100分の4を乗じて得た数以内で学長が別に定める人数の学生を候補者として推薦することができる。

(奨学金)

第4条 奨学金の額は、予算の範囲内で学長が別に定める。

(選考手続)

第5条 各学部長は、教授会の議に基づき、学生の成績評価の方法並びに評価点が同点時における順位の決定方法を定める。

2 各学部長は、前項で定めた基準に基づき候補者を選定し、様式1により学長に推薦する。

3 成績優秀者であっても学生の本分を守らない者については、推薦しないことができる。

(授与)

第6条 学長は、各学部長の推薦に基づき、学生に対して奨学金を授与する。

(庶務)

第7条 奨学金に関する庶務は、学生課において行う。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

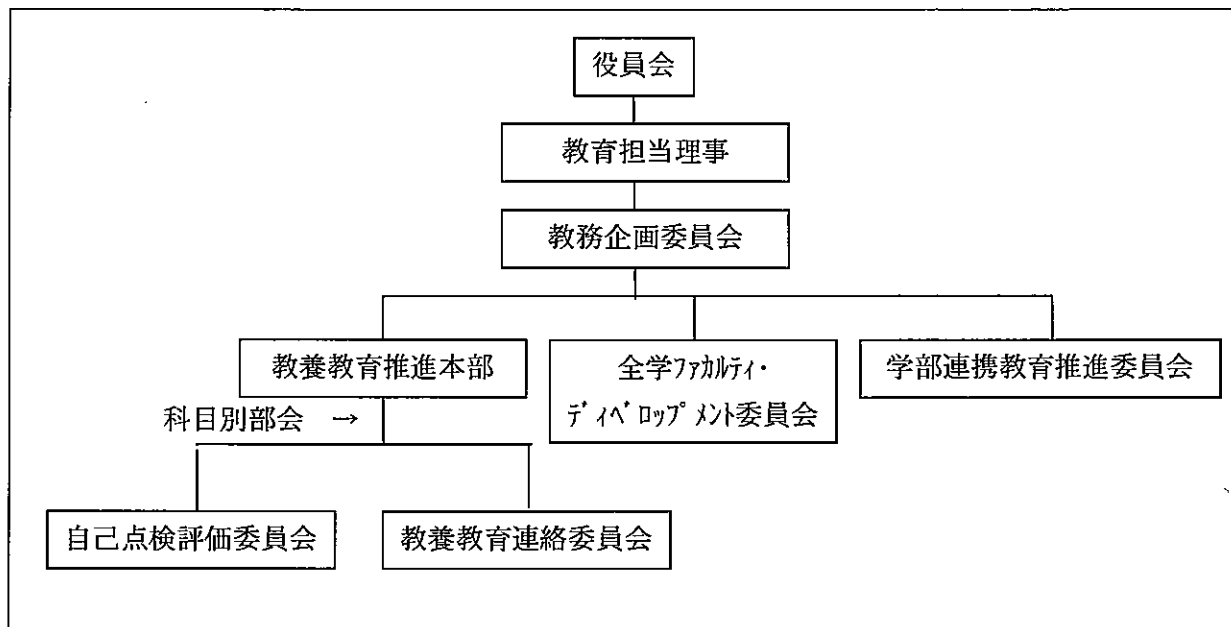
附 則

この規程は、発布の日から施行する。

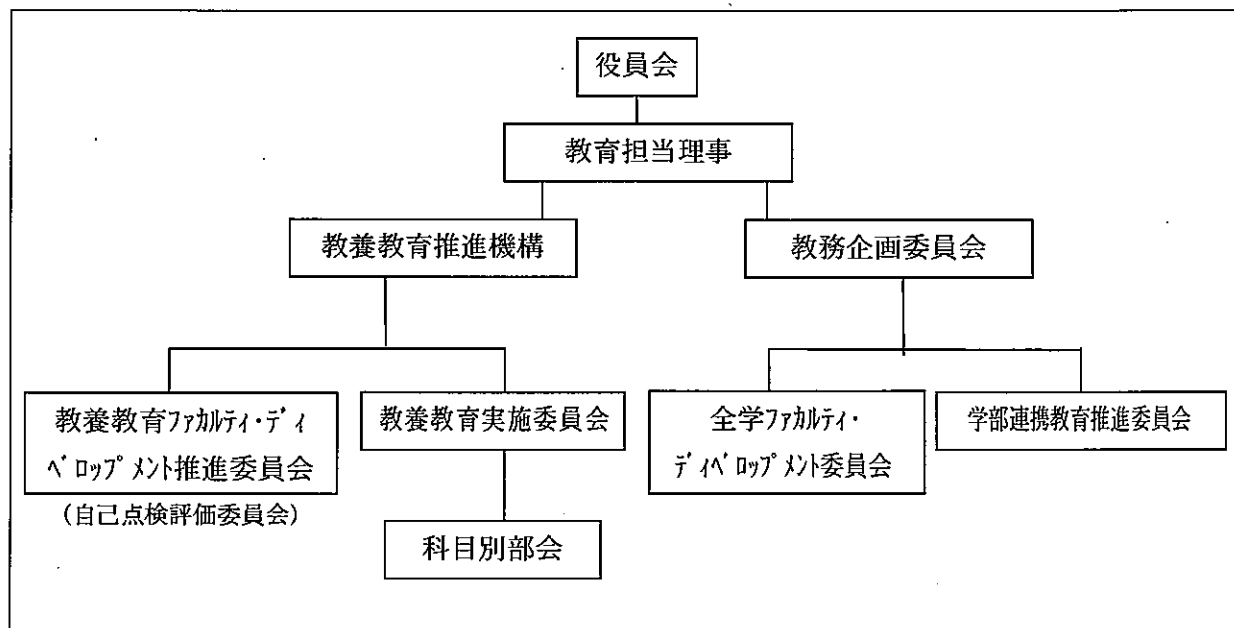
【中期計画 No.46、年度計画 No.52】

教養教育推進体制

平成 19 年度の体制



平成 20 年度の体制



教養教育推進機構

<設 置> 教養教育を全学体制のもとに推進し、その実施について総括するとともに、教育の質を管理する。

<目 的> 教養教育の企画・立案、実施及びこれに関する部局間の調整並びに教養教育に関する評価を行うことにより、教養教育の質的向上と充実を図る。

<構成員> 推進機構長 理事(教育担当)
委 員 各学部及び自然科学研究教育センターから選出された教授で、
(任期 2年) 学長が任命するもの、理事(教育担当)が指名する教員、及び教務課長

<会 議> 教養教育推進機構会議

<審議事項> 教養教育に関する次の各号に掲げる事項

- (1) 企画・立案及び実施
- (2) 部局間協力の推進
- (3) 担当教員(非常勤講師を含む。)の配置
- (4) 予算及び学習環境の整備
- (5) カリキュラム評価及び授業評価
- (6) その他必要と認める事項

教養教育ファカルティ・ディベロップメント推進委員会

<目 的> 教員の授業内容、方法を改善し、教育研究活動の質の向上を図るため組織的な研究、研修等に取り組む活動を推進する。

<審議事項>

- (1) 教養教育に係る自己点検・評価
- (2) 教養教育に係るFDの企画及び立案
- (3) その他教養教育に係るFDの推進

教養教育実施委員会 (旧教養教育推進本部員会議)

<目 的> 教養教育の円滑な実施

<構成員> 委員長 理事(教育担当)
委 員 各学部及び自然科学研究教育センター
(任期 2年) から選出された教授又は准教授各1名、
科目別部会長、教務課長及び理事
(教育担当)が必要と認める者

<審議事項> 教養教育に関する次の各号に掲げる事項

- (1) 授業及び試験の実施
- (2) 非常勤講師の資格認定
- (3) 学事日程、時間割
- (4) 単位の認定
- (5) その他教養教育の実施

教養教育科目別部会

- 共通教養科目部会 授業を担当する専任教員のうち、各学部及び自然科学研究教育センターから選出された教員 各1名
- 基礎自然科学科目部会 各科目区分に属する授業を担当する専任教員
- 基礎数学・情報科目部会 //
- 外国語科目部会 //
- 健康・スポーツ科目部会 //

【中期計画 No.52、年度計画 No.59】【中期計画 No.100、年度計画 No.116】

総合情報センター(図書館)開館時間等

平成 19 年度

	山の畑分館	川澄分館	田辺通分館	北千種分館
開館時間	平日 9:00～21:00 土曜日及び 休業期間中の平日 9:00～17:00	平日 9:00～21:00 土曜日及び 休業期間中の平日 9:00～17:00	平日 9:00～19:00 土曜日及び 休業期間中の平日 9:00～17:00	平日 9:00～19:00 土曜日及び 休業期間中の平日 9:00～17:00
休館日	日曜日、祝日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）、開学記念日（10月28日）、蔵書点検期間（夏季休業中の1週間）、学生の休業（夏・冬・春季）期間中の土曜日、定期清掃日の午前中、その他総合情報センターの業務上必要なとき			
学外者 利用可能 時間	平日 9:00～17:00	平日 9:00～17:00	平日 9:00～17:00	平日 9:00～17:00

平成 20 年度の学外者の利用については以下の通り

	山の畑分館	川澄分館	田辺通分館	北千種分館
学外者 利用可能 時間	平日 9:00～21:00 土曜日及び 休業期間中の平日 9:00～17:00	平日 9:00～21:00 土曜日及び 休業期間中の平日 9:00～17:00	平日 9:00～17:00	平日 9:00～17:00

【中期計画 No.57、年度計画 No.64】

学生との懇談会及びアンケートによるニーズ調査実施状況

学部・研究科	検討状況
医学部 医学研究科 (業務実績報告書 に併記)	5年次学生、4年次学生と教員が参加する「名市大の臨床研修を魅力的にする委員会」を立ち上げ、卒後臨床研修とともに、5年次、6年次の実習カリキュラムのあり方を検討した。この委員会の主催で「名市大を盛り上げよう！学生と教職員が一体となって」フォーラムを開催した。 医学部カリキュラム企画・運営委員会には、必要に応じて学生が参加し、学生からの意見を聴取する体制を整えており、5年次、6年次の臨床実習のあり方、及び卒業試験の実施方法について意見交換を行った。また、卒業試験の実施案を策定した。 医学部学生委員会では、アンケートを行い、医学部基礎教育棟の環境改善に向けての学生からの要望をまとめ、医学部基礎教育棟を含めた諸環境整備において役立てることとした。
薬学部 薬学研究科	学生との懇談会を実施し、学生自治会室の環境改善、講義室の拡張、卒業研究の研究室配属方法、図書館の開館時間延長について要望があった。
経済学部 経済学研究科	教員と学生との関係が希薄であった1・2年生を対象にラウンドテーブルトーク（全教員に7～8名の学生を割り当て、個々に行うミーティング）を実施し、学生生活や履修等についてアドバイスをし、不満や問題点を聴取した。その結果、教養教育、特に数学や統計学の学習における不満の多いことが判明し、これら科目を中心としたリメディアル教育（補習講義）の実施について検討に着手した。 教職員（7名）と院生（12名）との間で「教員と大学院生との懇談会」を実施し、主に平成17年4月に実施した大学院改革について意見聴取を行った。その結果明らかとなった問題点について平成19年度の1年間をかけて検討し、専攻名を変更し学びやすさに配慮した教員配置の大幅な見直し、新たに「経済データ分析室」を設置し使いやすさに力点を置いた経済経営データベースの導入、情報処理機器の使用に際してのトラブル処理方法の確立、院生による授業改善アンケートの実施等を行った。
人文社会学部 人間文化研究科	研究全般、施設・設備、院生生活、就職についてアンケートを行い、16名から回答を得た。異なる分野や研究室の交流、院生談話スペースの充実、院生室備品等の充実、調査等諸費用の補助、学費、研究職としての就職紹介等の意見が出され、研究教育の条件整備にむけた課題などが明らかになった。このアンケートを踏まえ、大学院生と教員の意見交換会を平成19年9月15日に実施した。
看護学部 看護学研究科	学生との意見交換会において、担当教員の役割、学生自治会室の整備、学生生活、地下室出入り口の施錠確認、屋上の使用について意見が交わされ、学生と各担当教員との連絡票の活用を20年度から開始することとした。

システム自然科学 研究科	前期課程2年生との懇談会を実施し、カリキュラム、その他に対する率直な意見を聞いたところ、授業科目増設の要望がいくつか出された。この意見を受けて、平成20年度は「神経生理学」を開講する。
	前期授業終了時にあらかじめ項目を設定したアンケートに加え、自由記述による意見収集を実施した。学生のレベルに合わせた少人数教育を基本としているため、概ね好評で、「満足している」「専門分野に関する理解が深まった」などの意見が多かった。また個々の授業ではなく、カリキュラムに対する希望があったことから、授業科目の充実のため新科目の設置を決定した。後期も授業アンケートを行い、総合評価の平均は5段階で4を超えており、全般的に良い授業が行われていると判断できた。

【中期計画 No.68、年度計画 No.74】

卒業後の状況

学部（平成 20 年 4 月 1 日現在。単位：人）

	19 年度（20 年 3 月卒業者）							18 年度
	卒業者数	就職希望者数	就職者数	進学者数	既就職者数	その他	就職率	就職率
医学部	70	70	69	0	0	1	98.6%	94.0%
薬学部	86	21	20	63	0	3	95.2%	82.4%
経済学部	192	161	160	15	0	17	99.4%	97.2%
人文社会学部	184	157	157	7	1	19	100.0%	95.5%
芸術工学部	61	41	36	17	0	8	87.8%	100.0%
看護学部	80	77	77	0	0	3	100.0%	100.0%
計	673	527	519	102	0	51	98.5%	96.4%

※就職率＝就職者数÷就職希望者数

セクシュアル・ハラスメント アカデミック・ハラスメント パワー・ハラスメント

気軽に相談を!!



ハラスメントを
行わない、行わせない大学を
皆さんで目指しましょう。

不快を感じたらやめるように意思表示。
それでもやめないとき、
意思表示できない立場にある場合には、
一人で悩まず相談員に相談してください。
相談員はあなたと一緒に
問題解決に向けた相談に乗ってくれます。

カウンセリングが必要な場合には、
相談員が学外カウンセラーに引き継ぎます。
また、ハラスメントの有無に関わらず、
カウンセリングの予約を
次の番号で受け付けています。

学外カウンセラー 臨床心理士
田形 高子（たがた たかこ）

※カウンセリング予約電話番号
学生の方は学生会館保健室872-5881
教職員の方は総務課給与係853-8006へ

相談したいときは、こちらへ

教育学部	教授	杉浦 真弓	853-8240
教育学部	助教	黒野 智恵子	853-8121
教育学部	准教授	林 秀 敏	836-3420
教育学部	助教	内藤 敏子	836-3503
教育学部	准教授	外谷 英樹	872-5737
教育学部	講師	藤田 菜々子	872-5716
教育学部	准教授	奥平 俊子	872-5159
教育学部	准教授	山田 美香	872-5156
教育学部	教授	志田 弘二	721-5284
教育学部	准教授	水野 みか子	721-3212
教育学部	教授	小笠原 昭彦	853-8053
教育学部	准教授	寺口 顕子	853-8067
教育学部	准教授	石 川 博	872-5191
教育学部	准教授	徳光 昭夫	872-5843
教育学部	事務課事務係長	青山 賢二	858-7105
教育学部	医事課栄養管理係長	太田 美穂	858-7132
教育学部	中央臨床検査部係長	伊藤 嘉規	858-7309
教育学部	看護部看護師長	小黒 智恵子	858-7486
教育学部	総務課人事係長	苗 村 悟	853-8062
教育学部	教務課学務係主事	後藤 栄子	872-5808

※ 相談員のメールアドレスは、ホームページを参照してください。

【問い合わせ先】学生会館保健室(872-5881) 総務課人事係(853-8062)

【中期計画 No.71、年度計画 No.78】

留学生受け入れ実績

平成 19 年 5 月 1 日現在

国 籍			中 国	韓 国	パ キ ス タ ン	ス リ ラン カ	エ ジ プ ト	ア ル バ ニ ア	ベ ト ナ ム	台 湾	イ ラ ン	ド イ ツ	マ レ ー シ ア	フ イ リ ピ ン	バ ン グ ラ デ シュ	ブ ラ ジ ル	オ ー ス ト ラ リ ア	計	合 計	
学 部	外国人学生	医 学 部																		49
		薬 学 部	1	1															2	
		経 済 学 部	24	3						1			1						29	
		人文社会学部	10	5															15	
		芸術工学部	2						1										3	
	選科生	経 済 学 部										1							1	1
	交換生	人文社会学部															2	2	2	
研 究 科	外国人学生	医 学 研 究 科	11	1	1	1	3				1		1	2	1				22	78
		薬 学 研 究 科	2																2	
		経 済 学 研 究 科	36					1											37	
		人間文化研究科	9	1												1			11	
		芸術工学研究科	2	2									1						5	
		看護学研究科	1																1	
		工学自然科学研究科																	0	
	外国人学生	医 学 研 究 科	1																1	9
		経 済 学 研 究 科	8																8	
合 計			107	13	1	1	3	1	1	1	1	1	3	2	1	1	2	139	139	

【教育に関する特記事項】

資格取得支援対象資格一覧

以下の資格試験（19 年 4 月以降に受験）に合格した学生の受験料の全額を補助

補助対象資格	試験実施団体
TOEIC（650 点以上）ただし IP テストは不可	(財) 国際ビジネスコミュニケーション協会
TOEFL（PBT 522 点、iBT 69 点以上）	国際教育交換協議会
英検（1 級、準 1 級）	(財) 日本英語検定協会
公認会計士	公認会計士・監査審査会
不動産鑑定士	土地鑑定委員会
司法書士	法務省
税理士	国税審議会
中小企業診断士	(社) 中小企業診断協会
行政書士	(財) 行政書士試験研究センター
ファイナンシャル・プランニング技能士（1 級、2 級）	(社) 金融財政事情研究会
宅地建物取引主任者	(財) 不動産適正取引推進機構
日商簿記（1 級）	日本商工会議所
総合旅行業務取扱管理者	(社) 日本旅行業協会
国内旅行業務取扱管理者	(社) 全国旅行業協会
商業施設士	(社) 商業施設技術者・団体連合会
基本情報技術者	(独) 情報処理推進機構
インテリアコーディネーター	(財) インテリア産業協会
インテリアプランナー	(財) 建築技術教育普及センター
CG クリエーター検定（1 級）	(財) 画像情報教育振興協会
CG エンジニア検定（1 級）	(財) 画像情報教育振興協会
色彩検定（1 級）	(社) 全国服飾教育者連合会

- ・ 同一資格についての申請は在学期間を通じて 1 回限り
- ・ 税理士試験については全科目合格したときに、一括合格（5 科目）の受験料を補助
- ・ 対象は学部の正規学生で、在学中に受験しかつ合格した者に限る
- ・ 受験料を補助するものであり、講習会費用等は含まない（例：商業施設士補講習会）

【中期計画 No.76、年度計画 No.85】【中期計画 No.90、年度計画 No.104】

経済学研究科 プロジェクト概要

○「地方分権時代における大都市税財政のあり方に関する研究」

名古屋市の今後の税制のあり方を中心として、平成 19 年 11 月 16 日に市民公開シンポジウム「どうなる？どうする！名古屋の税制―地方分権時代の大都市税制を考える」を開催した（参加者 218 名）。研究代表者および共同研究者が研究成果の報告を行うとともに、名古屋市財政局主税部長や社団法人中部経済連合会常任参与をパネラーに招いて、中日新聞社論説委員の司会の下、地方分権時代の名古屋市税制のあり方に関してパネルディスカッションを行った。

○「名古屋における医療と介護・健康に関する研究」

健康保険組合連合会からデータ提供を受け、分析を実施し、結果を以下の通り発表した。

- ・報告書：『今後の土地住宅税制のあり方に関するとりまとめ（社団法人全国宅地建物取引業協会連合会ほか）』

テーマ：医療・介護保険制度から見た居住の問題と住宅政策および税制

- ・報告書：『住団連（発行：住宅生産団体連合会）』

テーマ：本格的な高齢化社会の到来と住宅および税制について

- ・報告書：『こくほ大阪（大阪府国民健康保険団体連合会）』

テーマ：医療制度改革と国民健康保険制度―この 20 年の変貌―（大竹文雄（大阪大学）氏との共著）

○「団塊の世代退職による労働力不足と外国人労働者」

18 年度は日本政策投資銀行との共同調査を行い、その結果を公開シンポジウムで報告した。また、その報告書や研究成果は朝日新聞、中日新聞、名古屋タイムズをはじめ多くのマスコミに取り上げられた。

19 年度は、「外国人労働者」に焦点をあて、東海地域における外国人労働者の労働環境、問題点をまとめた。さらに、外国人を政策目標に従って受け入れているオーストラリアの移民政策を紹介した。東海地域においては、中国人（研修生・技能実習生）、日系ブラジル人（派遣・請負労働者）を中心に多くの外国人が「単純労働者」として働いている。彼らの賃金は低く、労働環境は劣悪である。計画的に移民を受け入れる政策が、今こそ必要とされている。

労働力減対策「女性に期待」大

将来の労働力人口の減少には、外国人より女性の活用で対応しようとする企業が多い。名古屋市立大と政策投資銀行の共同調査でこんな結果がまとまった。

愛知中小企業家同友会の会員企業2617社と県内の大企業142社を対象としたアンケート(06年6、7月に実施し417社が回答)と、国や国際機関の統計をもとにまとめた。

アンケートでは、向こう5年間にどんな層が労働力として増えるかを調べた。「増える」と答えた企業の割合から「減る」と答えた企業の割合を引いた指数は、「女性」が49倍と最も高く、「パートなどの非正社員」は44倍、「60歳以上の勤務延長者」は36倍だったのに対し、外国人は21倍にとどまった。

女性活用のための企業の取り組みは、「成果主義による

名市大・政投銀、愛知の企業にアンケート

公平な処遇(70・8%)や「昇格上限の廃止」(57・6%)といった人材登用面では進んでいるものの、「介護休暇制度の導入」(32・4%)や「独自の保育施設の整備」(4・8%)などは遅れている。調査報告では、日本では現在、働く女性の比率が50%を切っており、米国並みの60%程度に引き上げれば、2025年に475万人が不足するとされる労働力を補えると試算した。

名古屋市立大学の下野康子教授(マクロ経済学)は「外国人を受け入れるためには、年金や医療、言語教育などの社会制度を整備するべきで、大きな政策転換と社会的費用が必要になる。女性を活用するため、企業は労働時間の短縮などを進めるとともに、中小企業が育児支援や介護休暇を導入できるよう、行政も支援すべきだ」と話す。

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

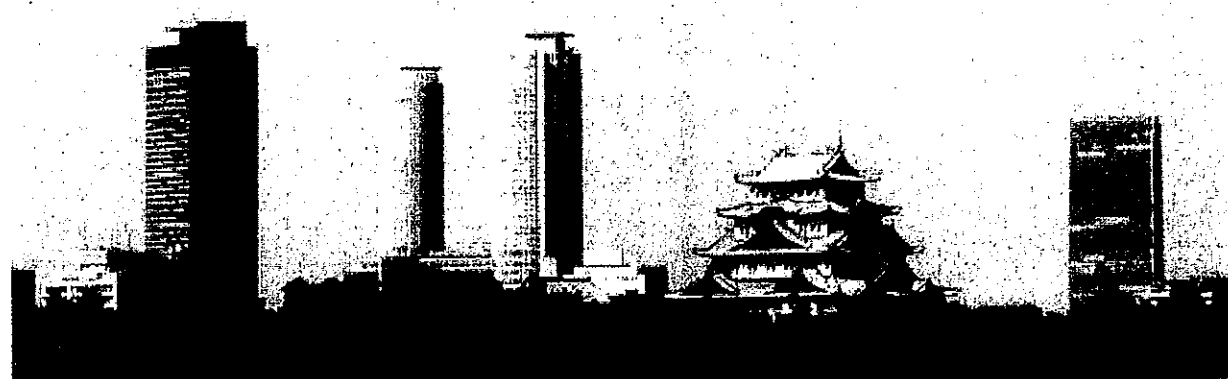
【中期計画 No.77、年度計画 No.87】【中期計画 No.90、年度計画 No.104】

【中期計画 No.113、年度計画 No.127】

シンポジウム「名古屋の観光まちづくり」

名古屋市立大学・日本政策投資銀行連携
公開シンポジウム

「名古屋の観光まちづくり」



日 時:平成19年12月12日(水)
13:00~16:00

- 基調講演
- パネルディスカッション

会 場:中区役所ホール
中区役所 地下1階

主 催:公立大学法人名古屋市立大学
日本政策投資銀行

後 援:国土交通省中部地方整備局・
中部運輸局、愛知県、名古屋市、
名古屋商工会議所、
(財)名古屋観光コンベンションビューロー

募集定員:300名程度(無料)

申し込み方法:往復はがき、FAX、Eメール

申込問合せ:名古屋市立大学事務局
学術推進室

〒467-8601

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1

tel052-853-8041

fax052-841-0261

E-mail:fukumitsu-kazumi@sec.nagoya-cu.ac.jp

基調講演講師



日本政策投資銀行
地域振興部
参事役 藻谷 浩介

コーディネーター



名古屋市立大学
大学院人間文化研究科
教授 山田 明

パネリスト



東海旅客鉄道株式会社
相談役 須田 寛



株式会社都市研究所スぺーシア
代表取締役 井澤 知旦



名古屋市市民経済局
文化観光部長 別所 真三



名古屋市立大学
大学院人間文化研究科
教授 服部 幸造

公立大学法人名古屋市立大学

<http://www.nagoya-cu.ac.jp>

日本政策投資銀行

<http://www.dbj.go.jp>

未来の
主役たちの
ために。

シンポジウム

青少年の自立支援

地域活動・政策・研究の連携に向けて

若者の現状についての研究。名古屋の若者の自立に関する調査。
現場で青少年の自立支援に取り組むNPOの経験。この3つの対話
から「青少年の自立の困難」を探り出し、克服の糸口を探ります。

参加無料・当日受付

関心をおもちの方は、どなたでもご来聴いただけます

プログラム

基調講演

「青少年の自立と家族形成：
現代的課題」

青少年の自立や家族形成の困難の原因
を、格差社会の観点から考えます。

調査報告

名古屋市立大学の研究グループと名古屋
市が共同で昨年度実施した「青少年
の自立に関する調査」の分析結果をお
伝えします。

NPO活動報告

- 若者の就労支援 ～ICDS～
- 子どもが育つ場づくり
～子ども＆まちネット～

パネルディスカッション

開催日時

平成19年12月1日(土)

開場・受付開始／13:00

開会／13:30 終了予定／16:30

会場

名古屋市立大学 山の畑キャンパス
人文社会学部棟201教室

名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑1

基調講演者

／パネリスト

山田昌弘氏

「パラサイト・シングルの時代」

「希望格差社会」著者

東京学芸大学教授

パネリスト

深谷潤一氏 特定非営利活動法人ICDS理事長

伊藤一美氏 特定非営利活動法人子ども＆まちネット理事長

コーディネーター

石川洋明 名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授



主催 名古屋市立大学大学院人間文化研究科／名古屋市子ども青少年局青少年自立支援室

【中期計画 No.82、年度計画 No.95】

特別研究奨励費配分・交付状況

課題		申請件数	採択件数	交付金額
重点 課題	環境問題の解決と挑戦	16 件	9 件	10,500 千円
	地域貢献研究	14 件	7 件	7,000 千円
一般 課題	健康福祉の向上（第1次配分）	44 件	19 件	13,100 千円
	健康福祉の向上（第2次配分）	17 件	5 件	4,000 千円
	国際交流・国際共同研究・国際 学会の開催	13 件	8 件	5,600 千円
	教育方法の改革・改善	10 件	5 件	3,300 千円
	大学間連携の推進	3 件	3 件	4,690 千円
計		117 件	56 件	48,190 千円

【中期計画 No.86、年度計画 No.99】

グローバル COE プログラム 申請状況

平成 19 年度

申請分野	拠点のプログラム名称	本学の事業推進担当者	
情報、電気、電子	ナノファクトリー (名城大学、奈良女子大学との共同申請)	医学研究科	森田明理 城卓志 小椋祐一郎
学際、複合、新領域	人間調和工学による医療基幹手技の敷衍 (名古屋工業大学、名古屋大学、藤田保健衛生大学との共同申請)	医学研究科	郡健二郎 大塚隆信

平成 20 年度

申請分野	拠点のプログラム名称	本学の事業推進担当者	
学際、複合、新領域	光医療エレクトロニクス国際教育研究拠点 (名城大学との共同申請)	医学研究科	森田明理 城卓志 小椋祐一郎 郡健二郎 中西真

【中期計画 No.86、年度計画 No.99】

大学教育改革支援事業 学内応募状況

平成 19 年度

プログラム	研究科	申請者	申請テーマ
特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）	経済学研究科	向井清史	集合知による導入教育の効率的展開
現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）	芸術工学研究科	栗原康行	「卓プロジェクト」を用いた地域連携教育～地域の問題解決を通じて「想像」を「創造」に発展させる実践教育～
	看護学部	北川真理子	キャリア意識を高める看護教育戦略～看護実践能力の育成を強化する教育課程の再考と体系的キャリア教育の取組～
新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム	人間文化研究科	有賀克明	文系学生をサイエンスライターに育成する教育プログラム
社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム	経済学研究科	松村文人	大学におけるフリーター自立支援プログラム
大学院教育改革支援プログラム	薬学研究科	樋口恒彦	創薬センスあふれる実践的研究者養成
	経済学研究科	下野恵子	地域経済分析のための大学院教育プログラム

平成 20 年度

申請予定プログラム	研究科	申請者	申請予定テーマ
大学院教育改革支援プログラム	薬学研究科	林秀敏	超分子マテリアルを基盤とした創薬研究者養成
質の高い大学教育推進プログラム	経済学研究科	向井清史	(仮) 臨地教育による地域振興と教育改革の融合
国際共同・連携支援 (交流プログラム開発型)	芸術工学研究科	横山清子	国際連携によるデザイン教育プログラム－ワークショップによるデザイン実践とダブルディグリーによるデザイン理論構築に関する教育－
新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム	芸術工学研究科	鈴木賢一	子どもの生活環境を支える学生デザイン活動－専門家としての職能意識の向上にむけて－
社会人の学び直しニーズ対策プログラム	薬学研究科	藤井聡	東海地区薬系大学の連携による薬剤師の生涯学習支援
	医学研究科	津田洋幸	健康科学「知の再構築」を目指した自己研鑽と再チャレンジ実現プログラム

【中期計画 No.86、年度計画 No.99】

再生医療の実現化プロジェクト 申請状況

平成 20 年度

領域	課題名	研究科	代表研究者
幹細胞治療開発領域	脳室周囲白質軟化症の幹細胞治療の実現化	医学研究科	澤本和延

【中期計画 No.87、年度計画 No.100】

文部科学省科学研究費補助金申請状況

	20 年度		19 年度		18 年度	
区分	未申請者数 (%)	現在員 (19. 10. 1)	未申請者数 (%)	現在員 (18. 10. 1)	未申請者数 (%)	現在員 (17. 10. 1)
医学研究科	31 (11. 2%)	277	55 (20. 8%)	265	44 (16. 4%)	269
薬学研究科	6 (10. 3%)	58	9 (16. 4%)	55	8 (15. 1%)	53
経済学研究科	5 (13. 9%)	36	9 (23. 7%)	38	19 (50. 0%)	38
人間文化研究科	12 (24. 5%)	49	23 (45. 1%)	51	24 (47. 1%)	51
芸術工学研究科	5 (16. 7%)	30	18 (58. 1%)	31	23 (71. 9%)	32
看護学部	8 (21. 1%)	38	13 (34. 2%)	38	22 (53. 7%)	41
システム自然科学 研究科	5 (20. 0%)	25	6 (24. 0%)	25	6 (24. 0%)	25
合計	72 (14. 0%)	513	133 (26. 4%)	503	146 (28. 7%)	509

※1 未申請者とは新規申請を行わず、かつ継続予定の課題もない者をいう。

※2 %表示は現在員に占める未申請者の割合

※3 職員の職名変更に関する学校教育法改正施行の際、引き続き助手となった者(経済学研究科：6名、人間文化研究科：1名)は除く。

【中期計画 No.89、年度計画 No.103】

名古屋市立大学受託研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、企業等からの委託に応じて、名古屋市立大学において専門の事項を研究するために派遣される現職の技術者及び研究者（以下「受託研究員」という。）の受入に際し、必要な事項を定めるものとする。

(志願者資格)

第2条 受託研究員となることのできる者は、医学研究科にあっては名古屋市立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条各号のいずれかに該当する者、医学研究科以外の研究科にあっては大学院学則第23条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

(志願手続)

第3条 企業等の長（以下「委託者」という。）は、本学に受託研究員の受入を委託しようとするときは、研究事項及び指導教授を定め、受託研究員申込書（第1号様式）に次の書類を添え指導教授を経て研究科長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学歴に係る卒業証書の写
- (3) 健康診断書

(許可)

第4条 受託研究員の受入は、受託研究員を受入れる研究科の教授会の選考に基づき研究科長が許可する。

2 選考は、所定の提出書類によって行うほか、必要があるときは、筆記又は口頭による学力検査を行うことがある。

(許可書)

第5条 受託研究員の受入を許可した場合には、受託研究員を受入れる研究科の長は、委託者に対し受託研究員許可書（第2号様式）を交付する。

(研究期間)

第6条 受託研究員の研究期間は、原則として4月1日から1年とする。

2 委託者は、許可された研究期間をこえて委託しようとするときは、その旨を願い出なければならない。

(研究方法)

第7条 受託研究員は指導教授の指導を受ける外、研究科長の許可を得て、研究に関連する授業を聴講し、又は演習に参加することができる。

2 受託研究員は総合情報センターその他必要な施設を利用することができる。

(研究終了報告)

第8条 委託者は、研究期間が満了したときは、その旨を研究科長に報告しなければならない。

(研究証明書)

第9条 受託研究員がその研究について証明を願い出たときは、研究科長は研究証明書を交付す

る。

(研究料)

第 10 条 研究料は年額 356,400 円とする。ただし、理事長が特別の理由があると認める場合は、これを減免することができる。

2 前項の規定にかかわらず、研究期間が 1 年に満たない者に係る研究料の額は、前項に定める額の 12 分の 1 に相当する額に研究期間の月数を乗じて得た額とする。

3 受託研究員が研究料を納付しないときは、その受入れの許可を取り消す。

4 既納の研究料はこれを還付しない。

(備品等の破損又は亡失時の処置)

第 11 条 受託研究員が故意又は重大な過失により備付の機械器具、図書等を破損し又は亡失したときは、その実費を弁償しなければならない。

(義務)

第 12 条 受託研究員は、学内諸規程を遵守しなければならない。

(辞退)

第 13 条 受託研究員を辞退しようとするときは、受託研究員辞退願（第 3 号様式）を指導教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(許可の取消)

第 14 条 受託研究員が次の各号の一に該当したときは、研究科長は教授会の議を経て、受託研究員の許可を取り消すことができる。

(1) 学内の諸規程に違反したとき

(2) 病気その他の事由により研究を完了する見込がなくなったとき

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 受託研究員の受入れに関する手続きは、施行日前であっても行うことができる。

3 この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

【中期計画 No.89、年度計画 No.103】

名古屋市立大学共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）における民間機関等との共同研究の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究は、本学の自主性及び主体性の下に、民間機関等から研究者及び研究経費、又は研究経費を受け入れて、本学の教員と民間機関等の研究者とが対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことにより、学外との連携を図り、優れた研究成果を生み出し、本学の活性化及び社会貢献に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - (2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、回路配置利用権の設定登録を受ける権利及び品種登録を受ける地位並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - (4) 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。）のうち秘匿とすることが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、本学及び共同研究者が協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 この規程において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法、実用新案法、意匠法に規定する通常実施権及び商標法に規定する通常使用権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権
 - (3) 種苗法に規定する通常利用権
 - (4) 第1項第2号に規定する権利の対象となるものについて非独占的に実施をする権利
 - (5) プログラム等の著作物に係る著作権について実施をする権利
 - (6) ノウハウについて実施をする権利
 - (7) 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利
- 3 この規程において「独占的实施権等」とは、通常実施権等のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾ができず、当該権利を許諾された者において独占的に実施できる権利をいう。
- 4 この規程において「専用実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法、実用新案法、意匠法に規定する専用実施権及び商標法に規定する専用使用権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

- (3) 種苗法に規定する専用利用権
 - (4) 第1項第2号及び第3号に規定する権利の対象となるものについての独占的に実施する権利
 - (5) ノウハウについて独占的に実施をする権利
 - (6) 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利
- 5 この規程において「技術移転機関」とは、本学が指定する機関であつて、本学が所有する知的財産権について、本学以外の者に実施の許諾又は譲渡を行うが、自らは実施しない機関をいう。
- 6 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 民間機関等：国、地方公共団体、商法（明治32年法律第48号）等に基づき設立された株式会社等の民間企業、特殊法人、独立行政法人、民法（明治29年法律第89号）第34条により設立された法人等をいう。
 - (2) 本学における共同研究 本学において、本学の教員が民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究で、本学が当該民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れるものをいう。
 - (3) 本学及び民間機関等における共同研究：本学及び民間機関等において、本学の教員が民間機関等の研究者と共通の課題について分担して行う研究で、本学が当該民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものをいう。
 - (4) 共同研究者 共同研究（第2号又は前号をいう。以下同じ。）における本学の相手方をいう。
 - (5) 研究代表者 本学の共同研究組織を代表し、研究計画のとりまとめを行うとともに、研究の推進に関し、責任を持つ本学の教員をいう。
 - (6) 研究担当者 本学又は共同研究者に属し、共同研究に従事する者をいう。
 - (7) 研究協力者 本学又は共同研究者が、研究担当者以外の者の参加又は協力を得る必要があると認め、相手方の同意を得た者をいう。
 - (8) 部局 名古屋市立大学大学院医学研究科、薬学研究科、経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科及びシステム自然科学研究科並びに看護学部をいう。
 - (9) 部局長 前号の部局の長をいう。

（受入れの基準）

第4条 共同研究は、教育研究上有意義であり、本学の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果が期待できる場合に限り、受入れることができる。

（共同研究の申込み）

第5条 共同研究者は、共同研究申込書（第1号様式）を、当該共同研究の研究代表者の所属する部局の長に提出するものとする。

2 共同研究者は、前項の申込書の提出にあたり、あらかじめ研究代表者と協議するものとする。

（受入れの決定）

第6条 部局長は、前条第1項により共同研究申込書の提出があった場合は、教授会又は教授会が認める審査機関の審査を経て、事務局学術推進室を経由して、申込書及び審査結果を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の審査結果に基づき共同研究の受入れの決定を行う。

- 3 理事長は、前項の受入れを決定したときは、部局長を経由して、共同研究者に対して共同研究決定通知書（第2号様式）を交付する。

（契約の締結等）

第7条 部局長は、共同研究に関する契約の事務手続を行うものとする。

（契約書）

第8条 共同研究者との間で共同研究契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を締結するものとする。

- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的、内容及びスケジュール
- (3) 共同研究に従事する者及び業務分担
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究期間
- (6) 共同研究に要する費用の分担
- (7) 研究経費の本学への納付
- (8) 共同研究によって取得した設備等の帰属
- (9) 施設・設備の提供等
- (10) 秘密の保持
- (11) 研究成果の取扱い
- (12) 研究成果の帰属
- (13) 知的財産権の取扱い、出願及び実施
- (14) 契約の変更及び解除
- (15) 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関する必要な事項

（研究担当者等の派遣）

第9条 部局長は、共同研究者の指定する研究担当者及び研究協力者を受け入れることができる。

2 部局長は、共同研究者の同意を得て、共同研究者の施設に本学の研究担当者及び研究協力者を派遣することができる。

3 前項の場合において、本学の研究担当者及び研究協力者が共同研究者の施設において研究を行う場合は、職務としてその用務に従事するための所定の手続をとるものとする。

（研究料）

第9条の2 前条第1項の規程により本学が受け入れる研究担当者（以下「共同研究員」という。）の研究料は、年額356,400円とする。ただし、理事長が特別の理由があると認める場合は、これを減免することができる。

2 前項の規定にかかわらず、研究期間が1年に満たない者に係る研究料の額は、前項に定める額の12分の1に相当する額に研究期間の月数を乗じて得た額とする。

3 既納の研究料は、これを還付しない。

（研究経費の負担）

第10条 本学は、その施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持管理に必要な経常経費を負担するものとする。

2 共同研究者は、次に掲げる区別に応じ、当該各号に定める経費等を負担させるものとする。

- (1) 本学の施設で実施する共同研究 次に掲げる経費等

ア 共同研究遂行のため特に必要となる謝金、研究支援者等の人件費、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）

イ 直接経費に15%を乗じた間接経費

(2) 本学及び共同研究者がそれぞれの施設において分担して実施する共同研究 直接経費に加え、共同研究者の施設において必要とする経費等

3 共同研究者は、共同研究の開始前に前項第1号に規定する経費等を納付するものとする。
（設備等の取扱い）

第11条 本学において、共同研究に要する経費によって新たに取得した設備等の所有権は、本学に帰属するものとする。

2 共同研究者の施設において、共同研究に要する経費によって新たに取得した設備等の所有権は、共同研究者に帰属するものとする。

3 本学は、第1項及び前項によるもののほか、本学で行う共同研究の執行上必要な場合には、共同研究者からその所有に係る設備等は無償で受入れることができるものとし、この場合における搬入及び搬出に係る経費は原則として共同研究者が負担するものとする。

（知的財産権の帰属）

第12条 共同研究において発生した発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本学側（本学及び本学研究担当者をいう。以下同じ。）と共同研究者と双方の貢献度を踏まえて、双方が所有するものとする。ただし、共同研究に関連した本学側又は共同研究者の単独による発明等は、それぞれ単独所有とする。

（出願等）

第13条 本学側の単独所有となる本知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。なお、この場合において共同研究者に対しても同様の義務を課するよう措置するものとする。

2 共同研究者と共有する本知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、あらかじめ双方の持分等を定めた共同出願契約を締結するものとする。ただし、本学側が共同研究者から本知的財産権を承継した場合は、本学側が単独で出願又は申請を行うものとする。

3 共有する本知的財産権のうちノウハウに該当するものについては、共同研究者と協議の上、速やかにノウハウとして指定するものとする。

（独占的实施権等の付与）

第14条 共同研究者又は共同研究者が指定する者が、本知的財産権に係る独占的实施権等の付与を希望する場合には、一定の期間、その権利を付与するものとする。

2 前項により本知的財産権に係る独占的实施権等を付与された者から、その付与の延長を求められたときは、その者と協議の上、必要な期間を延長することができる。

（第三者に対する実施の許諾等）

第15条 第三者（技術移転機関を除く。）に対して共有する本知的財産の本学の持分を譲渡し、それを目的として質権を設定しようとする場合、又は専用実施権等を設定し、若しくは通常実施権等を許諾しようとする場合は、その旨について事前に共同研究者の同意を得るものとする。なお、この場合において共同研究者に対しても同様の義務を課するよう措置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により独占的实施権等を付与している本知的財産権について、共同研究者又は共同研究者が指定する者以外には実施の許諾を行わない。

(技術移転機関の利用)

第16条 本学は、本知的財産権の実施又は譲渡を行うときは、技術移転機関を利用することができるものとする。この場合において、技術移転機関に対して、共有している本知的財産権の専用実施権等を設定すること若しくは通常実施権等を許諾すること又は本学の持分の全部若しくは一部を譲渡することができるものとする。

2 本学は、本知的財産権のうち、本学が所有する持分を技術移転機関に譲渡する場合は、当該技術移転機関が共同研究契約に定める本学の本知的財産権に係る権利者としての権利及び義務を本学の代わりに履行するよう措置するものとする。

(実施契約)

第17条 本知的財産権が実施される場合には、別に定めがない限り、本学への実施料等の支払いを定めた実施契約を締結する。

(知的財産権の放棄)

第18条 本学が共有する本知的財産権を放棄しようとする場合は、あらかじめ共同研究者と協議するものとする。なお、この場合において共同研究者に対しても同様の義務を課するよう措置するものとする。

(研究成果の公表)

第19条 共同研究によって得られた研究成果は、当該共同研究において知り得た情報の取扱いを共同研究者と協議した上でなければ、発表又は公開してはならない。なお、共同研究者に対しても当該共同研究で知り得た情報の取扱いを本学と協議した上でなければ発表若しくは公開できないよう措置するものとする。

(実施報告)

第20条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究契約に定める実施報告書を、共同研究者と協力して作成し、部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、速やかに理事長に報告するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第21条 研究代表者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、前項の報告に基づき、共同研究者と協議の上、共同研究の中止又は期間の延長を認めたときは、第5条及び第6条の規定に準じた手続を経た後、その決定について理事長に報告するものとする。

3 部局長は、期間の延長について共同研究者との間で変更契約を締結するものとする。

(共同研究の完了又は中止に伴う直接経費等の取扱い)

第22条 共同研究を完了し、又は前条の規定により共同研究を中止する場合において、第10条第2項に規定する直接経費の額に不用が生じた場合は、共同研究者の請求に基づきこれを返還するものとする。

2 前条の規定により共同研究の期間を延長することにより直接経費に不足が生じるおそれがある場合には、部局長は、共同研究者と協議の上、不足する直接経費を負担させるかどうかを決定するものとする。

(契約の解除等)

第 23 条 共同研究者が直接経費等を所定の期日までに納付しないときは、共同研究契約を解除できるものとする。

2 本学又は共同研究者は、相手方が共同研究契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

(研究担当者等の責務)

第 24 条 本学が受け入れる共同研究者の指定する研究担当者及び研究協力者は、研究代表者の指示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(適用除外)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究者に対して適用しないことができる。

(1) 国、政府機関又は地方公共団体との共同研究である場合

(2) その他特別な事情があると理事長が認めた場合

(連携研究)

第 26 条 本学又は共同研究者において、共通の課題について分担して行う研究で、本学が共同研究者から研究者又は研究経費を受け入れない連携研究については、この規程の規定（第 7 条から第 11 条まで、第 22 条及び第 23 条第 1 項を除く。）を準用する。

(雑則)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(名古屋市立大学共同研究取扱規程の廃止)

2 名古屋市立大学共同研究取扱規程（平成 16 年名古屋市立大学達第 8 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程は、施行日以降新たに契約する共同研究について適用し、施行日前に契約された共同研究については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学共同研究取扱規程の例による。

4 第 2 項の規定による廃止前の名古屋市立大学共同研究取扱規程の規定に基づく共同研究の申込みその他の行為は、この規程の規定に基づくものとみなす。ただし、前項の規定の適用を受ける契約に関するものは、この限りではない。

5 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 18 年達第 147 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

【中期計画 No.89、年度計画 No.103】

公立大学法人名古屋市立大学特任教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学術研究の一層の推進を図るため、公立大学法人名古屋市立大学が外部研究資金を活用して雇用する教員（名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第131号）第9条第3項に定める寄附講座等教員を除く。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(補職名)

第2条 前条の教員の補職名は、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。）とする。

（一部改正 平成19年達第101号）

(身分等)

第3条 特任教員の身分は、公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）第2条に定める契約職員とし、その任免については同規則及びこの規程の定めるところによるものとする。

(雇用経費)

第4条 特任教員の雇用経費は、次の各号に掲げる種別の外部研究資金から支弁する。

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第102号）第3条第1号に定める委託料
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第103号）第10条第2項に定める経費
- (3) 科学研究費補助金
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等からの研究助成金
- (5) その他理事長が指定する経費

(職務)

第5条 特任教員は、前条各号の種別に応じた研究業務に従事するものとする。ただし、当該研究業務の遂行に支障のない範囲内で、その他の教育研究業務等に従事することができるものとする。

(選考)

第6条 特任教員の選考は、専任教員の選考に準じて行うものとする。

(特許等の取扱い)

第7条 特任教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第114号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成 19 年公立大学法人名古屋市立大学達第 101 号）

- 1 この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学特任教員に関する規程（以下「改正後規程」という。）第 2 条に規定する特任教授に関しては、当分の間、改正後規程にかかわらず、別に定めるところにより称号として付与することができるものとする。

【中期計画 No.90、年度計画 No.104】【中期計画 No.109、年度計画 No.124】

シンポジウム「外国人の住みやすいまち〈ナゴヤ〉をめざして」

公開シンポジウム

外国人の住みやすいまち〈ナゴヤ〉をめざして―「名古屋市外国人生活実態調査」を踏まえて―

日時:平成 19(2009)年 7 月 28 日(土) pm2:00~5:30

会場:名古屋市立大学山の畑キャンパス

一般教育棟 2 階 207 教室(人文社会学部棟の隣の建物)

今回のシンポジウムでは、名古屋市立大学人間文化研究所のプロジェクトチームが名古屋市からの委託を受けて実施した「名古屋市外国人生活実態調査」について報告していただくことになりました。

挨拶

福吉勝男(名市大人間文化研究所長)

村井忠政(名古屋市立大学名誉教授・プロジェクトチーム代表)

アンケート調査結果について

山口博史(名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程)

インタビュー調査結果について

①韓国・朝鮮籍市民 成 玖美(名市大大学院人間文化研究科助教授)

②中国籍市民 村井 忠政 (名市大大学院人間文化研究科名誉教授)

③ブラジル・ペルー籍市民 米勢 治子(東海日本語ネットワーク)

④フィリピン籍市民 安部亮吾(名古屋大学大学院環境学研究科研究員)

⑤欧米籍市民 房岡 光子(名市大大学院人間文化研究科研究員)

⑥中国帰国者 山田 陽子(名市大大学院人間文化研究科博士後期課程)

行政担当者(名古屋市)から 名古屋市国際交流課(講師未定)

シンポジウム(全体討議)「外国人の住みやすいまち〈ナゴヤ〉をめざして」

主催:名古屋市立大学人間文化研究所

共催:名古屋市国際交流課

後援:名古屋多文化共生研究会

【中期計画 No.92、年度計画 No.106】

名古屋市立大学における研究倫理に関する指針

名古屋市立大学は、知の創造と継承をめざして真理を探究し、有為な人材を育成するとともに、その成果を広く社会に還元することにより、科学・技術、芸術・文化、産業・経済の発展及び市民福祉の向上に寄与していくものである。

本学に課せられた、このような崇高な使命を果たしていくためには、学術研究の自由及び研究者の自治が保障されることが自明の前提である一方、学術研究が人類社会に広大かつ深遠な影響を与える今日、自由な学術研究は社会からの信頼と付託があつて初めて成り立つものであることをすべての研究者が自覚し、その行動を自ら厳正に律することが求められる。

本学はここに、研究者の自律性に依拠し、すべての学術分野に共通する研究倫理に関する指針を以下のとおり定める。この指針を遵守することにより、本学における学術研究の質が保証されるとともに、社会からの信頼と尊敬を得ることができるものと確信する。

(研究者の定義)

第1 「研究者」とは、すべての学術分野において、新たな知識や技術を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する者をいい、教員のみならず、学生その他の者であっても研究に携わるときは「研究者」に含まれる。

(研究者の責務)

第2 研究者は、自らが生み出す知識や技術の質を自律的に保証する責任を有し、自らの知識や技術を活かして、時代や社会の要請に応え、人類社会の発展に貢献するという責務を有する。

(研究者の行動)

第3 研究者は、自律的な研究は社会からの信頼と付託があつて初めて成り立つものであることを自覚し、良心と信念にしたがつてその行動を自ら厳正に律しなければならない。

(自己研鑽)

第4 研究者は自らの能力や知識・技術水準の向上をめざし、常に自己研鑽に努める。

(研究成果の公開と説明)

第5 研究者は、社会に対し研究成果を積極的に公開・説明することにより、広く社会への還元に努めるとともに、自己の研究についての説明責任を果たさなければならない。

(根拠の透明性)

第6 研究者は研究によって生み出される知識や技術の科学的根拠に関する透明性を保証しなければならない。

(不正行為の禁止)

第7 研究者は、計画の立案から成果の発表にいたるまでのすべての研究過程において、研究及び調査のデータの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、次に掲げる不正な行為は絶対に為さず、またこれに加担してはならない。

- (1) ねつ造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）
- (2) 改ざん（研究に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）
- (3) 盗用（他の研究者のアイディア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解を得ず又は適切な表示をすることなく流用することをいう。）

(インフォームド・コンセント)

第8 研究者は、個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、個人情報、データ等の提供者に対し、その目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第9 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものはこれを他に漏らさないなど、個人情報の保護に充分に留意し、必要な措置を講じなければならない。

(共同研究者との関係)

第10 研究者は、共同研究を実施するにあたっては、共同研究者が対等なパートナーであることを認識し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(学生への配慮)

第11 学生が研究に携わるときは、研究者は、学生に対して不当な取扱いがなされることがないように配慮しなければならない。

(研究協力者への配慮)

第12 研究者は、研究協力者の個人の尊厳と基本的人権を尊重し、福利に配慮する。

(一部改正 平成20年達第1号)

(実験動物の取扱)

第13 実験動物に関しては、科学的観点と動物愛護の観点から真摯な態度でこれを扱う。

(一部改正 平成20年達第1号)

(安全管理)

第14 研究者は、研究用装置・機器、薬品、材料等を使用するときは関係規程を遵守し、安全管理に努めるとともに、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品、材料等について適正に処理しなければならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(研究費の取扱)

第 15 研究者は、研究費の財源が運営費交付金、国からの補助金、民間からの寄附金等であることを常に意識し、物品の購入、謝金・旅費の支払などその使用にあたっては、法令及び本学の諸規程に則り適正に使用しなければならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(法令の遵守)

第 16 研究者は、研究の実施にあたっては、国際的に認められた規範、国内外の法令及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(他の研究者との関係)

第 17 研究者は、他の研究者の研究成果を正当に評価するとともに、自らの研究に対する他の研究者からの意見等には誠実な態度で対処する。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(差別の排除)

第 18 研究者は、研究活動において、文化、伝統、慣習、価値観の多様性に留意するとともに、人種、性別、地位、思想その他による差別的取扱いをしてはならない。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(利益相反)

第 19 研究者は、本学の研究者としての責務と個人的な利益、あるいは本学における責務と本学以外における責務との衝突、相反に十分に留意し、公共性と中立性を維持しながら、社会との連携活動の推進に努める。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

(大学の責務)

第 20 本学は、本指針について周知徹底を図り、研究倫理に関する意識の啓発に努めるとともに、諸規程の整備その他必要な措置を講ずる責務を有する。

(一部改正 平成 20 年達第 1 号)

附 則

この指針は、発布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年公立大学法人名古屋市立大学達第 1 号)

この規程は、発布の日から施行する。

【中期計画 No.92、年度計画 No.106】

科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程

(設置)

第1条 名古屋市立大学（以下「本学」という。）に属する者が交付を受ける科学研究費補助金等（以下「科研費等」という。）の運営及び管理を適正に行うために、本学に最高管理責任者及び統括管理責任者を置き、各大学院研究科（看護学研究科を除く。）及び看護学部（以下「部局等」という。）に部局責任者を置く。

2 科研費等の執行による発注の結果納品される物品等の検査を行うために、部局等に検収員を置く。

(最高管理責任者)

第2条 最高管理責任者は、本学におけるすべての科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、理事長とする。

(統括管理責任者)

第3条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学におけるすべての科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、部局責任者に必要な措置を指示し、連携を図りながら統括する。

2 統括管理責任者は、理事(研究担当)の職にある者をもって、これに充てる。

(部局責任者)

第4条 部局責任者は、部局等における科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、部局等に属する者に必要な措置を指示し、必要に応じて、資料の提出等を要請する。

2 部局責任者は、部局等の長をもって、これに充てる。

(検収員)

第5条 検収員は、部局責任者の推薦に基づき、理事長が任命又は委嘱する。

2 前項の検収員は、教職員、契約職員若しくはパートタイム職員又はこれらに準ずる者から選任する。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市立大学公的研究費不正防止計画

平成20年3月31日制定

名古屋市立大学において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)を踏まえ公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	手続等	不正を発生させる要因	対応する不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	責任体系の明確化	公的研究費の責任体系が明確でない。	学内の責任体系を明確にするため規程を制定し、ホームページにおいて公表する。
適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	意識の向上	補助金等が公的資金であるという意識が希薄である。	研究者、事務職員等の意識向上を図るため研究倫理指針等を策定し、周知する。 公的研究費を交付された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。
	研究費の使用ルール	研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	研究者、事務職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施し、ルールの運用実態、理解度の把握に努める。 使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で、必要に応じてルール変更も含めた対策を行う。
研究費の適正な運営・管理活動	納品・検収	物品の調達について、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	物品費を支出するためには、納品検査が行われていることを必要とする。 ・検収は理事長に任命、委嘱された検収員が行う。 ・検収担当者は発注者とは異なる者でなければならない。 ・検収担当者は納品検査を行った上で、納品書(又はそれに代わるもの)に署名又は押印をすること。また、必要に応じて確認日を表示すること。 なお、実地調査を行うなど、検収の状況について実態の把握に努め、必要に応じて、検収制度の改善等を行っていく。
	寄付手続	備品・図書の寄付手続きが、確実に実施されているかどうかをチェックできる体制がない。	備品・図書の寄付手続きが、確実に実施されるよう事務職員による確認・指導を行う。
	旅行実施確認	出張の処理について、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	報告、証拠書類の提出を求め、出張の詳細な実態把握に努める。 ・旅費の算出根拠のわかるもの ・旅行命令簿の写 ・出張報告(記録)書 ※ 出張報告(記録)書には、当該旅行の日程・目的等を記入すること。 研究打合せ等の場合は議事要旨等、また、学会等の参加又は研究成果の発表を行った場合は発表スケジュールの入ったプログラムの写を添付すること。 ・航空運賃の領収書及び搭乗券(添付できない場合は紛失の理由書) また、外国旅費等、出張の態様に応じた証拠書類の提出を求める。

	勤務実態の把握	謝金支払に係る勤務管理について、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	事務職員等の第三者による勤務実態の把握に努める。出勤状況について、謝金を支払う研究代表者・研究分担者以外の者が確認した上で、出勤表に記名、押印する。
	予算執行状況の把握	予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する。	定期的に予算執行状況を把握するとともに、計画との大幅な乖離等がある場合は是正の指導をすることにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。また、繰越制度の周知を図る。
情報の伝達を確保する体制の確立	相談窓口	研究費の使用、事務処理手続きに関して責任をもった相談窓口がない。	事務局学術推進室を相談窓口として、研究費の適正な使用に関する助言・指導を行う。
	通報窓口	学内外から通報（告発）を受け取る窓口がない。	監査評価室を通報窓口として、不正の抑制、牽制、リスクの早期発見を図る。 通報窓口の設置と併せて、通報者を保護する制度を設ける等、告発を受け入れる体制の整備を行う。
	説明会等による周知徹底	研究費の管理や使用に関する説明会が行われていない。	公的研究費の適正な使用に関し、定期的に説明会や研修会等を開催する。 「科学研究費補助金使用手引き」を研究者、関係事務職員全員に配布するとともに、ホームページへ掲載する。
モニタリング	定期的な監査の実施	監査体制の整備が不十分である。	内部監査部門として監査評価室を設置し、実効性のある監査を実施する。

今後も継続して、不正を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や、他の研究機関における対応等も参考にしつつ、計画の変更について見直しを行うものとする。

【中期計画 No.92、年度計画 No.106】

名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学（以下「本学」という。）において研究上の不正が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究上の不正」とは、本学の構成員（本学の役員、職員、学生等という。以下同じ。）又は本学の構成員であった者が本学に在籍する時期に行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究活動における故意の捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解を得ず、又は適切な表示することなく流用することをいう。）
- (2) 研究費の不正使用（私的流用、目的外使用、不正受給）
- (3) 前2号に掲げる行為に係る証拠を隠滅し、又は立証を妨害する行為

2 部局とは名古屋市立大学大学院医学研究科、薬学研究科、経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科及びシステム自然科学研究科並びに看護学部をいう。

(総括及び処理)

第3条 研究上の不正に係る調査、審理及び判定は、理事（研究担当）が総括し、別に定める研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）が処理する。

(窓口)

第4条 研究上の不正に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口は、監査評価室に置く。

3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究上の不正に係る申立ての受付
- (2) 研究上の不正に係る申立て及び提供された情報の整理及び理事（研究担当）への取次ぎ
- (3) 第10条に規定する異議申立ての理事長への取次ぎ
- (4) 申立者（次条第4項において氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果の通知（研究上の不正に係る申立て）

第5条 研究上の不正の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を経由して、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、所定の申込書に、次の各号に掲げる事項を記載しておこなわなければならない。

- (1) 申立者の氏名
- (2) 研究上の不正を行ったとする研究者の氏名（グループで研究を行う場合には、そのグループの名称）
- (3) 不正の内容及び不正とする合理的理由

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

4 申立者は、第1項の申立てに続く手続において、自己の氏名の秘匿を希望することができる。

(職権による調査)

第6条 理事長は、前条第1項の規定による窓口への申立ての有無にかかわらず、相当に信頼できる情報に基づき研究上の不正があると疑われる場合は、当該研究に係る不正の有無の調査の開始を理事（研究担当）に命ずることができる。

(予備調査)

第7条 理事（研究担当）は、第5条第1項の規定による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 理事（研究担当）は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を設置する。
- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取若しくは申立てに係る書面又は前条の情報に基づき、研究上の不正が存在した可能性の有無について調査する。
- 4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事（研究担当）が指名した者 若干名
 - (2) 調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が所属する部局の長
 - (3) その他研究不正対策委員会が必要と認めた者
- 5 予備調査委員会の議長は、前項第1号の委員から理事（研究担当）が指名する。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を対策委員会に報告しなければならない。
- 8 対策委員会は、前項の報告に基づき、研究上の不正が存在した可能性を判定し、その結果を申立者及び調査対象者（第6項の規定により事情聴取を行った場合に限り。）に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

（本調査）

第8条 前条の予備調査により研究上の不正が存在した可能性が認められた場合には、対策委員会は、速やかに本調査を実施しなければならない。

- 2 対策委員会は、必要に応じて調査専門委員会を設置することができる。
- 3 対策委員会及び調査専門委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき、研究上の不正の有無及び程度について調査する。
- 4 調査専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 対策委員会の委員のうち理事（研究担当）が指名した者 若干名
 - (2) その他対策委員会が必要と認めた者
- 5 調査専門委員会の議長は、前項第1号の委員から理事（研究担当）が指名する。
- 6 対策委員会及び調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 7 調査専門委員会は、本調査の結果を対策委員会に報告しなければならない。

（審理及び判定）

第9条 対策委員会は、前条の規定による本調査の結果をもとに研究上の不正の有無について審理し、判定を行う。

- 2 対策委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 対策委員会は、第1項の判定の結果を理事長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

（異議申立て）

第10条 申立者及び調査対象者は、前条の規定による判定（以下「判定」という。）の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、理事長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立て（以下「異議申立て」という。）は、所定の異議申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

（不服審査委員会）

第11条 理事長は、異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、異議申立てに係る、対策委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、判定の再審理の必要性について判定し、

その結果を理事長に報告しなければならない。

3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事（理事（研究担当）を除く。）のうち理事長が指名した者

(2) 本学の教員のうち理事長が指名した者 4名

4 対策委員会、予備調査委員会及び調査専門委員会の委員（これらの委員であった者を含む。）は、これらの委員として関与した審判及び判定に係る不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。

5 理事長は、第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

（再審理）

第12条 理事長は、不服審査委員会が判定について再審理の必要があると認めたときは、対策委員会に対し、速やかに当該判定について再審理を命ずるものとする。

2 対策委員会は、前項の規定により再審理を命ぜられたときは、第8条及び第9条の規定を準用して再調査並びに再審理及び再判定を行わなければならない。

3 対策委員会は、前項の規定による再判定の結果を理事長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

4 申立者及び調査対象者は、第2項の規定による再判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

（措置等）

第13条 理事（研究担当）は、判定の結果を鑑み、対策委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する理事長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告

(2) 研究資金を提供する機関、関連の教育研究機関等への通知

(3) 関連の学会、学術誌編集委員会等への通知

(4) その他研究上の不正の排除のために必要な措置

2 理事（研究担当）は、個人情報又は知的財産の保護等公表しないことに合理的な理由がある場合を除き、判定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

3 前条第2項の規定による再判定が行なわれた場合は、前2項の規定を準用する。

（調査対象者の保護）

第14条 理事（研究担当）は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、対策委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

（補佐者の同席）

第15条 対策委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査委員会は、第7条から第12条までの手続に際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

（協力義務）

第16条 研究上の不正に係る申立て又は情報に関係する者は、当該申立て又は情報に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第17条 本学の役員及び職員は、研究上の不正に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事（研究担当）は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 研究上の不正に係る申立て及びその処理に関与した者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第19条 理事(研究担当)は、研究上の不正に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、対策委員会の議を経て、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等必要な措置を講じなければならない。

2 理事長及び理事(研究担当)は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る研究上の不正の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第20条 研究上の不正が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局等の協力を得て、事務局学術推進室において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規程は施行日以後に行なった研究上の不正に適用する。

【中期計画 No.92、年度計画 No.106】

名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程

(設置)

第1条 名古屋市立大学（以下「本学」という。）に、本学における研究上の不正の防止を図るため、研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(対策委員会の任務)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 研究上の不正が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定
- (2) その他研究上の不正の防止を図るために必要な活動

(対策委員会の組織)

第3条 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究担当）
- (2) 部局長
- (3) 事務局次長
- (4) 病院管理部長
- (5) 理事長が必要と認める学外の専門家若干名
- (6) その他対策委員会が必要と認めた者

2 前項第5号及び第6号の委員は、理事長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第6条 対策委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 対策委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、事務局学術推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

【中期計画 No.92、年度計画 No.106】

名古屋市立大学科学研究費補助金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の事務の取扱いについては、法令等に別段の定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接経費とは、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (2) 間接経費とは、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。
- (3) 研究者とは、本学の教員等で科学研究費補助金の応募資格を有する者をいう。
- (4) 事務長とは、医学部事務室、薬学部事務室、山の畑事務室、芸術工学部事務室及び看護学部事務室の長をいう。

(補助金の管理)

第3条 補助金を申請しようとする研究者は、文部科学省又は日本学術振興会より交付される補助金の管理を、法人に委任しなければならない。

- 2 理事長は、前項の補助金を適切な名義者の銀行口座等に預貯金する等により、適正に管理するものとする。

(補助金に係る諸手続)

第4条 研究者は、補助金に係る次の各号に掲げる手続を行なう場合には、必要な書類を作成し、事務長を経由して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 応募及び交付申請に係る手続
 - (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続
 - (3) 実績報告に係る手続
 - (4) 研究成果報告に係る手続
 - (5) 寄付に係る手続
- 2 理事長は、研究者から提出された必要書類を取りまとめ、文部科学省又は日本学術振興会に提出する。
 - 3 研究分担者承諾書に係る手続は、事務長が行う。

(直接経費の執行)

第5条 直接経費に当てる目的で補助金を支出するためには、研究者は、物品等の調達及び支出についての依頼を、事務長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による依頼を審査し、補助金の支出を決定する。

(設備備品の寄付)

第6条 研究者は、補助金により購入した設備等について、直ちに本学に寄付しなければならない。

- 2 前項に定める寄付の手続は、寄付願（様式1）を作成し、事務長に提出しなければならない。
- 3 事務長は、寄付願により寄付受納の手続を行う。
- 4 設備等の寄付を行った研究者が、補助事業遂行期間中に、他の研究機関に所属することになった場合であって、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合には、当該設備等を研究者に返還する。

（間接経費譲渡の受入）

第7条 研究者が交付を受けた間接経費については、当該研究者から本学に譲渡するものとする。

- 2 前項に係る事務は、事務局学術推進室長が行う。

（間接経費に係る手続）

第8条 理事長は、間接経費に関して、次の各号に掲げる手続を行う。

- (1) 間接経費執行実績報告書の提出
- (2) 研究者の所属機関変更時等に必要となる間接経費返還に関する事務
- (3) 研究者が間接経費を受け入れない研究機関へ異動する場合の事務

（補助金の使用）

第9条 補助金の使用に係る取扱いについては、別段の定めのあるものを除き、公立大学法人名古屋市立大学会計規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第60号）その他の法人の規程を準用する。

（補助金の交付前使用）

第10条 研究者が補助金を受領する日までの間、補助事業の実施に必要な資金を、本学が立替えること（以下「交付前使用」という。）ができる。ただし、新規に交付の内定を受けた研究者又は前年度に継続分として当該年度の内約を受けた研究者への立替えに限る。

- 2 研究者は、補助金の交付前使用を受ける場合には、事前に研究費補助金交付前使用願（別紙様式2）を提出し、理事長の承認を得るものとする。
- 3 交付前使用の財源は、本学の余裕金の範囲内とする。
- 4 交付前使用のため必要な金額を本学が立て替える場合には、金利を付さないものとする。

（研修会等の開催）

第11条 学術推進室長及び事務長は、補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会及び説明会を実施しなければならない。

（内部監査の実施）

第12条 理事長は、毎年1回以上、補助金の執行について内部監査を実施しなければならない。

（関係書類の整理・保管）

第13条 学術推進室長及び事務長は次の各号に掲げる関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (1) 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に提出した書類の写
- (2) 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から送付された書類
- (3) 補助金の使用に関する書類

（文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会以外の補助金の取扱い）

第14条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会以外のものが支給する科学研究費補助金（これらに類する日本国政府の研究補助金を含む。）の事務の取扱いについては、当該科学研究費補助金の取扱いに関する規程その他の法令によるほか、この要綱に準じる。

（所管）

第15条 この要綱による理事長の事務は、事務局学術推進室が所管する。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年8月31日までの間、第2条第4号中「山の畑事務室」とあるのは、「経済学部事務室、人文社会学部事務室及び教養教育・自然科学研究教育センター事務室」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

この要綱は、発布の日から施行する。

【中期計画 No.93、年度計画 No.107】

知的財産の創出・管理・活用にかかる活動

事項		件数	説明
創出	発明・知財 相談	111 件	発明などの創出に関するもの 62 件 特許などの活用に関するもの 25 件 その他 24 件
	研究室訪問	11 件	医学研究科 5 件 薬学研究科 3 件 芸術工学研究科 2 件 看護学部 1 件
管理 (発明等の取り扱い)	届出	13 件	大学帰属 9 件 個人帰属 3 件 保留 1 件
	国内出願	9 件	大学単独出願 3 件 他機関との共同出願 6 件
	外国出願	3 件	PCT 出願 3 件
	特許査定	2 件	他機関との共同出願 日本 1 件 韓国 1 件
活用		7 件	大学単独帰属特許の中部 TL0 への マーケティング委託 5 件 共有特許の第三者への実施許諾 1 件 実用化に向けての対応 1 件

【中期計画 No.95、年度計画 No.109】

市民公開講座実施概要

開催講座・テーマ	開催日時	のべ受講者数
前期老年期を健やかに生きるために	9月15日 13:00～15:10	148名
中高年に忍び寄る生活習慣病とくすり	10月6日 10:00～16:00	84名
日本経済の動向を見抜く	11月3日・10日 13:30～15:30	169名
環境と健康―豊かなくらしと自然を求めて―	10月27日・11月10日 13:30～15:00	49名
カメラワークと音楽から見た映画の楽しみ方	10月13日 13:30～16:00	41名
生活習慣病にならないために	10月13日 13:30～16:00	32名
中高年の健康づくり	9月22日・29日 14:00～16:00	169名

【中期計画 No.95、年度計画 No.109】

授業公開実施概要

担当部局	開設講座・テーマ	開催日時	受講者数
経済学部	前期：「地方財政論」	4月17日～7月17日 毎週火曜日 9:00～12:10	39名
	後期：「現代資本主義論」	10月5日～1月18日 毎週金曜日 10:40～12:10	81名
人文社会学部	前期：「アメリカ外交史」	4月16日～7月30日 毎週月曜日 10:40～12:10	17名
	後期：「総合科目・名古屋と観光」	10月5日～1月25日 毎週金曜日 13:00～14:30	23名
看護学部	前期：「臨床心理学」	4月17日～7月17日 毎週火曜日 10:40～12:10	15名
	前期：「疾病・病態論Ⅰ（内科学）」	4月12日～7月19日 毎週木曜日 10:40～12:10	10名
	後期：「保健医療社会学」	10月1日～11月19日 毎週月曜日 13:00～16:10	6名
	後期：「国際保健論」	10月3日～11月21日 毎週水曜日 13:00～14:30	6名

【中期計画 No.95、年度計画 No.109】

サイエンスカフェ(システム自然科学研究科主催)実施概要

回	テーマ	開催日	受講者数
10	石鹸膜（シャボン玉）の数理	19年4月20日	28名
11	知っているようで意外と知らない植物のバイオテクノロジー	5月18日	37名
12	人間 vs コンピュータ！どちらが賢い？	6月15日	39名
13	分子で探る生物進化	7月20日	28名
14	日本も肥満戦争に突入	8月10日	25名
番外編※	自転車と階段利用の健康術	8月25日	24名
15	蝶の羽ばたきが嵐を呼ぶ～予測不可能な現象カオス～	9月21日	22名
16	上手な打ち方、投げ方、育て方～プロ、高校野球に学ぶ少年野球指導法～	10月19日	19名
17	地球大気とタンパク質分子の進化～細菌と人と環境と～	11月16日	29名
18	人間と機械の視覚	12月21日	24名
19	見えない光で、甘さを“みる”～近赤外分析法：ミカンから血液まで～	20年1月18日	38名
20	β -カロチンの活性酸素消去能力を測る	3月14日	25名

※「平成19年度なごや・サイエンスひろば実行委員会」の主催するなごや・サイエンスひろばというイベントの一環として行われたもの

【中期計画 No.95、年度計画 No.110】

サイエンスカフェ(人文社会学部主催)実施概要

回	テーマ	開催日	受講者数
1	戦国武将の文化活動 『月庵醉醒記』を通して	19年6月17日	19名
2	大人になるってどういうこと？ ー大学生への調査結果から問題に迫るー	7月22日	17名
3	沖縄の祭りと芸能	8月19日	23名
4	ポテンコ？の言語学 ーソシュール生誕150年によせてー	9月16日	16名
5	1930年代のヨーロッパ・ドイツ文化	10月21日	17名
6	血液型性格論のホントのトコロ	11月18日	17名
7	アメリカ文学のニューオーリンズ	12月16日	19名
8	途上の言語 ーイタリア・ピエモンテ地域のオック語への旅ー	20年1月26日	19名
9	少年犯罪	2月17日	16名
10	ブッシュ外交の総括 ー「対テロ戦争」の8年	3月2日	18名

【中期計画 No.96、年度計画 No.112】

連続講座実施概要

		テーマ	開催日時	受講者数
医学研究科	健康科学講座オープンカレッジ	光を用いた最先端医療に挑む	6月1日～7月20日 毎週金曜日 18:30～20:00	39名
		メタボリック症候群と周辺疾患	6月6日～7月25日 毎週水曜日 18:30～20:00	114名
		薬と健康	9月5日～10月24日 毎週水曜日 18:30～20:00	56名
		ライフサイクルとメンタルヘルス	9月14日～11月2日 毎週金曜日 18:30～20:00	74名
		アンチエイジングー美しく老いる	11月21日～1月23日 毎週水曜日 18:30～20:00	67名
		健康寿命を延ばすー寝たきりにならないため	11月30日～2月1日 毎週金曜日 18:30～20:00	62名
薬学研究	生涯学習推進センター主催 連携講座	新時代を健やかに生きる～21世紀のくすりの科学～	10月3日～12月5日 毎週水曜日 14:00～15:30	57名

経済学研究科	連続講座	教育関係者向けIT講座 「新しいオフィスソフトを使って みようー楽しいオープンオフィス 入門」	8月2日～4日 10:00～15:00(最終日は午前 のみ)	12名
人間文化研究科	連続講座	幸若舞曲の世界ー人間五十年、下天 のうちをくらぶれば	9月28日～10月19日 毎週金曜日 18:00～19:30	9名
		日本人泣かせの英語の冠詞ー知っ ておきたい名詞の個性ー	10月6日～27日 毎週土曜日 15:00～16:30	22名
芸術工学研究科	千種生涯学習セ ンター主催 連 携講座	銅版画を楽しむ	10月25日～11月15日 各木曜日	15名
看護学部	連続講座	なごや看護生涯学習セミナー	9月6日・12日・20日 18:30～20:30	28名
			11月9日・30日・12月14日 各金曜日 18:30～20:30	9名
			1月11日・25日、2月8日 各金曜日 18:30～20:30	21名

【中期計画 No.97、年度計画 No.113】

お茶の水女子大学ライフワールド・ウォッチセンターとの連携講座

募集案内チラシ

2007年度前期

4月開講

公開講座

募集開始

化学物質と生物の総合管理 社会・生活と技術革新 リスクとコミュニケーション

技術革新は生活と社会の変革をもたらしてきました。
そして価値の創造とリスクの管理は車の両輪となっ
て進展しています。

この公開講座は、現代社会をよりよく理解する教養
を涵養することを目指し、化学物質や生物によるリ
スクの評価・管理、そして技術革新と社会・生活と
のかかわりなどについて、自己研鑽をつむ機会を提
供しています。

企業人、教員、公務員、市民など年間 1200 人を超
える現役の社会人・学生・院生が全国から参加し
ています。共に学び、人の輪を広げてみませんか。

○所定の成績を修めた受講者には、受講修了証が授与されます。

○新規科目が多数登場、既存科目も大幅に改訂。



前期開講科目

5学群「化学物質総合評価管理学群」、「生物総合評価管理学群」、「社会技術革新学群」、「技術リ
スク学群」、「コミュニケーション学群」からなる27科目／1科目は90分授業15回で構成／科目選
択自由／1科目から受講可能

対象

企業の方、教育関係の方、行政・自治体関係の方、市民・消費者の方など、幅広い社会人。受講に
あたって性別、年齢は問いません。学生、大学院生の聴講も歓迎します。

受講料

無料

開講時間

平日 18:30～20:00 または 土曜日 午前・午後

場所

お茶の水女子大学

- 東京メトロ丸の内線「茗荷谷」駅より徒歩7分
- 東京メトロ有楽町線「護国寺」駅より徒歩8分
- 都営バス「大塚二丁目」停留所下車徒歩1分

◆ 講義内容・日程の詳細と応募方法

<http://www.lwwc.ocha.ac.jp/saikyouiku/> をご覧いただくか下記へお問い合わせください。

E-mail:koukai-q@cc.ocha.ac.jp TEL:03-5978-5096 FAX:03-5978-5019

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

お茶の水女子大学 ライフワールド・ウォッチセンター「化学・生物総合管理の再教育講座」事務局

化学・生物総合管理の再教育講座(講義内容)

前期

科目No.	104	科目名	化学物質総合評価学特論1	サブノート	発がん毒性評価
連携機関名	名古屋大学大学院医学研究科	レベル	上級	講義録	水曜日 18:30~20:00
科目概要	化学物質による発がんの歴史、化学物質による発がんのメカニズム、発がんの発現とその機序を講義し、がんの発生についての最新の知見を解説する。また、がんの予防について最新の知見の取り組みと成果、具体的な方法についても解説する。				

サブタイトル	講義名	講義概要	講義日	教室	講師名	所属
1	ヒトのがんとラットの発がん	がんはどのようにして発生して、どのようにして発現し、どのようにしてがんが進行するかを解説する。	4月18日	共通講義棟 1号館 204教室	白井智之	名古屋市立大学大学院医学研究科・実験病理学
2	日本人が活躍した発がん研究の歴史	動物に「がん」を初めて人工的に作製したのは山本・市川で、ウサギの耳にコラーゲンを注射して成功した。その後、笹井は、マウスに塗布するとともに容易に発生することを報告した。これが、発がん物質を見つけて世界に用いられることになり、多くの発がん物質が見つけられた歴史を解説する。	4月25日		高橋道人	病理ビジュアルセンター
3	発がん物質をどのように見つけるか。また、そのリスクをどのように評価するか。	発がん物質を見つけているのは、多くの方法が提唱されているが、現在、用いられている方法にはどのようなものがあるか、その方法の信頼性はどの程度か、既知の発がん物質はヒトに対してどのようなリスクがあるのか、分かっていくように解説する。	5月2日			
4	化学物質による発がん総論	発がんの概念と機序について解説する。	5月9日	共通講義棟 1号館 203教室	榎野真夫	順天堂大学病理・腫瘍学
5	化学物質の複合作用と発がん	ヒトは様々な化学物質に暴露されている。単一の化学物質の発がん性は容易に把握できるが、複数の発がん物質による複合作用の発現は化学物質の持つ生化学的作用に左右される。複合作用によるリスク評価を解説する。	5月16日		白井智之	名古屋市立大学大学院医学研究科・実験病理学
6	活性酸素・活性酸素とがん	活性酸素や活性酸素は、人間が不可避的に暴露されるものである。これらは様々な生体機能をもち一方では、疾病や老化を引き起こす要因にもなる。がんの発生において活性酸素や活性酸素の果たす役割について解説する。	5月23日		中江 大	東京都健康安全研究センター
7	化学物質の代謝と化学発がん	通常、異物(薬物)代謝は低分子の化学物質に対する生体防御機構とされているが、環境発がん物質(多くは発がん前駆体)の場合には、この代謝が発がん物質への変換に繋がっていることを解説する。また、異物代謝が各動物(臓器)の発がん感受性を支配する要因にもなることを紹介する。	5月30日		出川雅邦	静岡県立大学薬学部・衛生化学
8	食品に含まれる発がん物質	食品中には、植物の構成成分、添加物、農薬、カビ毒など発がん性を示すものがある。また、食品中の成分が生体内で、あるいは調理中に反応して発がん物質が生成される場合もある。さらに、発がん物質は、生体内でその作用が増強あるいは抑制される場合もある。このような食品中の発がん物質及び複合作用による発がんの修飾について解説する。	6月6日		福島昭治	中央労働災害防止協会 日本バイオアッセイ研究センター
9	たばこ発がん	喫煙による健康障害、特に発がんリスクを解説する。肺がん、喉頭がん、口腔がん、膀胱がん、膵臓がんなど喫煙によるリスクの明らかな臓器を中心に、その原因、病理組織像、タバコ成分の代謝産物の遺伝子多型による発がんリスクの差などを実際の研究データを含めて解説する。	6月13日		今井 克己	香川大学医学部 病理学・生体防御医学講座 腫瘍病理学
10	ヒ素による発がん発がん機序	長い間ヒ素のみに発がん性があると考えられてきた土壌中のヒ素について動物モデルで確認した。無機ヒ素の主要な生体内代謝物であるジメチルサルフィン酸が原因物質のひとつであることを見出した発がん機序について解説する。その発がんリスクについても解説する。	6月20日		藤岡英機	大阪市立大学大学院医学研究科・都市環境病理学
11	マイクロRNA解析による発がん物質の同定	近年のゲノムプロジェクトの進展により、マイクロRNAの発現が、マイクロRNAの発現と発がんの関連性について、発がん物質の同定にも応用可能となっている。また、発がんメカニズムの解明にも成果をあげている。これらの結果とその応用を解説する。	6月27日		津田洋幸	名古屋市立大学大学院医学研究科・分子毒性学
12	発がん閾値	これまで閾値がないとされている遺伝毒性発がん物質にも発がんしない量があることがわかってきており、非遺伝毒性発がん物質にはホルミシス現象を示すものがある。現在までにわかってきた低用量の発がん性について解説する。	7月4日		福島昭治	中央労働災害防止協会 日本バイオアッセイ研究センター
13	がんの予防は可能か(1)	近い将来日本人の半数はがんで死亡すると予測されている。がんを治療より予防する方が個人にとっても社会的にも損失は遙かに小さい。がん予防とは何か、いかにして予防できるかを解説する。	7月11日		津田洋幸	名古屋市立大学大学院医学研究科・分子毒性学
14	消化器がんの研究の進歩	消化器がんの発生と予防についての最近の知見を紹介する。	7月18日		立松正樹	愛知県がんセンター研究 所腫瘍病理部
15	がんの予防は可能か(2)	近い将来日本人の半数はがんで死亡すると予測されている。がんを治療より予防する方が個人にとっても社会的にも損失は遙かに小さい。がん予防とは何か、いかにして予防できるかを解説する。	7月25日		津田洋幸	名古屋市立大学大学院医学研究科・分子毒性学

2007/2/2 講義No.4補野先生の所属修正、2007/3/23 教室の全面変更、2007/4/6 教室の全面変更、2007/4/27講義No.120の講義名変更、教室の変更、2007/6/8 講義日程6/20と6/27で講師入れ替え。

【中期計画 No.97、年度計画 No.113】

第 1 期名古屋市立大学薬剤師生涯教育講座のご案内

名古屋市立大学薬学研究科は地域の薬剤師の方々と密接に連携し、皆様が質の高い医療を提供するためのお役に立ちたいと願っています。さて、この都度、このような趣旨のもとに第 1 期生涯教育講座を開講することにいたしました。月 1 回の予定で計 5 回、薬学研究科のスタッフが中心となって皆様方が日常よく遭遇される疾患の病態、診断、薬物治療に関するアップデートな情報を画像も用いて分かりやすく提供いたします。さらには、症例提示による突っ込んだワンポイントレクチャーも行います。

講座内容

第1回 平成 19 年 9 月 13 日 20:00

「血管から見た高血圧：最近のガイドラインをふまえて」

第2回 平成 19 年 10 月 18 日 20:00

「虚血性心疾患の治療のアップデート」

第3回 平成 19 年 11 月 22 日 20:00

「高脂血症と動脈硬化症」

第4回 平成 19 年 12 月 13 日 20:00

「生活習慣病とメタボリックシンドローム：診断と治療の落とし穴」

第5回 平成 20 年 1 月 17 日 20:00

「腎不全の薬物療法」

受講対象：市内在住、市内在勤の薬剤師のかた

研修認定：本講座は日本薬剤師研修センターの認定講習（1 回 1 点）です。

場 所：名古屋市立大学薬学研究科

薬友会館 3 階水野ホール（田辺通キャンパス）

講 師：病態解析学分野教授 藤井 聡

臨床薬学教育研究センター教授 木村 和哲

時 間：20:00 から 90-120 分（質疑応答をふくむ）

テキスト代実費：5 回分 3,000 円（初回出席時にご持参ください）

申込方法：申込書に記入の上、下記あてに 8 月 31 日 までにお送りください（ファックスまたは郵送）。定員（100 名）に達し次第締め切らせていただきます。

〒467-8603 名古屋市瑞穂区田辺通 3-1

名古屋市立大学薬学研究科病態解析学分野

生涯教育担当係（藤井・野田）

Tel & Fax 052-836-3454

E-mail: cpe@phar.nagoya-cu.ac.jp

【中期計画 No.98、年度計画 No.114】

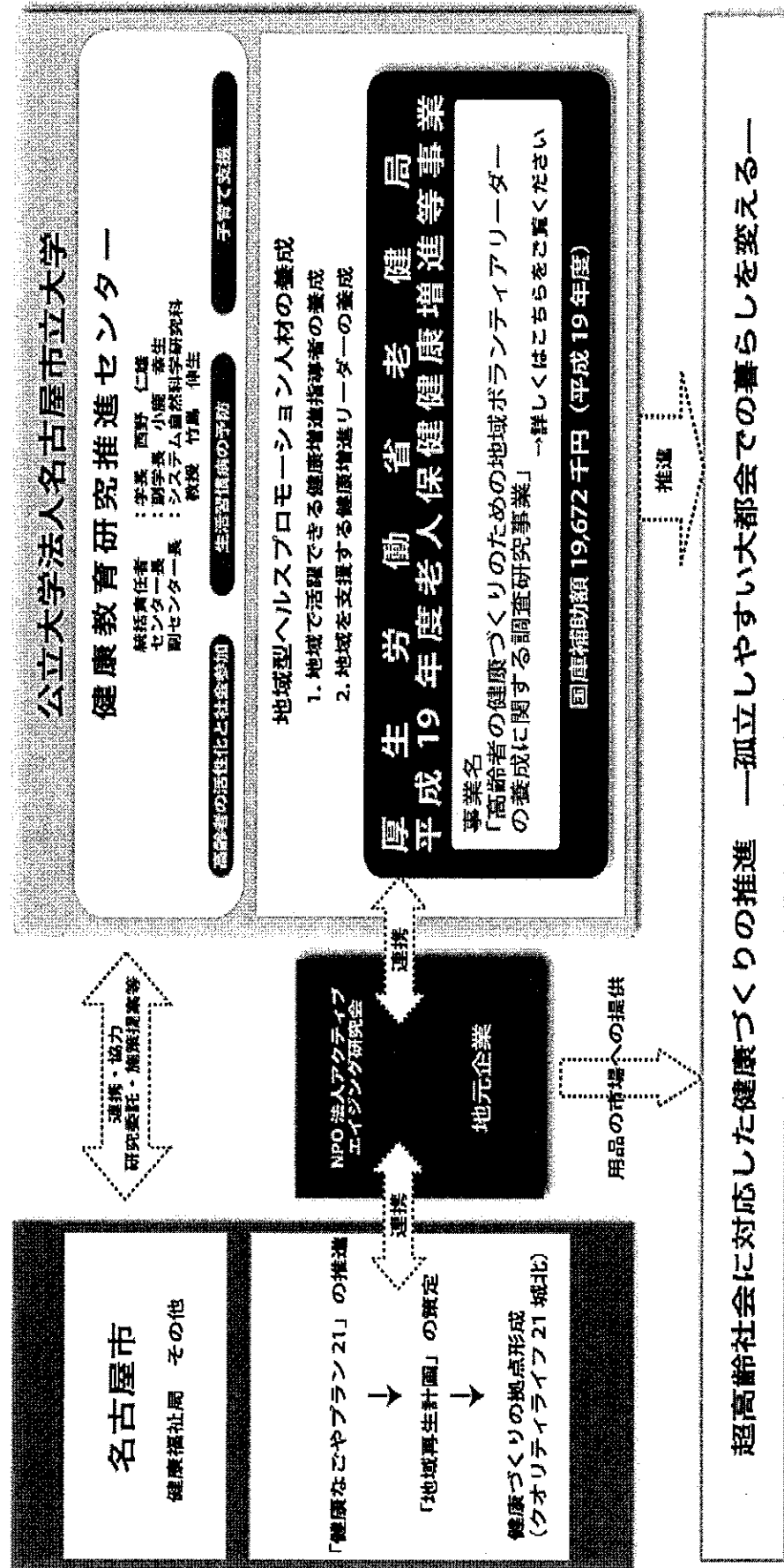
社会人大学院生受入数

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
薬学研究科	9 名	9 名	9 名
経済学研究科	46 名	55 名	56 名
人間文化研究科	47 名	30 名	49 名
芸術工学研究科	7 名	4 名	8 名
看護学研究科	23 名	32 名	32 名
システム自然科学研究科	12 名	16 名	22 名
計	144 名	146 名	176 名

※医学研究科を除く

【中期計画 No.106、年度計画 No.121】「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」における学外機関との連携
 【中期計画 No.108、年度計画 No.123】地域型ヘルスプロモーション人材の育成

地域型ヘルスプロモーション人材の育成 地域の人々と共に活力ある生活を維持するために



【中期計画 No.108、年度計画 No.123】

高齢者の健康づくり指導者養成セミナー

平成19年度 高齢者健康づくり指導者養成セミナー 指導者養成コース(受講登録者48名)

No.	月 日	時 間	種 別	演 題	受講者数 (名)	アンケート結果	
						満足度	主な意見など
1	12月11日 (火)	19:00～20:30	講義1	地域型運動とは	36(75.0%)	30/30 (100%)	・現在の仕事の中で生かしていきたい。 ・講習後の私たちの活動場所は？
2	12月13日 (木)	19:00～20:30	講義2	脳とところを元気に	44(91.7%)	42/42 (100%)	・運動する環境はたくさんあるが、私たちの使命は運動しようと思ってももらえないような動機付け・手伝いであると感じた。
3	12月15日 (土)	13:30～15:00	実習1	柔軟運動	37(77.1%)	33/34 (97.1%)	・高齢者の状態に合わせて様々な方法・場面に合わせたストレッチの方法があることを学んだ。 ・健康づくりのための運動の場合、何故多方面からの視点が必要なのかよく理解できた。
		15:10～16:40	実習2	レジスタンス運動 (ゴムバンド)	37(77.1%)	33/35 (94.3%)	・バンドを使うことの有効性を知った。
4	12月18日 (火)	19:00～20:30	実習3	レジスタンス運動 (ゴムバンド)	43(89.6%)	36/36 (100%)	・高齢者の生活習慣病改善について聞くことができ良かった。
5	12月20日 (木)	19:00～20:30	実習4	体力測定1 (FF測定)	39(81.3%)	36/37 (97.3%)	(特になし)
6	12月22日 (土)	13:30～15:00	講義3	名古屋市の健康づくり	38(79.2%)	31/34 (91.2%)	・子どもへの伝え方は学校を通して大勢にできるが、大人への意識付けが大切であり課題であると思う。
		15:10～16:40	講義4	ヘルスプロモーションと健康	38(79.2%)	33/35 (94.3%)	・健康づくりに興味のない人の支援の仕方が分か

				づくり				った。
7	01月12日 (土)	13:30～15:00	実習5	バランス運動の理論と実際	40(83.3%)	37／37 (100%)		・高次脳もバランスに影響があることに驚いた。
		15:10～16:40	実習6	体力測定2 (FF測定)	40(83.3%)	34／35 (97.1%)		・測定の箇所が大事である。
8	01月15日 (火)	19:00～20:30	講義5	高齢者の運動療法の理論と実際(運動器の生活習慣病予防に向けて)	43(89.6%)	41／41 (100%)		・メディカルストレッチングの素晴らしさを知った。 ・筋の再教育について意識がある方が効果的であることが勉強になった。
9	01月17日 (木)	19:00～20:30	実習7	レジスタンス運動(油圧運動)	36(75.0%)	30／30 (100%)		・高齢者のトレーニングとして、油圧、ゴムなど様々なトレーニングを学ぶことができた。
10	01月19日 (土)	13:30～15:00	講義6	介護予防と運動	39(81.3%)	30／34 (88.2%)		・マシンがたくさんあるスポーツジムクラブで介護予防事業を実施して欲しい。 ・運動機能向上プログラムに関しては、交通手段がなく通うことが困難であるなど、折角の国の取り組みが効果的に行われない現状である。市へのアプローチが必要と感じた。
		15:10～16:40	講義7	地域社会における健康づくりの推進	39(81.3%)	34／36 (94.4%)		・高齢者全員が体力測定を受けることができるシステムが必要(評価→目標を持てるシステム)と思った。 ・都会で活動に取り組むのは難しいのでは？
11	01月22日 (火)	19:00～20:30	講義8	救急蘇生法	41(85.4%)	37／41 (90.2%)		・先にAEDの実習を受けたい。
12	01月24日 (木)	19:00～20:30	実習8	体力測定3(筋力評価)	42(87.5%)	33／34 (97.1%)		・筋強化を如何に高齢者に効果的かつ安全にさせるかが課題である。
13	01月26日 (土)	13:30～15:00	講義9	生活習慣病予防と運動	39(81.3%)	31／36 (86.1%)		・ライフスタイルや食事・運動に気をつけることによって生活習慣病を予防できることがわかった。

							・専門用語・外国語を使わず好感が持った。 ・糖尿病Ⅱ型や高脂血症などについての話をもう少し聞きたかった。
							・新しく運動参加する人を如何に動機付けられるか、歩行の結果データを示すことができ積極的に使います。
14	01月29日 (火)	19:00～20:30	実習10	体力測定4（体組成）		38(79.2%)	30/31(96.8%)
15	01月31日 (木)	19:00～20:30	実習11	エアロビクス運動の理論と実 際1		41(85.4%)	35/40(87.5%)
16	02月02日 (土)	13:30～15:00	実習12	エアロビクス運動の理論と実 際2		40(83.3%)	33/33(100%)
		15:10～16:40	実習13	Physical Activity2		40(83.3%)	33/34(97.1%)
17	02月05日 (火)	19:00～20:30	講義10	現代医学とエイジング		39(81.3%)	34/38(89.5%)
18	02月07日	19:00～20:30	実習14	救急法1		37(77.1%)	27/29(93.1%)

	(木)								者としての対応をもう少し学びたかった。 ・消防署の講習はたよりなく、今日は学びやすかった。具体的な経過に沿っての実習で参考になった。 ・実際に1分で100回胸骨を圧迫するのは大変だった。体験してよかった。 ・病気や病態のメカニズムを分かりやすく説明してもらい知識を深めることができた。 ・高齢者の安全な運動の具体的エクササイズの種類も教えてもらえると、よくわかり実践にも助かる。
19	02月09日 (土)	13:30～15:00	講義 11	循環器内科からみた高齢者の運動	34(70.8%)	29/29 (100%)			・バランス（体重移動）8方向は、その人の体の動きの癖が出て転倒防止の目安にもなるかと思った。 ・バランス測定は筋力の有無も関係すると思った。 ・バランス能データには個人差が大きいという点が興味深い。
20		15:10～16:40	実習 15	バランス能測定	34(70.8%)	27/28 (96.4%)			・交流の重要性は本当だと思います。 ・高齢者との関わりについてとても考えました。これから私たちが行う課題はたくさんある。
21	02月12日 (火)	19:00～20:30	講義 12	健康福祉と社会参加	37(77.1%)	34/37 (91.9%)			・介護予防運動指導セミナーにて、高齢者は生活習慣病を越えた年代なので、動物性脂肪（血管を強くする）卵をたくさん食べさせる（アルブミン）ことは認知症予防と言われたのですが、いかがでしょうか？
	02月14日 (木)	19:00～20:30	講義 13	食生活と生活習慣病	35(72.9%)	32/35 (91.4%)			

22	02月19日 (火)	19:00～20:30	講義 14	メンタルヘルスと運動	38(79.2%)	32/34 (94.1%)	・運動を好みとしない人にとって、運動に参加・興味意欲を自ら出して参加してもらうのに、遊び心を上手に取り入れることが大切であることが確認できた。
23	02月21日 (木)	19:00～20:30	実習 16	救急法 2	38(79.2%)	33/33 (100%)	・自分でやってみて本当に良かったです。119番の番号を忘れたり思いのほか体力が必要だったりしました。 ・救急法は体力も気力も必要で一人では大変だと思います。 ・現場にぶつかった時に出来るように練習を続けたい。
24	02月23日 (土)	13:30～15:00	講義 15	大衆長寿社会とエイジング (ライフコースの変容と社会的・文化的課題)	39(81.3%)	29/35 (82.9%)	・高齢者に接する際の参考になった。 ・「高齢」という言葉の意味はそれぞれの社会環境により規定されることが分かりました。 ・日頃高齢者に接していたことを系統的に整理できました。今後の仕事に生かしていきたい。 ・講義にあったように、多くの高齢者が他人から道連れの確認が必要なのは、向き合っていて実感します。 ・言葉なり行動なりで手助けできる事があればできるようになりたい。
		15:10～16:40	講義 16	薬が身体に与える影響	39(81.3%)	36/37 (97.3%)	・高齢者にかかわらず、生理機能の個人差に対応した薬の出し方や飲み方をもっと一般的に知らせると良いと思う。 ・薬の管理の仕方、飲み方や飲む物などをもう一度確認できて良かった。

							・高齢者の薬の種類の多さ、管理の難しさを感じていたので、今日の講義はとても良かった。 ・参加者の顔色や調子を見ながら向き合っていくことを再認識した。
25	02月26日 (火)	19:00～20:30	講義 17	リーダーシップ	42(87.5%)	38／40 (95.0%)	・リーダーとしての自分にどんな考え方が必要か、今後の参考になる話が聞けて良かった。 ・グループを作ったの話し合いが良かった。自分で具体的に考えるのは悩む。人の意見を聞けるのが参考になった。
26	02月28日 (木)	19:00～20:30	実習 17	バランス運動の理論と実際	37(77.1%)	32／33 (97.0%)	・受動マシンは虚弱の方達よりリハビリの方々への導入として入りやすい。遊園地のマシンの要素もあり、意欲やきっかけになる。難しくないことが良いのでは。 ・講義の中でも言われたように、弱い高齢者にとって、マシンに参加するという気持ちが次の段階への自信になると思う。 ・初めてマシンに触れたが。不安も機械任せにでき、取り組みやすそうで良いと感じた。 ・他動運動群もスコアが向上したという研究結果が興味深かった。 ・他動的（無力）テストでリラックスを身体で経験できた。
27	03月01日 (土)	13:30～15:00	実習 18	受動運動	42(87.5%)	26／29 (89.7%)	・虚弱高齢者に対してアプローチできそうです。 ・お手玉やソフトボールなどでアレンジしてやりたい。 ・手指の細かい動作から脳も刺激され、身体も温
		15:15～16:45	実習 19	Finger exercise * 地域ボランティアリーダー養成コースとの合同実習	42(87.5%)	29／29 (100%)	

							まった。		・温泉でアスレチックを行い介護予防に繋げるのは良いアイデアだと思う。 ・刈谷市の「オアシス」で温泉に入ると無料で体操教室に参加できるシステムがあり、名古屋市内もそのような施設が欲しい。
28	03月04日 (火)	17:10～18:10	講演会	高齢社会に生きる				79/91 (86.8%)	・労働する事がポジティブである事は理解できたが、実際に実現するにはどうしたら良いのか、具体例をもっと詳しく聞いてみたい。 ・私たちの感じる高齢者に対する考えと、高齢者自身が持つ意欲が、もしかすると差があるのか？と考えさせられた。 ・元気な人もいするという情報を発信する役割もあると学びました。
		19:00～20:30	講義 18	高齢者神話の打破	38 (79.2%)	29/32 (90.6%)			
29	03月06日 (木)	19:00～20:30	実習 20	Well-rounded exercise (PACE)	37 (77.1%)	29/29 (100%)			・高齢者対象の講義で一人ずつ見本をすることで参加意識（主役みたいな気持ち）が高まり良かった。 ・インストラクター対一人より、皆でやっているという雰囲気運動嫌いの高齢者にとっても良いと思う。
30	03月08日 (土)	13:30～15:00	実習 21	Well-rounded exercise (PACE)	38 (79.2%)	35/35 (100%)			・参加者の状態を見ながら（チェック）指導していくことは基本のことで、本当に注意を払っていただく大切さを学んだ。 ・説明の中で30分を通してエアロビクスであるという事を、実際に体験して理解できた。 ・頭の中でイメージできても実際に人前でやって

							みようと思うとできないものだ実感した。
							・バランスの重要性について、青年から中年層にとっても重要である裏付けについてお話を伺いたい。 ・なぜ運動をするのか、導入の話の大まかな伝達は今までも伝えてきましたが、よりきちんと明確に伝える内容が分かった。
31	03月11日 (火)	19:00～20:30	実習 23	地域での実習 2 * 地域ボランティア-養成コース受講者のうち希望者が参加	39(81.3%)	47/50 (94.0%)	・プログラムを考えて人に指導することの難しさを感じた。 ・指導者養成コースの受講者の中に、「準備運動をするには」という点で素晴らしい提案があり、大変勉強になった。 ・グループでのコミュニケーションが大切であることを痛感した。グループのメンバーに褒められて少し自信がついた。
32	03月13日 (木)	19:00～20:30	実習 24	地域での実習 3 * 地域ボランティア-養成コース受講者のうち希望者が参加	39(81.3%)	40/43 (93.0%)	・リーダーとして指導することの難しさを感じた。 ・自分の町内には 70 歳以上の方が 20 名ほど在宅している。気軽に集まれる場所を確保して輪を広げたい。 ・指導者はわかりやすい説明と豊かな知識が必要だと思った。 ・今後指導者を続けていくには、時々指導を受けないと他人に伝授する自信が持てない。
33	03月15日 (土)	13:30～15:00	実習 25	地域での実習 4 * 地域ボランティア-養成コース	38(79.2%)	31/32 (96.9%)	・高齢者の状況や何かを手にとって動くなど、新しいメニューを互いに研鑽できたと思う。

				受講者のうち希望者が参加 地域での実習 5 * 地域ボランティア-養成コー ス受講者のうち希望者が参加				・時々フォローアップがあるといい。 ・今後も、交流していきたい。
34	03 月 16 日 (日)	15:10～16:40	実習 26	高齢化社会の地域医療と地域 活性化（小さな自治体の取組 み） * 地域ボランティア-養成コー スとの合同講義 養成セミナーまとめ	40(83.3%)	93/94 (98.9%)		・名古屋市の健康づくりのため、自立と生活を楽 しむため、地域の方々と交流したいと思う。 ・地域の健康のためには、病のある人だけ診てい てはいけないという言葉が印象的だった。 ・指導者やリーダーが活動し、元気な町をつくり たいと思った。 ・講師の方の活動や考え方に感動した。 ・本セミナーの受講者が、今後地域で活動できる ようなシステムを是非作って欲しい。（連絡網、 バックアップなど） ・第2回の指導者セミナーを開催して欲しい。

平成19年度 高齢者健康づくり指導者養成セミナー 地域ボランティアリーダー養成コース(受講登録者93名)

No.	月 日	時 間	種 別	演 題	受講者数 (名)	アンケート結果	
						満足度	主な意見など
1	12月11日 (火)	15:00～16:30	講義1	地域型運動とは	90(96.8%)	66/70(94.3%)	・大学で健康カレッジ教室を開講して欲しい。 ・食育(食品添加物)についての研究をして発表し て欲しい。 ・アルコール依存、糖尿病等に関する講座を開講 して欲しい。
2	12月13日 (木)	15:00～16:30	講義2	名古屋市の健康づくり	78(83.9%)	60/73(82.2%)	・「なごや健康都市宣言」、「健康なごや21」、「な ごや健康カレッジ」について初めて知り参考にな

	(土)							とが、とてもわかりやすく説明していただいていた良かった。 ・エアロビをもっとやって欲しい。 ・実技の時間がもう少し長いとよい。ペースが少し早い。 ・毎回新しい実技だと何回習っても身につかない。 ・通勤時間帯に発生した時を考えると、高校生や大学生などにも授業で教え、マッサージ⇒AED⇒救急車⇒病院の流れを理解させておく必要がある。 ・社会活動ボランティアなどやりたいが、その機会や場所がわからない。広報活動が少ないと思う。 ・高齢になると自分から進んで活動することが面倒になるので、背中を押してくれる機会が必要だ。 ・高齢者の健康づくりのための細かい要点が分かり必要性を感じた。 ・地域社会の協力プラス自身のやる気が大切だと気づいた。 ・健康づくりは災害時の活動にも活かせるので、普段の努力と心構えが大切だと思った。 ・実技が長くて楽しかった。場所が広いと良かったのだが。 ・準備運動⇒バランス⇒レジスタンス⇒整理運動
14	02月12日 (火)	15:00～16:30	講義 7	健康福祉と社会参加	77(82.8%)	61/65 (93.8%)		
15	02月21日 (木)	15:00～16:30	講義 8	やる気高める健康づくりと まちづくり	84(90.3%)	67/73 (91.8%)		
16	02月26日 (火)	15:00～16:30	実習 9	地域での実習 1	82(88.2%)	48/53 (90.6%)		

17	02月28日 (木)	15:00～16:30	実習10	地域での実習2	79(84.9%)	42/45 (93.3%)	の一連の流れがだんだんとわかってきた。 ・まだ運動の基本が理解できていない人もいるので、もう少し実技の時間があると良かった。 ・実地になると分からないことが多くて、指導者になれそうもない。 ・遠方での地域活動などもっと具体的に聞きたかった。
18	03月01日 (土)	15:15～16:45	実習11	Finger exercise * 指導者養成コースとの合同実習	84(90.3%)	57/57 (100%)	・公民館みたいな運動ができる場所が地域にないので、そんな場所問題から考えるべきではないか。 ・スポーツセンターは一杯で、なかなか借りれない。民間のスポーツセンターは高い。 ・話は良くわかったが、英語は少し苦手です。 ・手指のトレーニングは体が温まり、脳の動きが活発になってくることが実感できた。
19	03月06日 (木)	15:00～16:30	実習12	地域での実習3	80(86.0%)	38/44 (86.4%)	(再掲) ・温泉でアスレチックを行い介護予防に繋げるのは良いアイデアだと思う。 ・刈谷市の「オアシス」で温泉に入ると無料で体操教室に参加できるシステムがあり、名古屋市にもそのような施設が欲しい。
20	03月16日 (日)	14:30～16:30	まとめ	高齢化社会の地域医療と地域活性化（小さな自治体の取り組み）	77(82.8%)	93/94 (98.9%)	(再掲) ・名古屋市の健康づくりのため、自立と生活を楽しむため、地域の方々と交流したいと思う。

【中期計画 No.110、年度計画 No.125】

教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール 実施概要

平成 19 年度

所属	テーマ	学校名・学年	実施日
学長	松井はすごい～人格を備えたスーパースター～	大高中学校 2 年生	5 月 15 日 (火)
		桜台高校 1 年生	6 月 1 日 (金)
		牧野小学校 5 年生	2 月 14 日 (木)
	イチロー どうしてよくヒットを打てるか	明正小学校 6 年生	7 月 10 日 (火)
		山田高校 3 年生	10 月 4 日 (木)
	感動することの大切さ	藤が丘小学校 6 年生	1 月 29 日 (火)
医学研究科	生活習慣病がなぜ病気を作る	諏訪小学校 6 年生	6 月 15 日 (金)
		柴田小学校 6 年生	11 月 13 日 (火)
	体温調節のしくみと健康	藤が丘小学校 6 年生	6 月 26 日 (火)
	生活習慣病の予防	廿軒家小学校 6 年生	11 月 20 日 (火)
	タバコの健康影響	大高中学校 1 年生	9 月 11 日 (火)
		白山中学校 1 年生	10 月 9 日 (火)
		杉村小学校 6 年生	12 月 10 日 (月)
	耳の力はすごい	鳴子小学校 5 年生	12 月 17 日 (月)
薬学研究科	怪我をしない体	森孝東小学校 6 年	5 月 16 日 (水)
		柴田小学校 5 年生	10 月 15 日 (月)
		山田高校 3 年生	10 月 11 日 (木)
			10 月 25 日 (木)
	イチローの体 VS 松井秀喜の体	森孝東小学校 5 年	9 月 28 日 (金)
経済学研究科	粉飾決算と決算の信頼性	名古屋商業高校 3 年生	5 月 14 日 (月)
	100 年前の小学校	しまだ小学校 6 年生	9 月 11 日 (火)
研究科 人間文化	日本のことば、世界のことば	平田小学校 6 年生	5 月 22 日 (火)
芸術工学研究科	読みやすいホームページの作り方	工芸高校 3 年生	6 月 8 日 (金)
	バナナから紙をつくり、地球環境をかんがえてみよう	桜小学校 6 年生	5 月 29 日 (火)
		しまだ小学校 5 年生	1 月 10 日 (木)
		正木小学校 5 年生	2 月 15 日 (金)

	ユニバーサルデザイン	御劔小学校 6 年生	10 月 18 日 (木)
学部 看護	生と性について考えよう	滝川小学校 4 年生	9 月 20 日 (木)
学 研 部 究 科 科	システム 自然科 コンピュータプログラムに初挑戦	工芸高校 1 年生	1 月 22 日 (火)
			1 月 25 日 (金)

【中期計画 No.117、年度計画 No.130】

大学間交流一覧

平成 20 年 3 月 31 日現在

国名	大学名	協定締結（年月）
オーストラリア	ニューサウスウェールズ大学	大学間交流協定（平成 19 年 1 月） （従来の、経済学部・学生交流協定（平成 3 年 11 月）経済学部・研究者交流協定（平成 2 年 11 月）人文社会学部・学術交流協定（平成 10 年 3 月）より変更）
		医学部・学術交流協定（平成 8 年 12 月）
アメリカ	南カリフォルニア大学	薬学部・学術交流協定（平成 4 年 9 月）
イタリア	トリノ工科大学	芸術工学部・一般協定（平成 13 年 1 月）
オーストラリア	シドニー大学	看護・薬・医学部・学術交流協定（平成 14 年 3 月）
中国	南京医科大学	医・薬学研究科・学術交流協定（平成 14 年 11 月）
アメリカ	ウィチタ州立大学	システム自然科学研究科・学術交流協定（平成 14 年 12 月）
		システム自然科学研究科・学生交流協定（平成 14 年 12 月）
韓国	ハルリム大学	学術交流覚書（平成 18 年 11 月）
ハンガリー	ペーチ大学	大学間交流協定（平成 19 年 1 月）
スリランカ	コロンボ大学	学術交流協定（平成 19 年 1 月）
フランス	パリ 13 大学	学術交流協定（平成 19 年 5 月）

【中期計画 No.117、年度計画 No.130】

大学間交流協定大学における派遣及び受け入れ状況

派遣

	派遣先	人数
学生	ニューサウスウェールズ大学	4 名
	南カリフォルニア大学	3 名
	シドニー大学	3 名
	トリノ工科大学	3 名
	ウィチタ州立大学	2 名
教員	ニューサウスウェールズ大学	2 名
	トリノ工科大学	3 名
	南カリフォルニア大学	1 名
	コロンボ大学	2 名
	パリ 13 大学	1 名

受け入れ

	派遣先	人数
学生	ニューサウスウェールズ大学	4 名
	南カリフォルニア大学	2 名
教員	南カリフォルニア大学	1 名
	シドニー大学	1 名
	コロンボ大学	1 名
	パリ 13 大学	2 名

【中期計画 No.119、年度計画 No.132】

教員の海外派遣実績

20年3月31日現在

区分	概要	人数	学部別	人	日
第1種	海外における国際会議若しくは学会への出席、学術研究、学術調査、教授又は講演その他これらに類する目的で本法人から派遣される場合	15	医学	6	49
			薬学	2	14
			経済学	1	16
			人間文化	2	19
			芸術工学	1	4
			看護学	3	24
			システム	0	0
			小計	15	126
第2種	文部科学省海外先進教育実践支援プログラムとして選定され、国費により外国の教育研究機関等において先進的な研究や優れた教育実践に参画等するために、本法人から派遣される場合	—	—	—	—
第3種	我が国又は外国の政府、大学その他これらに準ずる公共的機関若しくは学術の研究調査を目的とする団体等から費用の全部又は一部の支給を受けて、海外において研修をする場合	193	医学	114	786
			薬学	16	138
			経済学	7	56
			人間文化	33	422
			芸術工学	10	131
			看護学	4	58
			システム	9	228
			小計	193	1,819
第4種	費用の全部を自費で支弁し、海外において研修をする場合	42	医学	24	982
			薬学	1	366
			経済学	1	29
			人間文化	9	148
			芸術工学	5	49
			看護学	2	13
			システム	0	0
			小計	42	1,587
第5種	本学と外国の大学との交流協定に基づき、当該大学において学術研究を行うため本法人から派遣される場合	4	医学	0	0
			薬学	1	6
			経済学	1	31
			人間文化	0	0
			芸術工学	2	10
			看護学	0	0
			システム	0	0
			小計	4	47

区分	概要	人数	学部別	人	日
特別研究奨励費による派遣		11	医学	0	0
			薬学	0	0
			経済学	2	26
			人間文化	5	44
			芸術工学	4	41
			看護学	0	0
			システム	0	0
			小計	11	111
合 計		265	合計	265	3, 690

【中期計画 No.119、年度計画 No.132】

外国人客員研究員等の招へい

区分	外国人客員研究員等招へい者				研究課題名
	氏名	国籍	現職	招へい期間	
短期	Jacques MAZIER (ジャック・マジエ)	フランス	パリ13大学 教授 (教授級)	平成19年5月31日～ 平成19年6月6日 (7日間)	国際的蓄積体制と経済統合 (International Regimes of Accumulation and Economic Integration)
	Michael Kupper (ミシャエル・クッパ ー)	スイス	ETH Zurich 研究員 (助教級)	平成19年9月4日～ 平成19年9月10日 (7日間)	マネタリ価値尺度の研究 (Monetary Value measure)
	Richard J. LANG (リチャード・ジェ イ・ラング)	オーストラ リア/カナダ	モナッシュ大学 上級研究員 (准教授・講師級)	平成20年2月25日～ 平成20年3月18日 (23日間)	腎盂歩調とり細胞から平滑筋への興奮伝達に関与 する細胞間連絡機構 (Intercellular communication mechanism from pacemaker to smooth muscle cells in the renal pevis)
	Lee Yuan Cuan (リー・ユワン・チュ ワン)	台湾	アイオワ大学 教授 (教授級)	平成20年3月19日～ 平成20年3月23日 (5日間)	ウミガメの卵黄由来の糖鎖構造解析 (Structural analysis of N-glycans derived from turtle egg yolk)
長期	Alexander Lux (アレキサンダー・ルッ クス)	スロバキア	コメニウス大学 教授 (教授級)	平成20年1月15日～ 平成20年3月15日 (61日間)	環境ストレスに抵抗する植物根の構造と生理機能 の研究 (Structural and physiological studies on plant roots tolerating environmental stress)
	Mirosław Czarniecki (ミロスロウ・チャルネ ッキ)	ポーランド	ヴロツワフ大学 准教授 (准教授級)	平成20年1月31日～ 平成20年3月31日 (61日間)	二次元相関分光法とケモメトリクスの応用研究 (Application and development in 2D-COS and Chemometrics for Molecular Spectroscopy)

区分	外国人客員研究員等招へい者				研究課題名
	氏名	国籍	現職	招へい期間	
特別研究奨励費による招へい	Elizabeth Armsstrong (エリザベス・アームストロング)	アメリカ	バックネル大学 助教授	平成19年11月16日～ 平成19年11月23日 (8日間)	国際交流の拡充に向けて－「バックネル大学・名古屋市立大学 TA 奨学生制度」の充実と海外 TA 受入れ大学の開拓調査研究－
	Chan, Kim-Hak (キム-ハク・チャン)	オーストラリア	シドニー大学 教授	平成20年2月21日～ 平成20年2月23日 (3日間)	生命薬科学環太平洋国際パートナーシップ会議による国際的研究協力の推進 (Pan-Pacific International Partnership Conference on Pharmaceutical and Life Sciences)
	RONALD Alkana	アメリカ	南カリフォルニア大学 教授	平成20年2月21日～ 平成20年2月23日 (3日間)	
	Pascal Petit (パスカル・プティ)	フランス	パリ13大学 教授	平成20年2月29日～ 平成20年3月13日 (14日間)	比較経済政策の国際的共同研究－EU・フランスとアジア・日本の比較研究－
	Lakshman Dissanayake (ラクシマン・ディサナヤケ)	スリランカ	コロンボ大学 教授	平成20年3月2日～ 平成20年3月8日 (7日間)	バナナペーパー製造開発技術を利用して、地球環境の開発保全、生態系保存、持続可能な社会形成に資する研究

【中期計画 No.147、年度計画 No.169】

経営審議会の主な議題

予算・決算	・ 平成 18 年度決算について ・ 平成 18 年度利益処分（案）について ・ 平成 18 年度決算他大学比較について ・ 平成 19 年度中間決算について ・ 平成 19 年度予算の補正について ・ 平成 20 年度予算（案）について
計画・評価	・ 平成 18 年度業務実績報告書について ・ 平成 18 年度業務実績に関する評価結果（案）について ・ 平成 18 年度業務実績に関する評価結果に対する改善報告書（案）について ・ 平成 19 年度年度計画の変更について ・ 平成 20 年度年度計画（案）について
その他	・ 医学研究科前教授が学位審査に関して逮捕された経過の説明とお詫び ・ PET-CT及び3T-MRIの整備について ・ 今後の大学及び病院の経営の方向性について

【中期計画 No.147、年度計画 No.169】

教育研究審議会の主な議題

教育・研究	・ 大学設置基準の改正に伴う学則改正について ・ 履修規程の改正について ・ 検定試験等の成績による単位認定について ・ 研究倫理に係る指針について ・ 大学間連携について ・ パリ 13 大学との交流協定の締結について ・ 名古屋工業大学との連携・協力について ・ 受験生確保に向けた取組みについて ・ オープンキャンパスの開催結果について ・ 平成 20 年度出願状況について ・ 人文社会学部学生（収容）定員の変更について
組織等	・ 大学院看護学研究科看護学専攻助産学領域の設置について ・ 専門看護師教育課程の設置について ・ 教養教育推進機構等の設置について ・ 名古屋市立大学人文社会学部・人間文化研究科市民学びの会について ・ 学内保育所の設置について
計画・評価	・ 平成 18 年度業務実績報告書について ・ 平成 18 年度業務実績に関する評価結果について ・ 平成 18 年度業務実績に関する評価結果に対する改善報告書（案）について ・ 平成 19 年度年度計画について ・ 平成 20 年度年度計画（案）について
教員の人事等	・ 教員の人事について ・ 教員の復職について ・ 委員の委嘱について ・ 名誉教授の称号授与について ・ 医学研究科教員の任期制について ・ 総合情報センター長・副センター長の選考方法について ・ 病院長補佐制度の創設について
その他	・ 教員倫理綱領等について

【中期計画 No.147、年度計画 No.169】

部局長会議の主な議題

教育・研究	・ 大学知的財産アドバイザーの派遣について ・ 連携大学院（国立長寿医療センター）の協定について ・ 名古屋工業大学との連携・協力について ・ 名城大学との連携・協力について ・ 名古屋市立大学、静岡県立大学及び岐阜薬科大学との間における連携・協力に関する基本協定書 ・ 名古屋市立大学・日本政策投資銀行連携公開シンポジウムについて ・ 愛知県がんセンターとの連携大学院協定の締結について ・ 自然科学研究機構分子科学研究所との教育研究の連携に関する協定の締結について ・ 名古屋商工会議所冠講座について ・ 「NAGOYA環境デザイン国際会議」について ・ 「中部公立3大学新技術説明会－薬食系を中心に－」の開催について ・ 経済学研究科第12回公開シンポジウムについて ・ 研究成果技術シーズ発表会について ・ 平成18年度特別研究奨励費 研究成果発表会について ・ 平成19年度スリランカ研究について ・ 「国際交流推進センター」の設置について ・ 名古屋市立大学学術振興会平成19年度一般助成「国際交流支援事業：大学が行う海外研究旅費の助成」の派遣者の推薦について ・ 平成20年度教員の海外派遣等について ・ 「国際生物多様性の日」記念行事について ・ 本学における研究上の不正に関する規程整備等 ・ 研究倫理に関する指針について ・ 外部研究資金の間接経費に関する規程について ・ 文部科学省科学研究費補助金の申請状況等について ・ 草の根協力事業について ・ 平成20年度大学教育改革支援事業学内公募について ・ 平成19年度老人保険事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の国庫補助に係る内示について ・ 研究者プロフィール（2007年度版）の作成について ・ 研究成果に関する評価について ・ 学生の資格取得に対する支援について ・ 検定試験の成績による単位認定にかかる各学部履修規程の改正について ・ 平成19年度資格取得支援援助助成金申請について ・ ファカルティ・ディベロップメント講演会について
-------	--

	・ 携帯電話サイトの開設について ・ 就職支援システムの導入について ・ 2007 年経済・経営系フランス留学フェアの開催について ・ 教養教育改革について ・ 医学研究科修士課程学生募集について ・ 大学設置基準の改正に伴う学則及び履修規程の改正について ・ 名古屋市立大学学長特別表彰要項について ・ 教員の選考基準について
管理運営	・ 理事長補佐について ・ 平成 19 年度入学試験志願者数等について ・ 固有職員の福利厚生事業について ・ 広報連絡調整会議の設置について ・ 平成 19 年度市立大学の休業期間について ・ 市立大学提携宿泊施設の利用について ・ 職員の服務規律の確保について ・ 医学研究科教員の任期制について ・ ハラスメント防止対策／教職員のカウンセリングについて ・ 外部資金を活用して雇用する任期付教員制度の新設について ・ 学内保育所について ・ 育児休業代替教員について ・ 特任教授の称号の付与に関する規程について ・ 公立大学法人名古屋市立大学振興基金の募集について ・ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況にかかる現地調査について
予算・決算	・ 20 年度予算編成について ・ 平成 20 年度予算について ・ 平成 19 年度理事長裁量整備費の配分について ・ 平成 18 年度決算について
計画・評価	・ 平成 18 年度業務実績報告書について ・ 平成 18 年度業務実績に関する評価結果に対する改善報告書について ・ 平成 18 年度業務実績に関する評価結果（案）について ・ 平成 19 年度年度計画の修正について ・ 平成 19 年度業務実績に関する中間報告について ・ 平成 19 年度業務実績に関する中間報告における未実施の業務について ・ 平成 20 年度年度計画（案）について ・ 自己点検評価について ・ 認証評価及び自己点検評価について
その他	・ 名古屋ボストン美術館学校法人賛助会及び徳川美術館大学メンバーシップ

	の加入について ・ 開学 60 周年記念事業に向けて ・ 学位審査等に係る調査について
--	---

【中期計画 No.148、年度計画 No.170】

役員会の主な議題

予算・決算	- 平成 18 年度決算について - 平成 19 年度中間決算について - 平成 20 年度予算について - 会計監査人の監査報告 - 監事の監査報告 - 平成 19 年度 監事の監査計画について - 予算の執行状況について - 運営費交付金と消費税について
計画	- 平成 18 年度業務実績報告書について - 平成 18 年度業務実績に関する評価結果（案） - 平成 18 年度業務実績に関する評価結果に対する改善報告書について - 平成 19 年度年度計画の修正について - 平成 20 年度年度計画について
人事・組織等	- 教員の人事について - 医学研究科教員の任期制について - 臨床研修医の確保について - 臨床研究医等の雇用条件について - 事務職員採用試験の実施について - 総合情報センター長並びに副センター長の選考方法について - 病院長補佐制度の創設について - 看護部長の選考について - 平成 20 年度組織定員について
教育研究	- 入学試験志願者数等について - パリ 13 大学との大学間交流協定の締結について - 名古屋工業大学との連携・協力について - 名城大学との連携・協力について - 平成 19 年度老人保険事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の国庫補助に係る内示について - 学生の処分について - 大学院看護学研究科看護学専攻助産学領域の設置について - 専門看護師教育課程の設置について 「健康教育研究推進センター」の設置及び設立記念シンポジウムについて 「国際交流推進センター」の設置について - 就職支援システムの導入について - 人文社会学部の学生（収容）定員の変更について - 平成 19 年度第 3 回名古屋市立大学知的財産管理セミナーについて - 利益相反マネジメント規程について
その他	- 入学金返還請求事件について - 寥名荘について - 市立大学提携宿泊施設について - 名古屋市ボストン美術館学校法人賛助会及び徳川美術館大学メンバーシップの加入について - 薬学部校舎の改築について - 今後の大学及び病院の経営の方向性について

	・ 学内保育所について ・ PET-CT 及び 3T-MRI の設置について ・ 学位審査に関する実態調査について ・ 不適正な現金に対する調査について ・ 学位審査に係る特別調査検討委員会の調査結果（中間報告）を受けて（案）
--	---

【中期計画 No.151、年度計画 No.173】

教員倫理綱領

はじめに

科学技術は私たちに大きな恩恵をもたらし、今後も未知の分野を切り開いていく。この光の部分と対比的に、地球温暖化、資源の枯渇、飢餓貧困等が今日深刻な課題である。持続可能な社会を維持するには、私たち一人一人の叡智を結集し、社会の枠組みの転換と新たなテクノロジーの開発が求められており、大学の役割は一段と大きなものになっている。大学の諸活動は、社会の支援があってはじめて成り立つ。従って、その使命である教育と研究の遂行においては、高い倫理観、厳粛な使命感、そして共生の精神が求められる。このような基本認識に立ち、名古屋市立大学の教員倫理綱領を定める。

1 人格及び基本的人権の尊重

社会は、年齢、性別、国籍、社会的背景、文化等が異なる多様な人たちで構成されている。名古屋市立大学の教員は、学内外の活動において常に人格の尊厳と基本的人権の尊重を旨として行動し、協働、共生社会づくりに参画する。

2 学問の自由と自治

名古屋市立大学の教員は、「大学の自治、学問の自由」の精神と「社会への責任」の自覚のもとに、自らの倫理観をもち責任ある行動をする。

3 教育における責任

(1) 教育は、大学の最も重要な使命である。名古屋市立大学の教員は、学生との信頼感そして人格とこころの触れ合いが高まるように努める。

(2) 名古屋市立大学の教員は、自らの知識、技能、経験と熱意をもって教育にあたり、学生に知ることの喜び、学問に対する興味と意欲が湧くよう、また個々人の潜在能力が開花できるように努める。

4 研究倫理

(1) 研究は、物事の真理を究め、未知の地平を切り開いていく崇高な活動である。研究に携わる者は、生命倫理、地球環境に対する配慮、科学的客観性、説明責任、そして高い倫理観が求められる。

(2) 研究には、直ちに社会で役立つものからそうでないものまで多様なものがあるが、研究活動は社会の支援の下にはじめて成り立つことに鑑み、名古屋市立大学の教員は、研究成果の開示と説明に十分に努める。

5 社会貢献

大学は地域社会及び国家から大きな支援をうけて成り立ち、本学の運営は名古屋市民の多大な支援の下に行われている。名古屋市立大学の教員は、責任感と使命感をもち、地域の教育、文化、芸術、産業、経済、その他の活動の発展に寄与する。

6 医療における役割

名古屋市立大学の教員は、医学部附属病院において、

- (1) 安心、安全な高度の医療を提供し、市民の健康と福祉の増進に努める。
- (2) 医学、薬学、看護学、コメディカル教育を充実し、高い倫理観をもつ信頼される医療人を育成する。

7 情報の保護と開示

名古屋市立大学の教員は、個人情報の厳粛な保護と情報の適正な管理・保管・開示に努める。

8 施設・環境の整備

名古屋市立大学の教員は、「地球環境の保全」という視点に立ち、大学の活動を展開していく上に必要な施設と環境の整備に努める。

9 国際交流

名古屋市立大学の教員は、高い倫理観と協調・共生精神をもち、国際連携、国際交流の推進と相互理解に努める。

10 自己改革

大学の諸活動のレベルを高めていくため、名古屋市立大学の教員は、常に自己点検・評価を行い、それに基づいて自己改革を継続していく。

あとがき

名古屋市立大学は、理事長直轄下の倫理委員会と監査評価室が連携して、教員を始めとする大学構成員各人に、本倫理綱領、各種の倫理関係規程及び倫理に係わる行動指針が、常に浸透し、実行に移される高い倫理観とコンプライアンス機能をもつ大学づくりに努める。

【中期計画 No.151、年度計画 No.173】

教員の倫理に係わる行動指針について

はじめに

本指針は、医学研究科の学位審査に係わる事件を契機に発せられた学長宣言、「公立大学法人名古屋市立大学は、学位審査を始めとする大学の恒常的な職務の遂行に関連して、決して金品の授受が行われることのない大学とする」を実現する出発点となるものとして、教員の倫理綱領とあわせて作成するものである。

教員倫理は、本来個々の教員が自らの責任において自主的、自律的に判断して対処することが基本であるが、学位審査を調査した特別調査検討委員会の中間報告は、「学位審査に関連して、一部であるが金銭の授受が慣例化していたと考えられる」と指摘している。

学位審査に関連して金品の授受が行われていたということは、あってはならないことである。深く反省しなければならない。

そこで本指針は、今後、大学の恒常的な活動において金品の授受にまつわるような事件が二度と起こらないよう、名古屋市立大学の教員として市民や社会からの期待や信頼に応えるために踏まなければならない行動規範を具体的に示すものとしてとりまとめた。

なお、本指針として掲げる行動規範には、公立大学法人名古屋市立大学職員倫理規程を始めとする倫理関係規程から積極的に引用し、従来の倫理関係規程の中味が十分わかるように配慮した。

公立大学法人名古屋市立大学教員の倫理に係る行動規範の根源

名古屋市立大学は平成 18 年 4 月 1 日に公立大学法人となり、本学の教員は、すべて地方公務員ではなく、公立大学法人名古屋市立大学の法人職員に移行した。そのため、教員には、本法人が作成した就業規則を始めとした各種の法人規程や個々の教員との間で締結した労働契約がもれなく適用されることとなり、教員と本法人との結びつきは、法人化前よりも格段と強くなっている。教員は、高等教育研究機関における教育研究に携わる大学人として求められる使命と責務はもちろんのこと、本法人の目標達成への貢献、法人諸規程の遵守、職務遂行への傾注など、本法人・本学の構成員としての基本的な責務についても十分応えなければならない。

本学の教員は、すべて公立大学法人名古屋市立大学の法人職員であるが、地方独立行政法人法第 58 条により、「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員」とみなされることから、法人化前と同様、収賄罪の適用がある。公立大学法人の教員には、公務員と同様、職務の清廉性、職務の公正とこれに対する社会の信頼を守る必要があるものとされたのである。従って、教員は、賄賂（職務の対価としての不正な利益）と目される金品の授受については、職務の不正の如何にかかわらず、収賄罪が成立することから、疑惑や不信を招くような行為となる金品の授受に関わってはならない。

このように、公立大学法人名古屋市立大学の教員の倫理に係る行為規範には、高等教育機関である大学を担う大学人としての普遍的な倫理から生じてくるもの、名古屋市を設立団体とする公

立大学法人である本法人・本学の構成員としての基本的な責務から生じてくるもの、そして、みなし公務員としての一般的な法令上の義務からくるものなどがある。

こうした行為規範の多くは、平成 18 年度の法人化以降、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則、公立大学法人名古屋市立大学職員倫理規程、名古屋市立大学における研究倫理に関する指針、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドラインなどの法人諸規程の形で成文化され、公布されているところであるが、今回の収賄容疑事件を契機とした学位審査に関する実態調査(中間報告)により、これらの倫理関係諸規程の浸透が十分ではなかったこと、そして、遵守のためのシステムが確保されていなかった、又は機能していなかったことが露呈された。

そこで、倫理関係諸規程についての理解を深め、今後の定期的な点検に資するように、基本となる公立大学法人名古屋市立大学職員倫理規程(以下「倫理規程」とする。)に従い、遵守しなければならない倫理に係る行動規範の一般原則を示すとともに、教員の日常活動の諸場面における、倫理関係諸規程などで規定する具体的な行動規範について、以下に掲げることとする。

1 遵守しなければならない倫理に係る行動規範の一般原則〔倫理原則〕

倫理規程では、職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本学の業務に対する信頼を確保することを目的に、教員が遵守しなければならない倫理に係る行動規範の一般原則(倫理原則)が定められており、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則(以下「就業規則」とする。)においても同様な定めがある。これらをまとめると、次のとおりとなる。

教員は、本法人・本学の教員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる倫理原則を遵守して職務に当たらなければならない。

- (1) 教員は、その職務に係る倫理を保持しなければならない。
- (2) 教員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (3) 教員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (4) 教員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (5) 教員は、法令及び本法人の諸規程により与えられた職務の遂行に当たっては、当該職権の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等による疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (6) 教員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (7) 教員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

2 教育活動における倫理に係る行動規範について

(1) 人格の尊厳と基本的人権の尊重

教員の教育活動を始めとした日常活動において、学生の学習する権利の擁護、教員の学問的立場の尊重、教職員相互の人格の尊重など、人格の尊厳と基本的人権の尊重が大学人として求められていることを自覚しなければならない。教員と学生、教員と教員、教員と職員の関係において、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、いかなるハラスメント(相手方の人格を傷つける行為又は人権を侵害する行為)もあってはならない。

このハラスメントの防止については、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程などにおいて必要な事項が定められており、本学に属するすべての教員には、これらのハラスメント防止対策の下、学生、その他すべての大学構成員に対して、勉学・就業に関わる基本的人権を守る責務として、ハラスメントは人権に関わる重要な問題であることを理解し、ハラスメントを行わない、行わない努力が求められている。

具体的な心構えとして、

- ① 教員はセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント(以下「ハラスメント」という)といった人格を傷つける行為、又は人権を侵害する行為をしてはならないこと
- ② 教員はハラスメントを目撃したり、被害の相談を受けたりした時は、ハラスメント防止対策ガイドラインに沿って、積極的に解決に向けて行動しなければならないこと
- ③ 教員は、大学とは教育、研究、医療の場であることを常に認識し、ハラスメントのない大学を作るために、常に相手の立場を理解し、適切な環境を整えるよう不断の努力をしなければならないこと

などに留意しなければならない。

(2) 単位認定、卒業判定及び学位審査

名古屋市立大学は、「知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成する」ことを、設立の目的の一つに掲げている。いうまでもなく、学生に対する教育活動は、大学教員のもっとも大事な職務の一つである。学生が本学に入学したその日から卒業する日まで、持ち得る技能や知識、経験を用いて積極的に指導して、単位取得、卒業あるいは学位取得へと導かなければならない。

この教員の当然の職務である単位認定、卒業判定あるいは学位審査にあたっては、金品の授受があってはならない。個人的な謝礼であっても、職務の対価としての不正な利益を得た場合には、賄賂と目され、収賄罪が成立することに注意しなければならない。このことは、旧文部省大学学術局長通達(昭和37年4月12日文大大第201号)においても指摘されていることである。

なお、倫理規程では、利害関係者との間における次に掲げる行為を禁止している。

- ① 金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてなされるものを含む。)を受けること
- ② 金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること
- ③ 債務の弁済、担保の提供又は保証をされること
- ④ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
- ⑤ 未公開株式を譲り受けること
- ⑥ 供応接待を受けること
- ⑦ 飲食、遊技若しくはゴルフ、又は旅行をともにすること

殊に、2 (2) ①の「金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてなされるものを含む。)を受けること」を禁止しており、個人的な謝礼であっても、許されないことを肝に銘ずるべきである。

(3) 学生とのその他の関係において

教員の学生に対する教育活動は、単なる職務というだけでなく、人と人との触れ合いであり、また、自ら学び、学問的、人間的成長を促していくという活動でもある。そのため、日常活動において、例えば、学生が帰省後や旅行後に手土産などを好意をもって持参すること等が想定される。こうした場合であっても、疑惑や不信を招くようなことがないように対処すべきである。

すなわち、通常一般の社交の程度(1件につき5,000円)を超える物品は受け取ってはならない。また、これらの物品が一方的に送られ、返却ができなかったような場合には、倫理管理者又は倫理管理補助者を通して、学内役員で構成する倫理委員会へ報告し、同委員会が指示する処理をしなければならない。

3 研究活動における倫理に係る行動規範について

教員の日常活動のうち、学生への教育活動と並んで大事な職務の一つとして研究活動があるが、本法人では、「名古屋市立大学における研究倫理に関する指針」(以下「研究倫理指針」という。)において、教員の研究活動における倫理に係る行動規範が定められている。

研究倫理指針では、研究者としての教員の自律性に依拠し、教員がこの指針を遵守することで、本学における学術研究の透明性が保証されるとともに、社会からの信頼と尊敬が得られるものと位置づけて、教員の研究活動に関し遵守すべき基本的な事項を定めている。ここでは、その中でも特に重要なものとして、研究成果の公開と説明、不正行為の禁止、インフォームド・コンセント、個人情報の保護に関するものについて、以下に抜粋する。

- (1) 教員は、社会に対し研究成果を積極的に公開・説明することにより、広く社会への還元に努めるとともに、自己の研究についての説明責任を果たさなければならない。
- (2) 教員は、計画の立案から成果の発表にいたるまでのすべての研究過程において、研究及び調査のデータの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、次に掲げる不正な行為(①ねつ造、②改ざん、③盗用)は絶対に為さず、またこれに加担してはならない。

- (3) 教員は、個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、個人情報、データ等の提供者に対し、その目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- (4) 教員は、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものはこれを他に漏らさないなど、個人情報の保護に十分に留意し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 教員は、本学の教員としての責務と個人的な利益、あるいは本学における責務と本学以外における責務との衝突、相反に十分に留意し、公共性と中立性を維持しながら、社会との連携活動の推進に努める。

研究者としての教員は、これらの事項の遵守について、自ら厳正に律していかなければならない。次に、研究者としての教員で、特に、金品の授受が問題となったり、倫理が問われたりする場面(各論)として、物品の購入、民間機関等からの研究費の受入れ、公的研究費の適正な運営についてとりあげる。

(1) 物品の購入について

教員が、大学や病院で必要な機器等の選定、購入といった契約手続きに当たり、契約の相手先となる又はなろうとしている業者等から、金品の授受があった場合には、賄賂(職務の対価としての不正な利益)と目され、収賄罪が成立することとなる。

また、契約手続きに関与する教員とこのような契約の相手先となる又はなろうとする業者等とは、教員の契約手続きに係る職務との間で利害関係が発生する。倫理規程では、こうした教員の利害関係者との間における、前述の2(2)のところで掲げるような行為を禁止している。

こうした法令上の義務や倫理規程上の義務の遵守はもちろん、公正性、公平性を確保するため、本法人には、公立大学法人名古屋市立大学会計規程及び公立大学法人名古屋市立大学契約規程などにより、契約手続きが定められているので、教員が契約に関与する際は、これらの規程を遵守し、市民、社会から一切の疑念を持たれないようにしなければならない。

(2) 研究費の受入れと執行について

本法人が民間機関等から研究費を受け入れる方法としては、民間機関等との共同研究による研究経費の受入れ、受託研究による委託料の受入れ、学術奨励寄付金としての受入れ等がある。これらの研究費の受入れと執行の手続きについては、公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程、公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程、公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程にそれぞれ定められているので、研究費の受入れに関与する教員は、これらの規程を遵守しなければならない。

ただ、研究費の受入れについては、研究費の受入れそのものが、教員の他の職務行為(例えば、研究機器や医薬品などの物品の購入)の対価としての不正な利益として提供された又はされるもの、すなわち、賄賂と目される場合には収賄罪が成立する場合もあるので、受入れの決定、承認にあたっては、こうしたことに留意しなければならない。

一方で、民間機関等からの研究費の提供、とりわけ、学術研究の奨励に使用されることを目的とした学術奨励寄附金の提供については、寄附者からの条件がつかないだけに、全くの任意なものでなければならず、研究費の受入れに関与する教員は、民間機関等に対して寄附金の提供を強請する、又は、強請したと疑われるようなことをしてはならない。

また、共同研究や受託研究に関与する教員とこれらの相手先となる又はなろうとする民間機関等とは、教員の共同研究、受託研究に係る職務を介して利害関係が発生する。倫理規程では、こうした利害関係者との間において、物品の購入の場合と同様に、前述の2（2）のところで掲げられるような教員の行為を禁止している。このような行為は、共同研究、受託研究に対する見返りであると市民や社会から疑念を抱かせるような行為と目されるためである。

（3）公的研究費の適正な運営及び執行について

民間機関等からの研究費の受入れ及び執行とは別に、科学研究費補助金等の公的研究費の適正な使用を徹底するための対応策として、本法人では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に基づき、科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程、名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程、名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程、公立大学法人名古屋市立大学科学研究費補助金事務取扱要綱などが定められている。公的研究費を使用する教員は、これらの規程を遵守して、適正な運用に努めなければならない。

4 診療活動における倫理に係る行動規範について

医学研究科の教員のうち附属病院で診療に当たる者は、診療料の他に、患者の個人的な謝礼として金品の授受があった場合には、職務の対価としての不正な利益、すなわち、賄賂と目され、収賄罪が成立する恐れがある。収賄罪の成立には、授受した金品の使途は問わないものとされているので、例えば、患者から授受した金品を研究目的に使用したとしても、刑事責任を免れるものではない。

それだけに、診療に当たる教員は、診療に対する市民の期待に応えるのは当然の職務であることを認識し、患者の好意と明らかなものであっても、謝礼としての金品は、金銭はもちろん、物品等であっても丁重に断り、受け取ってはならない。

感謝の気持ちとして、どうしても何がしかの謝礼をしたいという患者がいれば、公立大学法人名古屋市立大学振興基金への寄附を紹介し、個人的な授受は避けなければならない。

5 社会貢献活動における倫理に係る行動規範について

名古屋市立大学は、「広く市民と連携し、協働することを通じて地域社会及び国際社会にその成果の還元を図ることにより、社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与すること」を設立の目的として掲げており、また、中期目標の前文にある大学の基本的理念の中でも、すべての市民が誇りに

思う・愛着の持てる大学となるべく、魅力ある地域社会づくりへの貢献が使命であることを謳っている。いうまでもなく、社会貢献活動は、本学教員の大事な職務の一つである。

教員の社会貢献活動においては、本学での本務となる学生への教育活動、研究活動、大学運営との兼ね合いをどう整理するかが問われることになるが、これに関しては、教員の兼業・兼職について定めたものとして、公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程（以下「兼業規程」とする。）がある。

兼業規程では、教員が兼業・兼職を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を受けなければならないとされ、兼業・兼職許可の基本原則として次のものを定めている。

- ① 兼業及び兼職をすることにより、本務となる職務の遂行に支障をきたす恐れがないこと
- ② 兼業及び兼職による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与える恐れがないこと
- ③ 申請に係る兼業及び兼職先との間に、物品の購入、業務の委託等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生の恐れがないこと
- ④ 兼業及び兼職先の事業又は事務に従事することによって、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

従って、教員が兼業・兼職をする場合には、まず、これらの基本原則を満たすものとして、兼業規程及び公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程細則の定めに従って許可を受ける手続をとらなければならない。

そして、許可を受けた教員の兼業・兼職は、教員の職務としての社会貢献活動に位置づけられるものであるので、教員が兼業・兼職に従事する場合には、

- ① 本学の一員であることを自覚し、自らの知識、能力を全力で社会への還元に努めること
- ② 兼業先においても、本学教員としての倫理規程等、各種規程を遵守すること
- ③ 本法人・本学での職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないようにしなければならないこと

などに留意しなければならない。

6 おわりに

以上、倫理関係諸規程についての理解を深め、今後の定期的な点検に資するように、倫理規程に従い、倫理原則を示すとともに、教員の日常活動の諸場面における、倫理関係諸規程などで規定する具体的な行動規範についてとりあげてきた。しかしながら、ここでとりあげた行動規範は、教員の日常活動の代表的な場面におけるものであり、教員のすべての場面での行動規範を網羅するものではない。従って、教員倫理綱領、倫理関係規程、そして、本行動指針に示された規範及び精神を大学の日常活動において浸透させ、実行していくことが大切である。

【中期計画 No.151、年度計画 No.173】

内部通報・相談窓口

1 通報・相談事項

- i 内部通報・相談窓口で受け付ける事項は、「名古屋市立大学における違法又は、著しく不当な役員・教職員の行為又は不正な事柄」とします。
- ii その行為が i にあたるか不明確な場合も、通報・相談を受け付けます。
- iii コンプライアンスに関しない一般的な事務手続等については、相談窓口ではなく、各担当部署にお申し出てください。

なお、「研究上の不正に係る申し立て窓口」、「ハラスメントに係る相談窓口」については、今までどおりの取扱とさせていただきます。

2 通報・相談窓口の利用者

名古屋市立大学の役員・教職員からの通報・相談を受け付けます。

(役員・教職員以外の者による通報・相談についても、役員・教職員による通報・相談に準じて取り扱うことがあります。)

3 通報・相談窓口および相談方法

(1) 通報・相談窓口

「監査評価室長」が通報・相談の受付をいたします。

(2) 通報・相談窓口への相談方法

- i 通報・相談は、電話、文書、面談で受け付けます。

- ii 電話

名古屋市立大学 監査評価室長(事務局次長兼務)

TEL:052-853-8002

- iii 文書送付先

〒467-8601 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1

名古屋市立大学監査評価室

- iv 面談

受付 監査評価室 TEL:052-853-8806

日程調整を行いますので氏名・ご所属・連絡先をお伺いします。

- v 通報・相談書式(参考) : Word・PDF

(3) 通報者、相談者の保護

- i この窓口への通報又は相談を行う者は、正当な通報又は相談を理由として、いかなる不利益も受けません。
- ii この窓口への通報又は相談を行う者は、正当な通報・相談を行ったことに起因して不利益を受けた場合には、その旨を理事長に申し立てることができます。

- iii この窓口の業務に従事する者は、通報者、相談者の特定され得る情報を秘匿いたします。
- iv 匿名の通報・相談について、相談者の氏名等を調査することはありません。事実関係をできるだけ詳しく説明してください。

4 通報・相談への対応

- i 窓口に通報・相談した内容について、通報・相談者が調査を希望した事項及びコンプライアンスアドバイザー又は監査評価室長が調査の必要性があると判断した事項は、監査評価室又はコンプライアンスアドバイザーが事実確認を行い、全て理事長及び監事に報告します。この報告を受け理事長は、必要と認める是正措置あるいは再発防止策など、適切な処置を行います。
- ii 通報・相談者が希望する場合は、事実確認の結果や対応策等を、相談者にお知らせします。お知らせを希望される場合は、連絡方法を明示の上、相談の際に申し出てください。
- iii 通報・相談者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮いたします。

【中期計画 No.154、年度計画 No.177】

任期制導入状況

部局名	専攻・講座	分野	補職
大学院 医学研究科	全専攻 全講座	全分野	教授
			准教授※
			講師※
			助教※
大学院 薬学研究科	全専攻 全講座	全分野	教授
	医療機能薬学専攻 医療分子機能薬学講座	病態生化学分野	准教授
			助教

部局名	計画の名称	補職
大学院 経済学研究科	環境マネジメント教育研究プロジェクト	准教授

※ 医学研究科においては、平成 19 年 8 月以降に採用する准教授、講師、助教に任期制を導入するとともに、在職する准教授、講師、助教には、同意を得られたものから、任期制への切替えを進めている。

【中期計画 No.161、年度計画 No.186】

本学において女性教員の占める割合(研究科別・補職別)

(平成 20 年 1 月 1 日現在員。単位：名)

研究科	性	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
医学 研究科	男	35 (94.6%)	48 (94.1%)	60 (95.2%)	103 (82.4%)		246 (89.1%)
	女	2 (5.4%)	3 (5.9%)	3 (4.8%)	22 (17.6%)		30 (10.9%)
	計	37 (100.0%)	51 (100.0%)	63 (100.0%)	125 (100.0%)		276 (100.0%)
薬学 研究科	男	16 (100.0%)	18 (100.0%)	6 (100.0%)	15 (88.2%)		55 (96.5%)
	女	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (12.5%)		2 (3.5%)
	計	16 (100.0%)	18 (100.0%)	6 (100.0%)	17 (100.0%)		57 (100.0%)
経済学 研究科	男	17 (94.4%)	12 (85.7%)	1 (33.3%)		0 (0.0%)	30 (73.2%)
	女	1 (5.6%)	2 (14.3%)	2 (66.7%)		6 (100.0%)	11 (26.8%)
	計	18 (100.0%)	14 (100.0%)	3 (100.0%)		6 (100.0%)	41 (100.0%)
人間文化 研究科	男	25 (89.3%)	8 (44.4%)	3 (100.0%)		0 (0.0%)	36 (72.0%)
	女	3 (10.7%)	10 (55.6%)	0 (0.0%)		1 (100.0%)	14 (28.0%)
	計	28 (100.0%)	18 (100.0%)	3 (100.0%)		1 (100.0%)	50 (100.0%)
芸術工学 研究科	男	17 (100.0%)	8 (80.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)		28 (93.3%)
	女	0 (0.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		2 (6.7%)
	計	17 (100.0%)	10 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)		30 (100.0%)
看護学部	男	8 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)		10 (26.3%)
	女	6 (42.9%)	5 (100.0%)	7 (100.0%)	10 (83.3%)		28 (73.7%)
	計	14 (100.0%)	5 (100.0%)	7 (100.0%)	12 (100.0%)		38 (100.0%)
システム 自然科学 研究科	男	13 (100.0%)	9 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)		25 (100.0%)
	女	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		0 (0.0%)
	計	13 (100.0%)	9 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)		25 (100.0%)
正規職員 計	男	131 (91.6%)	103 (82.4%)	70 (85.4%)	126 (78.8%)	0 (0.0%)	430 (83.2%)
	女	12 (8.4%)	22 (17.6%)	12 (14.6%)	34 (21.2%)	7 (100.0%)	87 (16.8%)
	計	143 (100.0%)	125 (100.0%)	82 (100.0%)	160 (100.0%)	7 (100.0%)	517 (100.0%)

(注) 学長(1名)副学長(3名)を含まない。

【中期計画 No.167、年度計画 No.191】

公立大学法人名古屋市立大学外部研究資金の間接経費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）が受け入れる外部研究資金の間接経費の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「外部研究資金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 102 号。以下「受託研究取扱規程」という。）第 3 条第 1 号に定める委託料
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学共同研究取扱規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 103 号。以下「共同研究取扱規程」という。）第 10 条第 2 項に定める経費等
- (3) 公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 104 号）第 2 条に定める寄附金
- (4) 科学研究費補助金
- (5) その他理事長が指定する経費

(間接経費の使途)

第3条 研究環境の改善等のため、外部資金から一定額を間接経費として確保し、次に掲げる経費に充てる。

(1) 管理運営に関する経費

ア 管理施設・設備の整備(公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 134 号。以下「固定資産等管理規程」という。）第 2 条に定める「固定資産」を除く。)、維持及び運営経費

イ 管理事務経費

ウ 広報に関する経費

(2) 研究支援に関する経費

ア 研究施設・設備の整備（固定資産等管理規程第 2 条に定める「固定資産」を除く。）、維持及び運営経費

イ ネットワークの整備（固定資産等管理規程第 2 条に定める「固定資産」を除く。）、維持及び運営経費

ウ 図書館の整備（固定資産等管理規程第 2 条に定める「固定資産」を除く。）、維持及び運営経費（名古屋市立大学図書管理細則（平成 19 年公立大学法人達 21 号）第 2 条第 1 号に定める「図書」を除く。）

エ 共通的に使用される物品等に関する経費

オ 当該外部研究資金の対象となる研究の応用等による研究活動の推進に関する経費

カ 研究成果展開事業に関する経費

(3) その他理事長が特に必要と認める経費

(間接経費の額)

第4条 間接経費の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号の委託料 受託研究取扱規程第6条第2項に定める額
- (2) 前条第2号の経費 共同研究取扱規程第10条第2項第1号イに定める額
- (3) 前条第3号の寄附金 寄附金の10%に相当する額
- (4) 前条第4号の科学研究費補助金 科学研究費補助金のうち間接経費として交付された額
- (5) 前条第5号の経費 理事長が指定する額

(間接経費の配分)

第5条 間接経費は、次の各号に掲げる割合で法人と部局に配分するものとする。

- (1) 第2条第1号の委託料 間接経費の3分の2を部局に配分し、3分の1を法人に配分する。
- (2) 第2条第2号の経費 間接経費の3分の2を部局に配分し、3分の1を法人に配分する。
- (3) 第2条第3号の寄附金 間接経費全額を部局に配分する。
- (4) 第2条第4号の科学研究費補助金 間接経費の5分の4を部局に配分し、5分の1を法人に配分する。
- (5) 第2条第5号の経費 理事長が定める。

2 外部研究資金の契約が複数年度にまたがる場合、間接経費は各年度ごとに配分することができる。

(間接経費の執行)

第6条 前条により配分された間接経費は、年度を越えて執行することができない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

【中期計画 No.168、年度計画 No.192】

外部資金獲得額

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
受託研究	159,911	222,658	184,427	205,180	
(うち治験分)	(52,264)	(95,150)	(63,222)	(70,556)	
共同研究	—	17,725	30,876	63,895	
学術奨励寄附金	392,703	362,938	411,100	411,690	
寄附講座寄付金	—	—	—	—	
大学基金	—	—	—	72,345	
外部資金獲得額	552,614	603,321	626,403	753,110	

19 年度の数値は決算処理終了後に報告する。

【中期計画 No.172、年度計画 No.198】

管理経費の前年度比較

(単位：千円)

区分	19 年度	18 年度	差額	増減率
消耗品・備品費		90,604		
光熱水費		22,649		
賃借料		151,597		
修繕費		88,181		
損害保険料		25,591		
業務委託料		335,379		
報酬謝金		16,806		
その他		63,930		
計		794,737		

19 年度の数値は決算処理終了後に報告する。

【中期計画 No.173、年度計画 No.199】

光熱水費 実績比較

	使用量			金額（円）		
	18 年度	19 年度	前年比	18 年度	19 年度	前年比
電気	42,775,286 kWh	41,992,420 kWh	98.2%	564,577,105	565,573,902	100.2%
ガス	4,379,657 m³	4,463,647 m³	101.9%	269,063,225	286,678,734	106.7%
水道	427,880 m³	417,232 m³	97.5%	253,430,062	239,225,406	94.4%
合計				1,087,070,392	1,091,478,042	100.4%

【中期計画 No.174、年度計画 No.200】

共同利用可能な施設

所属名	施設名・設備名	面積・種別等	利用可能曜日	利用可能時間
学術情報室	C-1 情報処理実習室	110 m ²	講義で使用する時間を除く、曜日・時間 (講義時間割は、毎年変更される)	
	C-2 情報処理実習室	110 m ²		
教養教育 自然センター	教養教育棟内教室		土日及び授業休業期間	9:00~17:00
	教養棟付属設備	プロジェクト等	土日及び授業休業期間	9:00~17:00
医学部	講義室 A	267 m ² 184 席	水、金曜日の 18:00~21:00 を除く曜日、時間	
	講堂	470 m ² 504 席	制限なし	9:00~21:00
	臨床セミナー室	67 m ² 48 席	制限なし	9:00~21:00
	薬友会館記念ホール	211 m ²	毎日	9:00~22:00
薬学部	図書館講堂	340 m ²	毎日	9:00~22:00
			空いていれば可	
経済学部	経済学部棟 101 教室	256 m ² 208 席		
	経済学部棟 201 教室	391 m ² 320 席		
	経済学部棟 202/203/301 教室	各 80 m ² 50 席		
	経済学部棟 302 教室	120 m ² 100 席		
人文社会学部	人文社会学部棟 201 教室	169.35 m ² 167 席	講義期間外で学部で利用しない場合に利用可	
	人文社会学部棟 202 教室	71.11 m ² 61 席		
	人文社会学部棟 203 教室	129.08 m ² 120 席		
	人文社会学部棟 204 教室	90.40 m ² 64 席		
	人文社会学部棟 205 教室	49.12 m ² 32 席		
	人文社会学部棟 206 教室	81.00 m ² 64 席		
	人文社会学部棟 207 教室	53.76 m ² 33 席		

	人文社会学部棟 301 教室	71.11 m ² 34 席	
	人文社会学部棟 309 教室	81.31 m ² 61 席	
	人文社会学部棟 310 教室	81.31 m ² 64 席	
看護学部	看護学部棟 308 視聴覚室	187.58 m ²	随時（他に使用がなく、授業等に支障がない場合に限り）
	看護学部棟会議室	97.58 m ²	
	看護学部棟 301 教室	141.09 m ²	
	看護学部棟 401/501 教室	各 148.42 m ²	
	看護学部棟 402 教室	94.08 m ²	
	看護学部棟 302 教室	47.01 m ²	
	看護学部棟 303 教室	47.04 m ²	
	看護学部棟 304/305/306 教室	23.52～27.07 m ²	
	看護学部 502～505 教室	計 558.24 m ² (4 教室)	
病院	病院・中央診療棟 3 階ホール	344.60 m ² 320 席	空いていれば可
	病院・中央診療棟 4 階第 1 会議室	163.50 m ² 105 席	

【中期計画 No.178、年度計画 No.205】【中期計画 No.180、年度計画 No.209】

患者に対するアンケート

病院についてのアンケート集計結果【外来用】

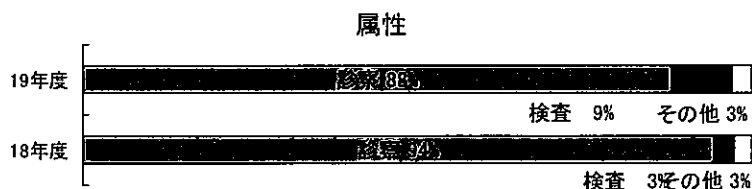
1. 実施期間 平成19年10月29日(月)～11月22日(木)

2. 実施方法 ・総合案内、外来各フロアにアンケート用紙及び回収箱を設置し、協力を呼びかけた

3. 回収枚数	18年度	19年度
	808	668

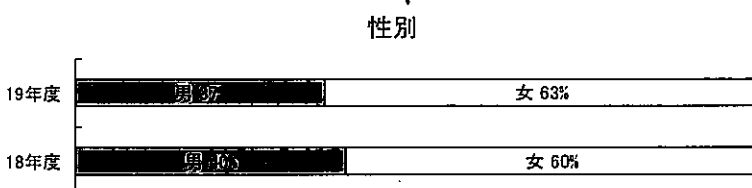
1. 本日のご用件は何でしたか？

	18年度	19年度
診察	94%	88%
検査	3%	9%
その他 (栄養相談、診断書など)	3%	3%
有効回答数	97%	85%



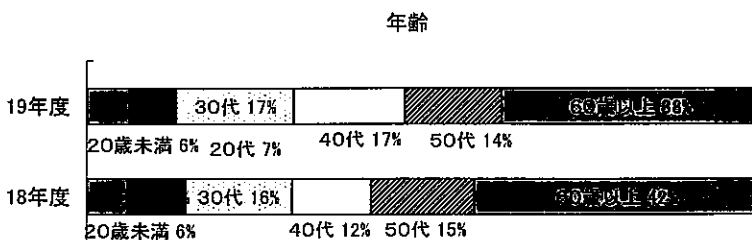
2. 性別

	18年度	19年度
男	40%	37%
女	60%	63%
有効回答数	84%	85%



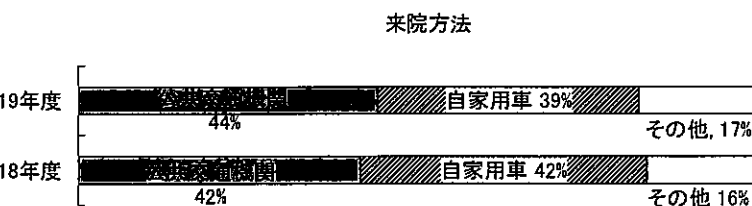
3. 年齢

	18年度	19年度
20歳未満	6%	6%
20代	9%	7%
30代	16%	17%
40代	12%	17%
50代	15%	14%
60歳以上	42%	38%
有効回答数	97%	97%



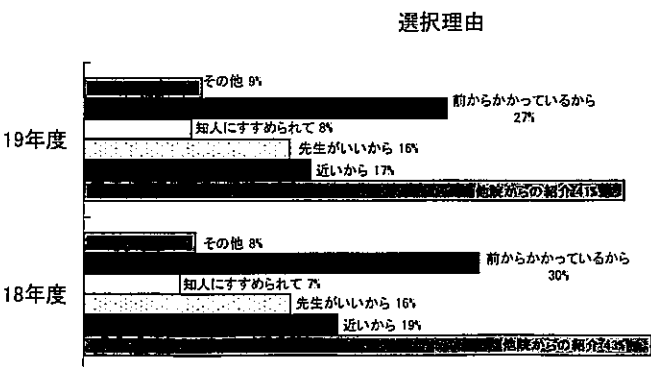
4. 来院方法

	18年度	19年度
公共交通機関	42%	44%
自家用車	42%	39%
その他 (自転車、徒歩、タクシー、送迎・バイクなど)	16%	17%
有効回答数	94%	93%



5. 当院を選んだ理由(複数回答)

	18年度	19年度
他院からの紹介	43%	41%
近いから	19%	17%
先生がいいから	16%	16%
知人にすすめられて	7%	8%
前からかかっているから	30%	27%
その他	8%	9%
有効回答数	(773枚)	(632枚)

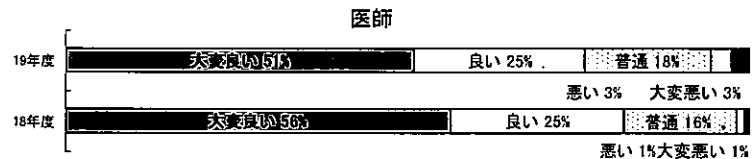


6. 病院職員の対応(接遇)は適切でしたか？

①医師

	18年度	19年度
大変良い	56%	51%
良い	25%	25%
普通	16%	18%
悪い	1%	3%
大変悪い	1%	3%
有効回答数	95%	92%

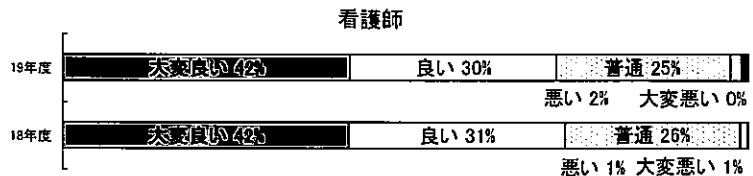
良い→説明が分かりやすい、丁寧、親切、信頼できる、など
悪い→無愛想、うつ病になるような言い方、すぐ怒る、など



②看護師

	18年度	19年度
大変良い	42%	42%
良い	31%	30%
普通	26%	25%
悪い	1%	2%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	88%	78%

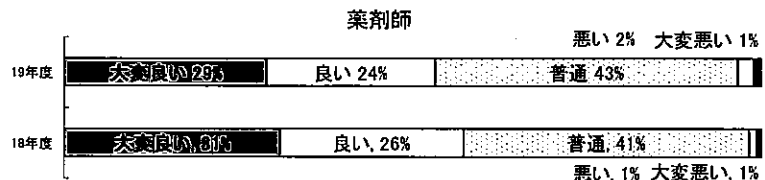
良い→親切、丁寧、など
悪い→会っていない、医師のいいなり、など



③薬剤師

	18年度	19年度
大変良い	31%	29%
良い	26%	24%
普通	41%	43%
悪い	1%	2%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	36%	27%

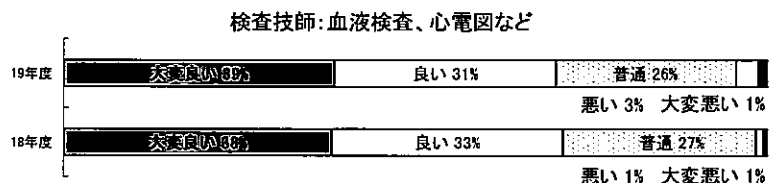
良い→親切、など
悪い→おそい、など



④検査技師:血液検査、心電図など

	18年度	19年度
大変良い	38%	39%
良い	33%	31%
普通	27%	26%
悪い	1%	3%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	50%	44%

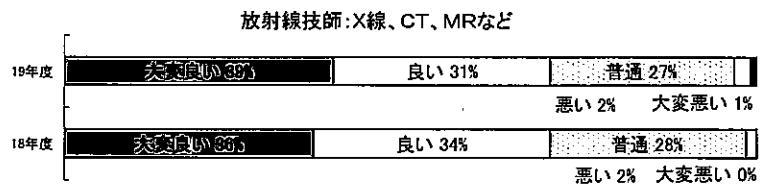
良い→丁寧、手早い、など
悪い→おそい、など



⑤放射線技師:X線、CT、MRなど

	18年度	19年度
大変良い	36%	39%
良い	34%	31%
普通	28%	27%
悪い	2%	2%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	39%	33%

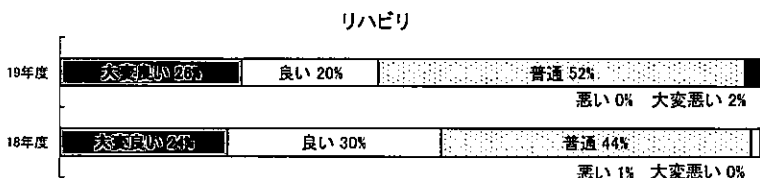
良い→親切、わかりやすい、など
悪い→言葉遣いが悪い、人による、など



⑥リハビリ

	18年度	19年度
大変良い	24%	26%
良い	30%	20%
普通	44%	52%
悪い	1%	0%
大変悪い	0%	2%
有効回答数	10%	7%

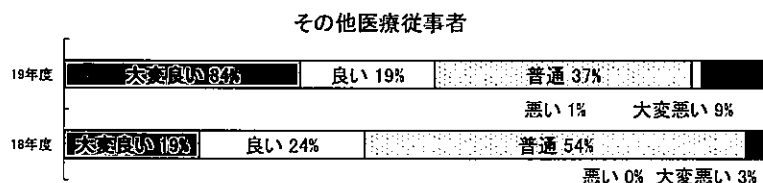
良い→
悪い→



⑦その他の医療従事職員

	18年度	19年度
大変良い	19%	34%
良い	24%	19%
普通	54%	37%
悪い	0%	1%
大変悪い	3%	9%
有効回答数	9%	10%

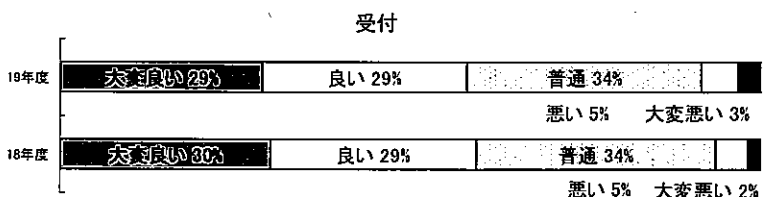
良い→優しい、など
悪い→あいさつがない、など



⑧事務職員:受付

	18年度	19年度
大変良い	30%	29%
良い	29%	29%
普通	34%	34%
悪い	5%	5%
大変悪い	2%	3%
有効回答数	87%	83%

良い→親切、迅速、など
悪い→事務的、無愛想、遅い、など



⑨事務職員：会計

	18年度	19年度
大変良い	28%	25%
良い	29%	31%
普通	39%	37%
悪い	4%	4%
大変悪い	0%	2%
有効回答数	73%	68%

良い→丁寧、迅速、など
悪い→事務的、無愛想、など

⑩事務職員：その他

	18年度	19年度
大変良い	21%	25%
良い	32%	22%
普通	42%	44%
悪い	3%	3%
大変悪い	3%	6%
有効回答数	19%	18%

良い→
悪い→

⑪その他職員：ボランティア

	18年度	19年度
大変良い	41%	37%
良い	30%	33%
普通	27%	26%
悪い	2%	1%
大変悪い	0%	2%
有効回答数	59%	53%

良い→親切、丁寧、など
悪い→知識のなさ、など

⑫その他職員：清掃

	18年度	19年度
大変良い	27%	37%
良い	31%	30%
普通	37%	28%
悪い	3%	3%
大変悪い	1%	2%
有効回答数	49%	47%

良い→丁寧、など
悪い→人による、など

⑬その他職員：売店、食堂

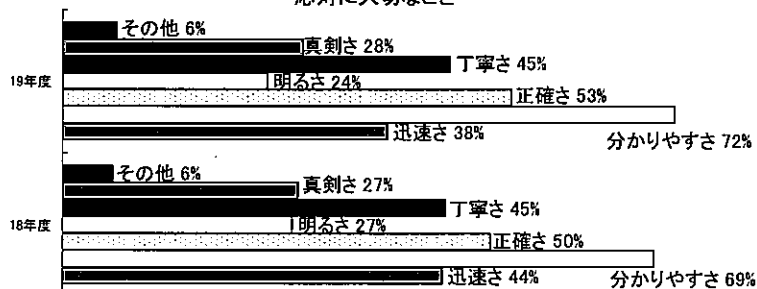
	18年度	19年度
大変良い	18%	23%
良い	25%	26%
普通	50%	43%
悪い	5%	5%
大変悪い	1%	3%
有効回答数	43%	40%

良い→笑顔、など
悪い→(食堂)汚い、まずい、など

7. 病院の対応(接遇)において、特に大切だと思われることは何ですか？(複数回答)

	18年度	19年度
迅速さ	44%	38%
分かりやすさ	69%	72%
正確さ	50%	53%
明るさ	27%	24%
丁寧さ	45%	45%
真剣さ	27%	28%
その他	6%	6%
(思いやり、優しさ、親切さなど)		
有効回答数	(743枚)	(598枚)

対応に大切なこと



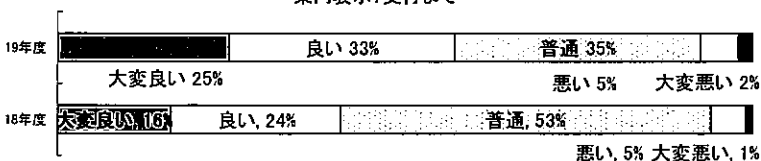
8. 病院の施設・設備についてお尋ねします

①案内表示：受付まで

	18年度	19年度
大変良い	16%	25%
良い	24%	33%
普通	53%	35%
悪い	5%	5%
大変悪い	1%	2%
有効回答数	81%	88%

良い→みやすい、わかりやすい、など
悪い→見にくい、わかりにくい、など

案内表示：受付まで



②案内表示:診察まで

	18年度	19年度
大変良い	14%	25%
良い	25%	32%
普通	54%	34%
悪い	7%	6%
大変悪い	1%	4%
有効回答数	76%	84%

良い→親切、わかりやすい、など
悪い→字が小さい、見づらい、など

③案内表示:その他

	18年度	19年度
大変良い	8%	17%
良い	17%	31%
普通	63%	43%
悪い	9%	3%
大変悪い	2%	6%
有効回答数	30%	31%

良い→
悪い→わかりにくい、など

④院内の環境の清潔さ

	18年度	19年度
大変良い	15%	50%
良い	24%	35%
普通	51%	13%
悪い	9%	1%
大変悪い	2%	1%
有効回答数	78%	85%

良い→きれい、ゴミが落ちていない、など
悪い→ゴミが落ちている、休憩設備がなさすぎる、など

⑤院内施設(売店、食堂など)

	18年度	19年度
大変良い	11%	23%
良い	17%	38%
普通	57%	31%
悪い	13%	5%
大変悪い	2%	3%
有効回答数	58%	58%

良い→焼きたてパンがおいしい、スタバがあって快適
悪い→6階食堂がまずい、など

⑥病院全体(総合的に)

	18年度	19年度
大変良い	13%	32%
良い	34%	46%
普通	44%	18%
悪い	8%	2%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	76%	80%

良い→明るい感じがよい、きれい、など
悪い→受付は各科にあったほうがよい、駐車場がせ

9. 診察についてお尋ねします

①本日の診察時間について

	18年度	19年度
大変長い	16%	12%
長い	19%	20%
普通	53%	55%
短い	8%	7%
大変短い	4%	5%
有効回答数	78%	87%

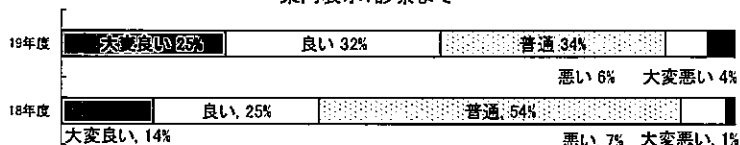
②電子カルテを利用した診察について

	18年度	19年度
大変良い	37%	33%
良い	27%	27%
普通	32%	36%
悪い	3%	2%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	67%	75%

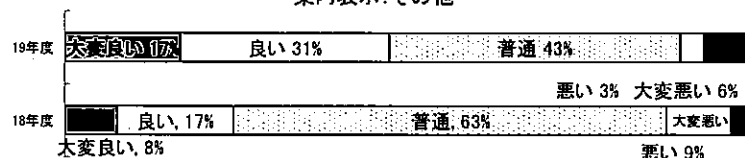
③説明について

	18年度	19年度
大変良い	32%	35%
良い	31%	30%
普通	30%	30%
悪い	5%	4%
大変悪い	2%	2%
有効回答数	71%	80%

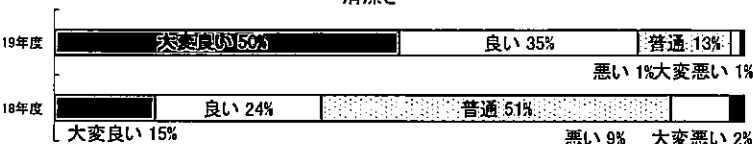
案内表示:診察まで



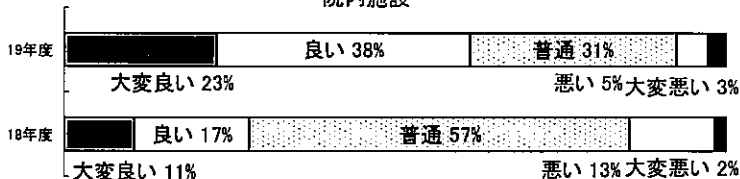
案内表示:その他



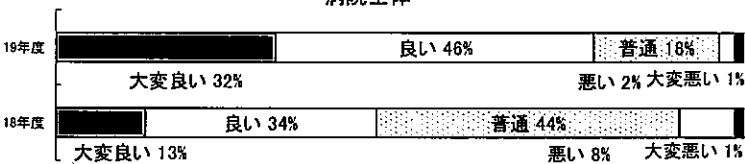
清潔さ



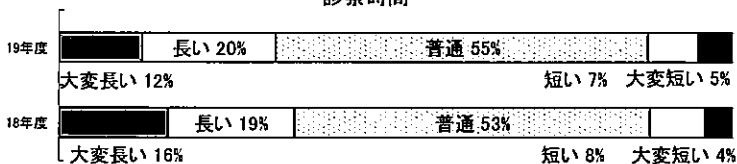
院内施設



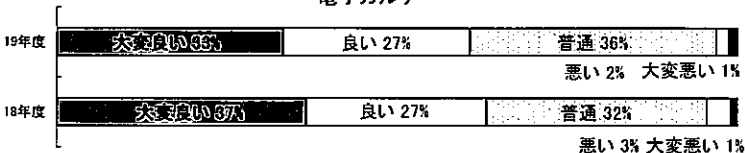
病院全体



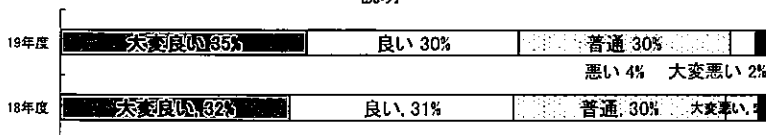
診察時間



電子カルテ

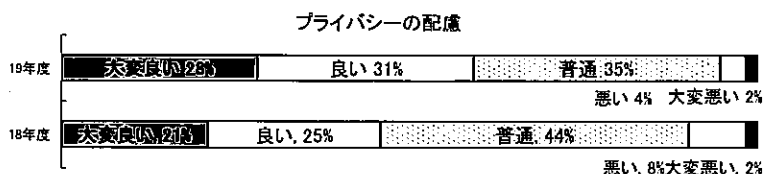


説明



④プライバシーの配慮について

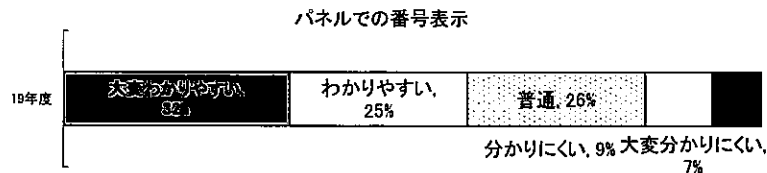
	18年度	19年度
大変良い	21%	28%
良い	25%	31%
普通	44%	35%
悪い	8%	4%
大変悪い	2%	2%
有効回答数	69%	76%



10. 診察室への誘導方法についてお尋ねします。

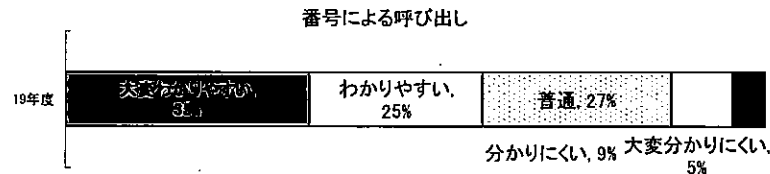
①パネルでの番号表示

	18年度	19年度
大変わかりやすい		32%
わかりやすい		25%
普通		26%
分りにくい		9%
大変分りにくい		7%
有効回答数		85%



②番号による呼び出し

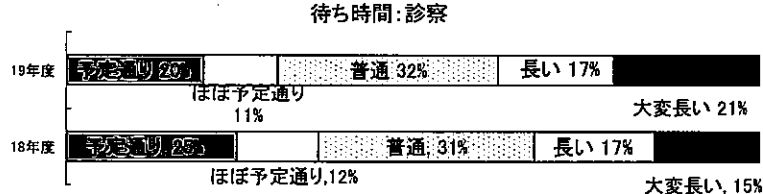
	18年度	19年度
大変わかりやすい		35%
わかりやすい		25%
普通		27%
分りにくい		9%
大変分りにくい		5%
有効回答数		82%



11. 待ち時間についてお尋ねします

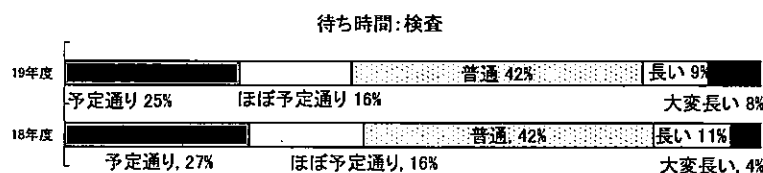
①診察の待ち時間

	18年度	19年度
予定通り	25%	20%
ほぼ予定通り	12%	11%
普通	31%	32%
長い	17%	17%
大変長い	15%	21%
有効回答数	81%	88%



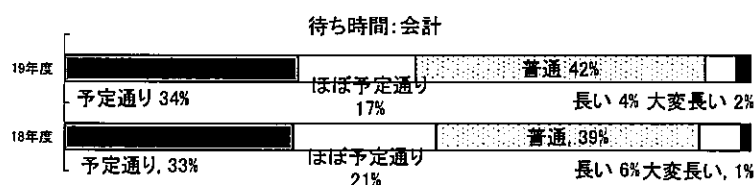
②検査の待ち時間

	18年度	19年度
予定通り	27%	25%
ほぼ予定通り	16%	16%
普通	42%	42%
長い	11%	9%
大変長い	4%	8%
有効回答数	61%	66%



③会計の待ち時間

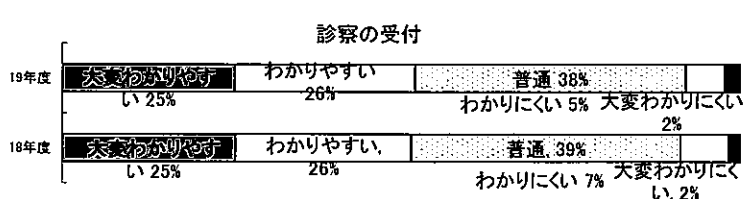
	18年度	19年度
予定通り	33%	34%
ほぼ予定通り	21%	17%
普通	39%	42%
長い	6%	4%
大変長い	1%	2%
有効回答数	73%	75%



12. 受付方法についてお尋ねします

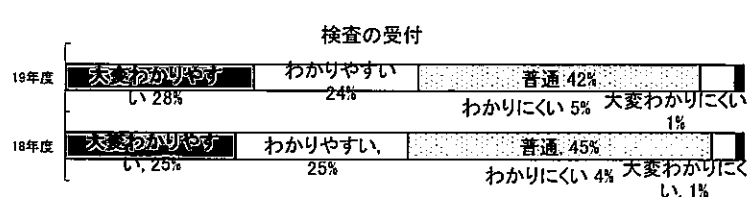
①診察の受付

	18年度	19年度
大変わかりやすい	25%	25%
わかりやすい	26%	26%
普通	39%	38%
わかりにくい	7%	5%
大変わかりにくい	2%	2%
有効回答数	80%	85%



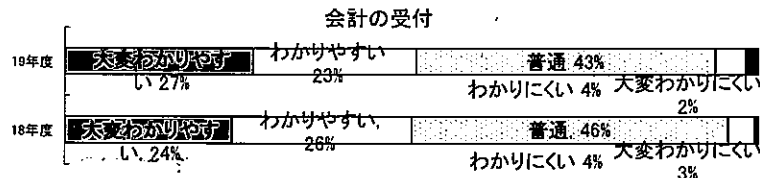
②検査の受付

	18年度	19年度
大変わかりやすい	25%	28%
わかりやすい	25%	24%
普通	45%	42%
わかりにくい	4%	5%
大変わかりにくい	1%	1%
有効回答数	66%	69%



③会計の受付

	18年度	19年度
大変わかりやすい	24%	27%
わかりやすい	26%	23%
普通	46%	43%
わかりにくい	4%	4%
大変わかりにくい	1%	2%
有効回答数	73%	76%



病院についてのアンケート集計結果【病棟用】

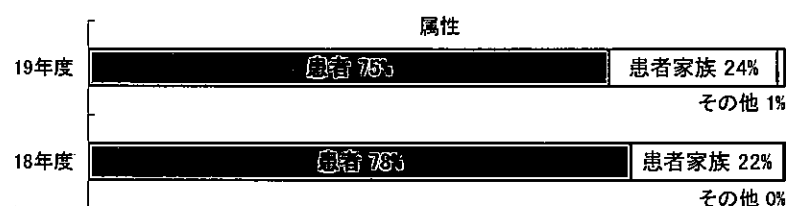
1. 実施期間 平成19年10月29日(月)～11月22日(木)

2. 実施方法 アンケート初日に入院中の患者及び期間中の新入院患者に配布

18年度	19年度
602	502

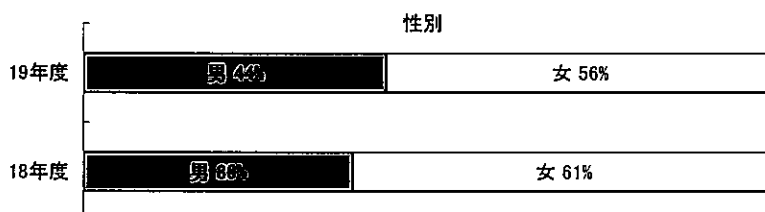
1. 属性

	18年度	19年度
患者	78%	75%
患者家族	22%	24%
その他	0%	1%
有効回答数	71	88



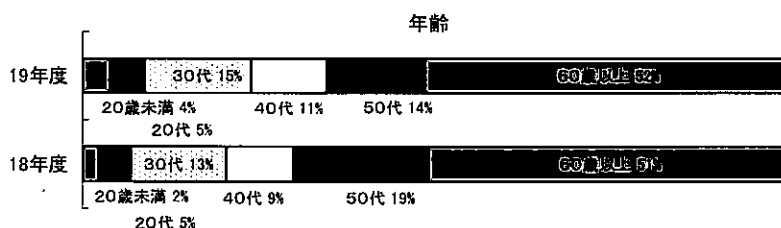
2. 性別

	18年度	19年度
男	39%	44%
女	61%	56%
有効回答数	92	88



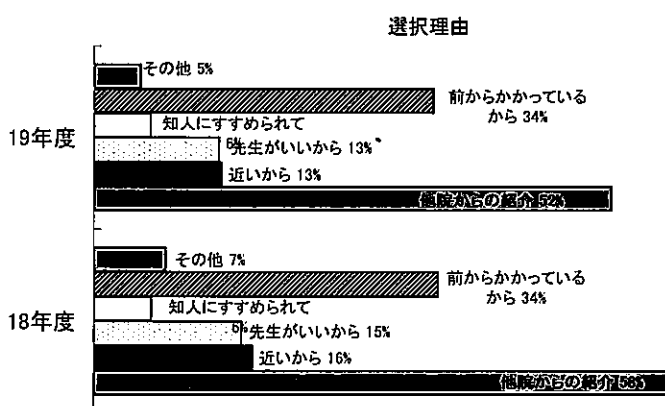
3. 年齢

	18年度	19年度
20歳未満	2%	4%
20代	5%	5%
30代	13%	15%
40代	9%	11%
50代	19%	14%
60歳以上	51%	52%
有効回答数	95	95



4. 当院を選んだ理由(複数回答)

	18年度	19年度
他院からの紹介	58%	52%
近いから	16%	13%
先生がいいから	15%	13%
知人にすすめられて	6%	6%
前からかかっているから	34%	34%
その他	7%	5%
(インターネット・新聞でみて、以前に受診したことがある、など)		
有効回答数	(554枚)	(470枚)



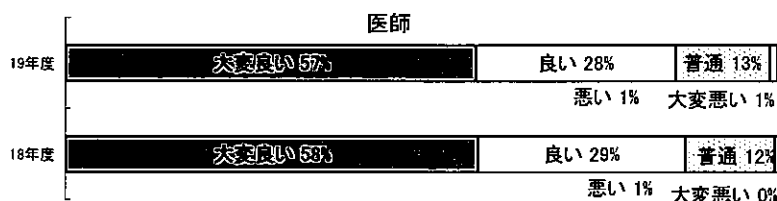
5. 病院職員の対応(接遇)は適切でしたか。

①医師

	18年度	19年度
大変良い	58%	57%
良い	29%	28%
普通	12%	13%
悪い	1%	1%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	96%	94%

良い→説明が分かりやすい、丁寧、親切、など

悪い→説明不足、あまり来ない、良い先生と悪い先生がいる、など

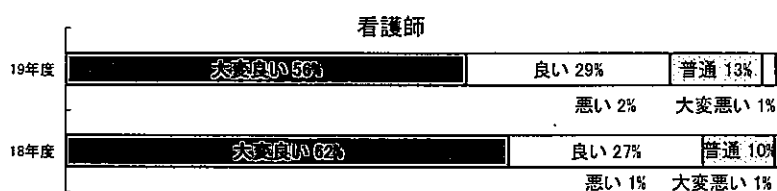


②看護師

	18年度	19年度
大変良い	62%	56%
良い	27%	29%
普通	10%	13%
悪い	1%	2%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	98%	94%

良い→親切、やさしい、明るい、頼りになる、など

悪い→人により差がある、真心がない、経験不足、など

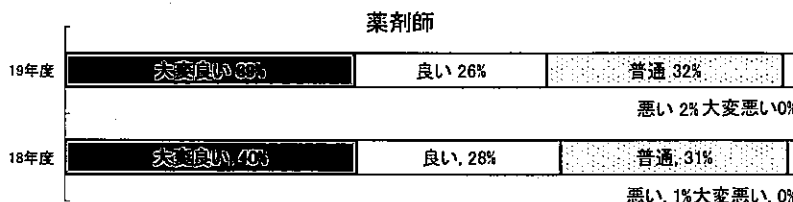


③薬剤師(服薬指導)

	18年度	19年度
大変良い	40%	39%
良い	28%	26%
普通	31%	32%
悪い	1%	2%
大変悪い	0%	0%
有効回答数	65%	55%

良い→親切、わかりやすい、丁寧、など

悪い→説明の言葉に配慮が足りない、など

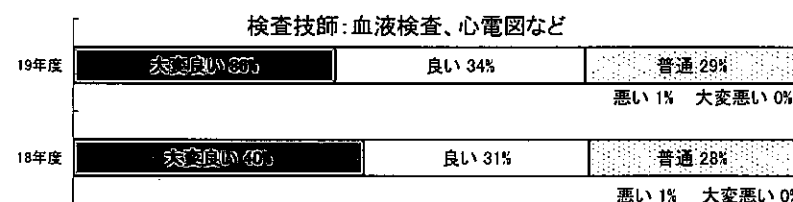


④検査技師:血液検査、心電図など

	18年度	19年度
大変良い	40%	36%
良い	31%	34%
普通	28%	29%
悪い	1%	1%
大変悪い	0%	0%
有効回答数	83%	73%

良い→親切、丁寧、テキパキ、など

悪い→良い悪いがある、など

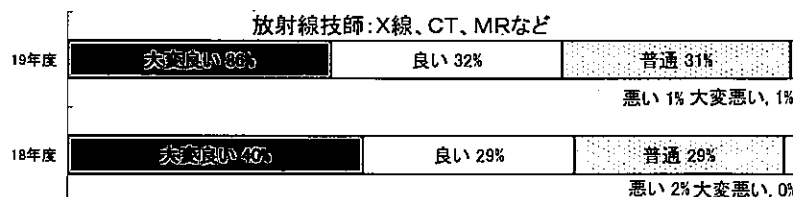


⑤放射線技師:X線、CT、MRなど

	18年度	19年度
大変良い	40%	36%
良い	29%	32%
普通	29%	31%
悪い	2%	1%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	74%	71%

良い→親切、明るい、テキパキ、など

悪い→

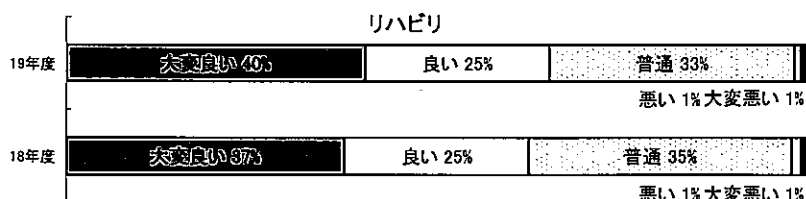


⑥リハビリ

	18年度	19年度
大変良い	37%	40%
良い	25%	25%
普通	35%	33%
悪い	1%	1%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	24%	25%

良い→親切、など

悪い→

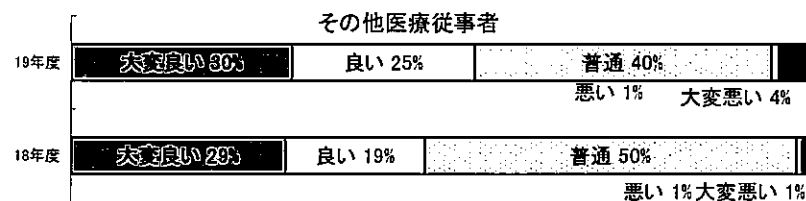


⑦その他の医療従事職員

	18年度	19年度
大変良い	29%	30%
良い	19%	25%
普通	50%	40%
悪い	1%	1%
大変悪い	1%	4%
有効回答数	19%	19%

良い→

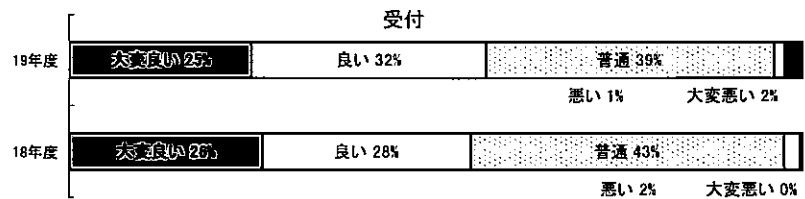
悪い→警備員の対応がまったくなくてない、など



⑧事務職員:受付

	18年度	19年度
大変良い	26%	25%
良い	28%	32%
普通	43%	39%
悪い	2%	1%
大変悪い	0%	2%
有効回答数	86%	81%

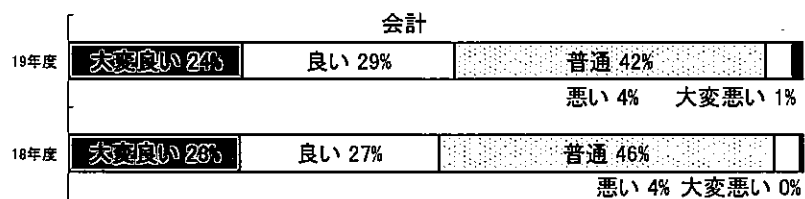
良い→親切、明るい、わかりやすい、など
悪い→事務的、無愛想、けんか腰、など



⑨事務職員:会計

	18年度	19年度
大変良い	23%	24%
良い	27%	29%
普通	46%	42%
悪い	4%	4%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	74%	71%

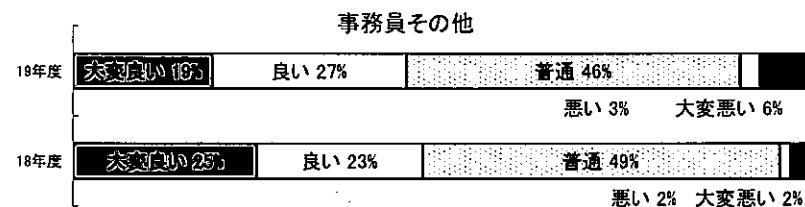
良い→親切、明るい、わかりやすい、など
悪い→無愛想、機械的、待ち時間が長い、など



⑩事務職員:その他

	18年度	19年度
大変良い	25%	19%
良い	23%	27%
普通	49%	46%
悪い	2%	3%
大変悪い	2%	6%
有効回答数	33%	29%

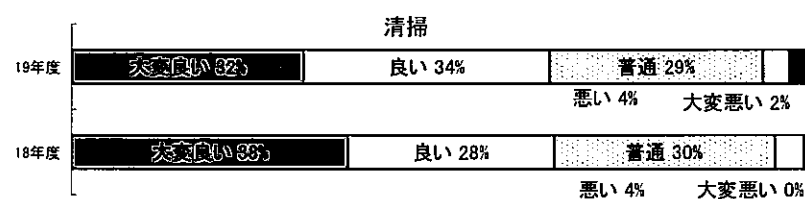
良い→笑顔で親切、など
悪い→偉そうな態度、わかりにくい、など



⑪その他職員:清掃

	18年度	19年度
大変良い	38%	32%
良い	28%	34%
普通	30%	29%
悪い	4%	4%
大変悪い	0%	2%
有効回答数	91%	83%

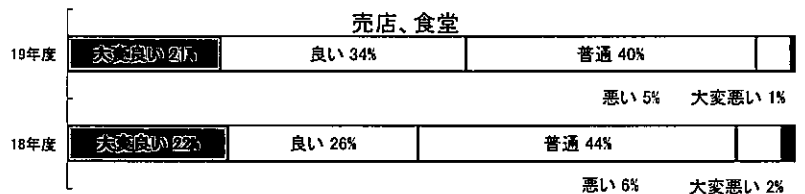
良い→丁寧、親切、きれい、など
悪い→人により良い悪いがある、汚い、など



⑫その他職員:売店、食堂

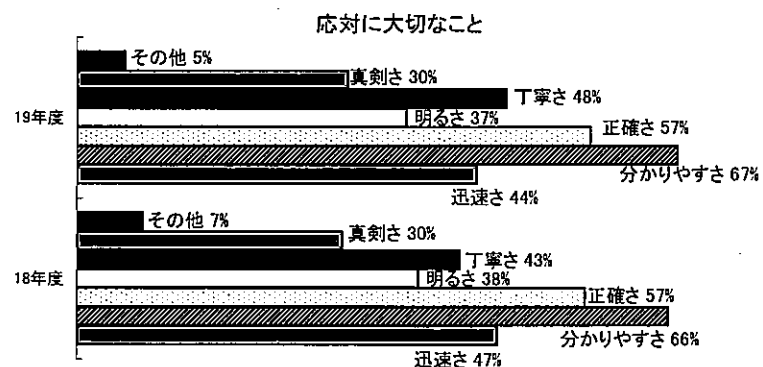
	18年度	19年度
大変良い	22%	21%
良い	26%	34%
普通	44%	40%
悪い	6%	5%
大変悪い	2%	1%
有効回答数	85%	79%

良い→親切、丁寧、など
悪い→対応が悪い、など



6. 病院の対応(接遇)において、特に大切だと思われることは何ですか？(複数回答)

	18年度	19年度
迅速さ	47%	44%
分かりやすさ	66%	67%
正確さ	57%	57%
明るさ	38%	37%
丁寧さ	43%	48%
真実さ	30%	30%
その他	7%	5%
(思いやり、優しさ、親切さなど)		
有効回答数	(561枚)	(454枚)



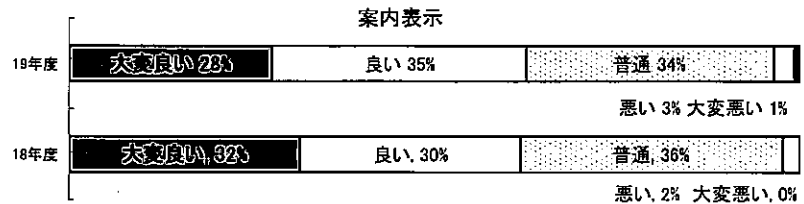
7. 病棟・病室の施設・設備についてお尋ねします

①案内表示

	18年度	19年度
大変良い	32%	28%
良い	30%	35%
普通	36%	34%
悪い	2%	3%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	95%	85%

良い→わかりやすい、など

悪い→わかりにくい、慣れるまでとまどう、など

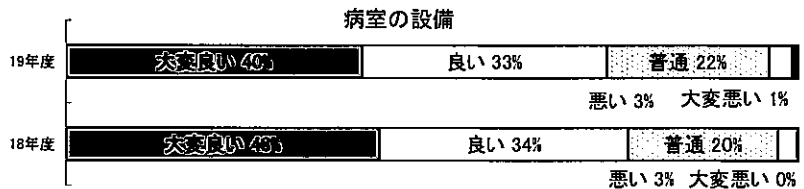


②病室の設備

	18年度	19年度
大変良い	43%	40%
良い	34%	33%
普通	20%	22%
悪い	3%	3%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	96%	89%

良い→きれい、新しい、など

悪い→収納が使いにくい、棚が高い、など

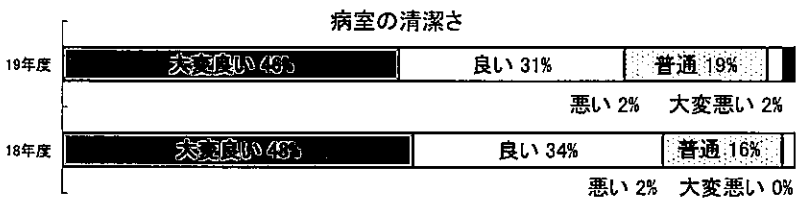


③病室の清潔さ

	18年度	19年度
大変良い	48%	46%
良い	34%	31%
普通	16%	19%
悪い	2%	2%
大変悪い	0%	2%
有効回答数	97%	89%

良い→きれい、行き届いた掃除、など

悪い→掃除が行き届いていない、掃除が雑、など

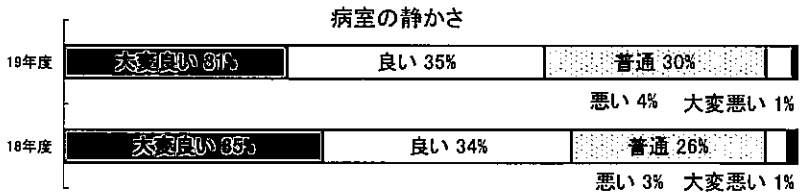


④病室の静かさ

	18年度	19年度
大変良い	35%	31%
良い	34%	35%
普通	26%	30%
悪い	3%	4%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	94%	87%

良い→思った以上に静か、など

悪い→うるさい(工事、学祭)、見舞い客がうるさい、など

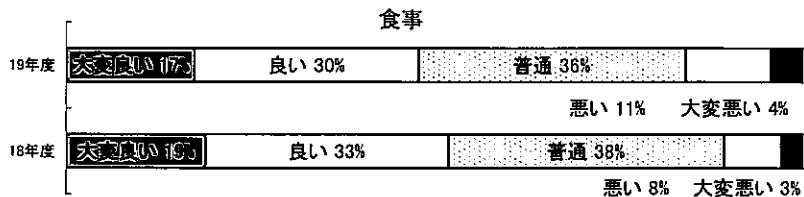


⑤食事(内容、時間など)

	18年度	19年度
大変良い	19%	17%
良い	33%	30%
普通	38%	36%
悪い	8%	11%
大変悪い	3%	4%
有効回答数	89%	82%

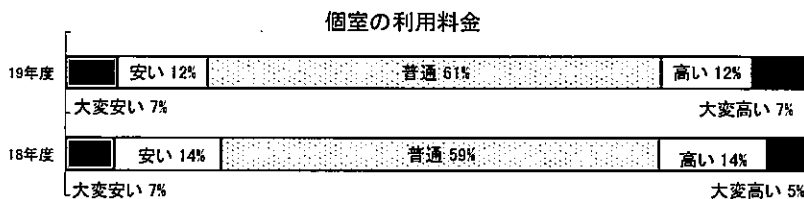
良い→おいしい、薄味でよいなど

悪い→ワンパターン、主食が多い、など



⑥個室の利用料金(設備と比較して)

	18年度	19年度
大変安い	7%	7%
安い	14%	12%
普通	59%	61%
高い	14%	12%
大変高い	5%	7%
有効回答数	55%	51%



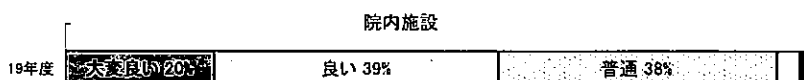
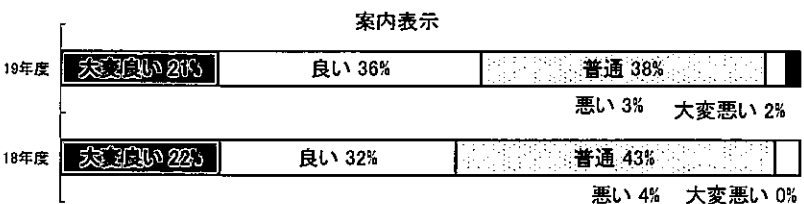
8. 病院の施設・設備についてお尋ねします

①案内表示

	18年度	19年度
大変良い	22%	21%
良い	32%	36%
普通	43%	38%
悪い	4%	3%
大変悪い	0%	2%
有効回答数	90%	84%

良い→わかりやすい、など

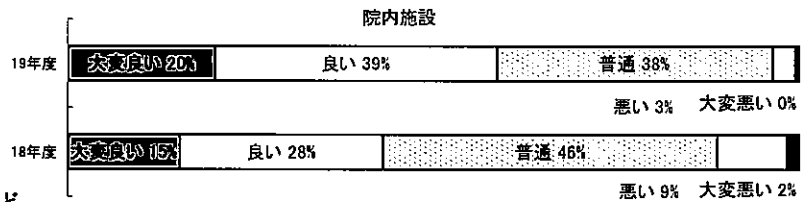
悪い→わかりにくい、など



②院内施設(売店、食堂など)

	18年度	19年度
大変良い	15%	20%
良い	28%	39%
普通	46%	38%
悪い	9%	3%
大変悪い	2%	0%
有効回答数	90%	82%

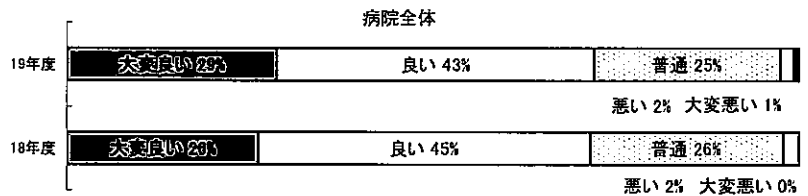
良い→営業時間が長くてよい、清潔で明るい、など
悪い→場所が少ない、食堂の味付けがよくない、など



③病院全体(総合的に)

	18年度	19年度
大変良い	26%	29%
良い	45%	43%
普通	26%	25%
悪い	2%	2%
大変悪い	0%	1%
有効回答数	92%	85%

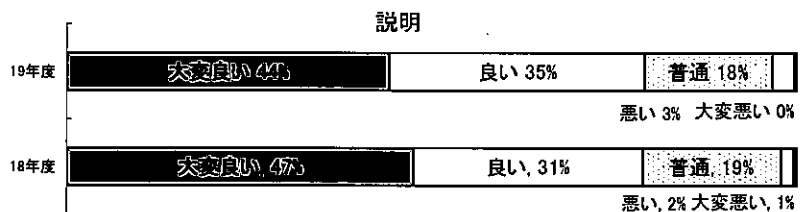
良い→シャワー設備があり便利、など
悪い→駐車場が狭い、広すぎて患者が移動するのは大変、など



9. 診察についてお尋ねします

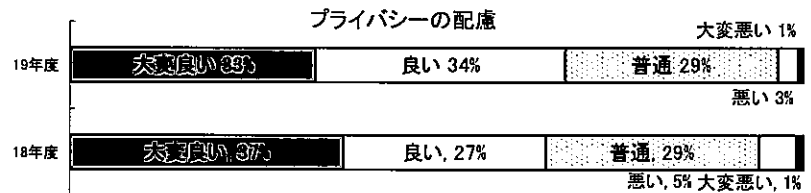
①説明

	18年度	19年度
大変良い	47%	44%
良い	31%	35%
普通	19%	18%
悪い	2%	3%
大変悪い	1%	0%
有効回答数	94%	88%



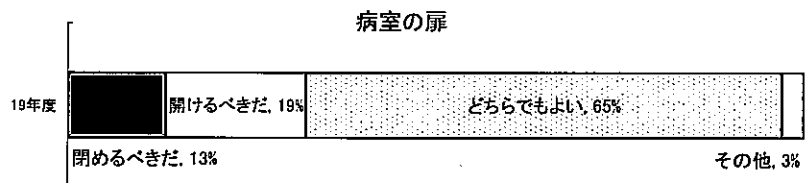
②プライバシーの配慮

	18年度	19年度
大変良い	37%	33%
良い	27%	34%
普通	29%	29%
悪い	5%	3%
大変悪い	1%	1%
有効回答数	90%	83%



10. 病室の扉についてお尋ねします

	18年度	19年度
閉めるべきだ		13%
開けるべきだ		19%
どちらでもよい		65%
その他		3%
(時と場合による、入院している人が決めるべき、等)		
有効回答数		84%



【中期計画 No.178、年度計画 No.205】

企業セミナーアンケート

1. 実施期間 平成 20 年 2 月 6 日（水）～2 月 8 日（金）
2. 実施方法 山の畑キャンパスにて実施した企業セミナーの参加企業の担当者へ用紙を配布し、回収した。

3. 回収状況

	2 月 6 日（水）	2 月 7 日（木）	2 月 8 日（金）	合計
参加企業数	47 社	41 社	42 社	130 社
アンケート回収数	37 枚	39 枚	35 枚	111 枚
回答率	79%	95%	83%	85%

4. 集計結果

Q 1 訪問学生数

	文系	理系	不明	合計
2 月 6 日（水）	285 名	4 名	35 名	324 名
2 月 7 日（木）	257 名	0 名	0 名	257 名
2 月 8 日（金）	149 名	23 名	30 名	202 名
合計	691 名	27 名	65 名	783 名

Q 2 希望開催時期

	回答数	割合
11 月前半	4 社	3%
11 月後半	7 社	5%
12 月前半	14 社	11%
12 月後半	8 社	6%
1 月前半	9 社	7%
1 月後半	17 社	13%
2 月前半	63 社	48%
2 月後半	8 社	6%
3 月以降	1 社	1%
合計	131 社	100%

※複数回答。無回答あり。

Q 3 希望開催曜日

	回答数	割合
平日	105 社	93%
土曜日	4 社	3%
日曜日	2 社	2%
テスト後なら平日・テスト中なら土曜	1 社	1%
いつでも	1 社	1%
合計	113 社	100%

※複数回答。無回答あり。

Q 4 希望する形式

	回答数	割合
ブース形式の合同企業説明会	82 社	75%
教室でのセミナー形式	26 社	24%
講演形式	1 社	1%
合計	109 社	100%

※複数回答。無回答あり。

Q 5 開催時間

	回答数	割合
長い	6 社	5%
適当	97 社	91%
短い	4 社	4%
合計	107 社	100%

※無回答あり

Q 6 来年度について

	回答数	割合
ぜひ参加したい	83 社	77%
未定	24 社	22%
参加の意志なし	0 社	0%
12 月までに実施されるなら参加	1 社	1%
合計	108 社	100%

※無回答あり

Q 7 本学卒業生の採用

	回答数	割合
ほぼ毎年採用している	32 社	29%
数年に一度採用している	41 社	37%
過去に一度もしくは数度採用した	24 社	22%
一度も採用したことがない	8 社	7%
不明	5 社	5%
合計	110 社	100%

※無回答あり

Q 8 大学卒業者の採用で重視する能力

1 幅広い教養を身につけている

	回答数	割合
とても重視する	22 社	20%
やや重視する	56 社	51%
どちらとも言えない	30 社	27%
あまり重視しない	2 社	2%
全く重視しない	0 社	0%
合計	110 社	100%

※無回答あり

2 専門知識を身につけている

	回答数	割合
とても重視する	3 社	2%
やや重視する	36 社	33%
どちらとも言えない	36 社	33%
あまり重視しない	33 社	30%
全く重視しない	2 社	2%
合計	110 社	100%

※無回答あり

3 語学の能力に優れている

	回答数	割合
とても重視する	5 社	5%
やや重視する	36 社	33%
どちらとも言えない	30 社	28%
あまり重視しない	32 社	29%
全く重視しない	6 社	5%
合計	109 社	100%

※無回答あり。

4 コミュニケーション能力に優れている

	回答数	割合
とても重視する	80 社	73%
やや重視する	29 社	26%
どちらとも言えない	1 社	1%
あまり重視しない	0 社	0%
全く重視しない	0 社	0%
合計	110 社	100%

※無回答あり。

5 チャレンジ精神が旺盛である

	回答数	割合
とても重視する	78 社	71%
やや重視する	30 社	27%
どちらとも言えない	2 社	2%
あまり重視しない	0 社	0%
全く重視しない	0 社	0%
合計	110 社	100%

※無回答あり

6 独創性がある

	回答数	割合
とても重視する	27 社	24%
やや重視する	58 社	53%
どちらとも言えない	20 社	18%
あまり重視しない	4 社	4%
全く重視しない	1 社	1%
合計	110 社	100%

※無回答あり

Q9 本学の学生を採用したい理由

1 卒業生が幅広い教養を身につけている

	回答数	割合
強くそう考える	24 社	26%
ややそう考える	43 社	46%
どちらとも言えない	24 社	26%
あまりそう考えない	2 社	2%
全くそう考えない	0 社	0%
合計	93 社	100%

※無回答あり

2 卒業生が専門知識を身につけている

	回答数	割合
強くそう考える	5 社	5%
ややそう考える	36 社	39%
どちらとも言えない	45 社	49%
あまりそう考えない	6 社	7%
全くそう考えない	0 社	0%
合計	92 社	100%

※無回答あり

3 卒業生が語学の能力に優れている

	回答数	割合
強くそう考える	2 社	2%
ややそう考える	31 社	34%
どちらとも言えない	53 社	58%
あまりそう考えない	5 社	5%
全くそう考えない	1 社	1%
合計	92 社	100%

※無回答あり

4 卒業生がコミュニケーション能力に優れている

	回答数	割合
強くそう考える	29 社	31%
ややそう考える	49 社	53%
どちらとも言えない	15 社	16%
あまりそう考えない	0 社	0%
全くそう考えない	0 社	0%
合計	93 社	100%

※無回答あり

5 卒業生のチャレンジ精神が旺盛である

	回答数	割合
強くそう考える	22 社	23%
ややそう考える	47 社	50%
どちらとも言えない	24 社	26%
あまりそう考えない	1 社	1%
全くそう考えない	0 社	0%
合計	94 社	100%

※無回答あり

6 卒業生に独創性がある

	回答数	割合
強くそう考える	13 社	14%
ややそう考える	34 社	37%
どちらとも言えない	43 社	47%
あまりそう考えない	2 社	2%
全くそう考えない	0 社	0%
合計	92 社	100%

※無回答あり

7 これまで比較的多くの名市大卒業生を採用してきた

	回答数	割合
強くそう考える	7 社	7%
ややそう考える	28 社	30%
どちらとも言えない	49 社	52%
あまりそう考えない	6 社	6%
全くそう考えない	5 社	5%
合計	95 社	100%

※無回答あり

8 社風が本学卒業生に合っている

	回答数	割合
強くそう考える	10 社	11%
ややそう考える	38 社	41%
どちらとも言えない	42 社	46%
あまりそう考えない	1 社	1%
全くそう考えない	1 社	1%
合計	92 社	100%

※無回答あり

9 多様な学校の出身者を採りたかった

	回答数	割合
強くそう考える	34 社	35%
ややそう考える	41 社	42%
どちらとも言えない	20 社	21%
あまりそう考えない	1 社	1%
全くそう考えない	1 社	1%
合計	97 社	100%

※無回答あり

10 名古屋地区の学生を採りたかった

	回答数	割合
強くそう考える	24 社	25%
ややそう考える	41 社	42%
どちらとも言えない	26 社	27%
あまりそう考えない	5 社	5%
全くそう考えない	1 社	1%
合計	97 社	100%

※無回答あり

11 堅実な学生を採りたかった

	回答数	割合
強くそう考える	21 社	22%
ややそう考える	47 社	50%
どちらとも言えない	25 社	26%
あまりそう考えない	1 社	1%
全くそう考えない	1 社	1%
合計	95 社	100%

※無回答あり

Q10 本学に対する印象

1 教養教育に熱心だ

	回答数	割合
強くそう思う	26 社	27%
ややそう思う	55 社	57%
どちらとも言えない	14 社	15%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

2 専門教育に熱心だ

	回答数	割合
強くそう思う	17 社	18%
ややそう思う	47 社	49%
どちらとも言えない	31 社	32%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

3 語学教育に熱心だ

	回答数	割合
強くそう思う	6 社	6%
ややそう思う	52 社	54%
どちらとも言えない	37 社	39%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

4 コミュニケーション能力を養う教育に熱心だ

	回答数	割合
強くそう思う	18 社	19%
ややそう思う	48 社	49%
どちらとも言えない	29 社	30%
あまりそう思わない	2 社	2%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	97 社	100%

※無回答あり

5 チャレンジ精神を養う教育に熱心だ

	回答数	割合
強くそう思う	16 社	17%
ややそう思う	40 社	42%
どちらとも言えない	39 社	40%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

6 独創性を養う教育に熱心だ

	回答数	割合
強くそう思う	11 社	11%
ややそう思う	38 社	40%
どちらとも言えない	45 社	47%
あまりそう思わない	2 社	2%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

7 研究に力を入れている

	回答数	割合
強くそう思う	20 社	21%
ややそう思う	48 社	49%
どちらとも言えない	28 社	29%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	97 社	100%

※無回答あり

8 入学レベルが高い大学である

	回答数	割合
強くそう思う	42 社	42%
ややそう思う	45 社	46%
どちらとも言えない	11 社	11%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	99 社	100%

※無回答あり

9 優秀な卒業生を数多く送り出している

	回答数	割合
強くそう思う	43 社	44%
ややそう思う	44 社	45%
どちらとも言えない	10 社	10%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	98 社	100%

※無回答あり

10 地域社会に開かれている

	回答数	割合
強くそう思う	24 社	25%
ややそう思う	47 社	48%
どちらとも言えない	25 社	26%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	97 社	100%

※無回答あり

11 環境問題の解決に熱心に取り組んでいる

	回答数	割合
強くそう思う	11 社	11%
ややそう思う	45 社	47%
どちらとも言えない	39 社	41%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

12 名古屋市民の健康・福祉に貢献している

	回答数	割合
強くそう思う	22 社	23%
ややそう思う	46 社	48%
どちらとも言えない	27 社	28%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

13 名古屋市民に愛されている

	回答数	割合
強くそう思う	24 社	25%
ややそう思う	44 社	46%
どちらとも言えない	27 社	28%
あまりそう思わない	1 社	1%
全くそう思わない	0 社	0%
合計	96 社	100%

※無回答あり

【中期計画 No.178、年度計画 No.206】

進管理シ

中期計画 [178]

中期目標	IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標 第1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価の結果等を公表し、大学運営の改善に結びつけるシステム及び体制の確立を図る。		
中期計画	1 中期計画・年度計画に係る目標項目を点検・評価項目として位置づけるとともに、アンケートの実施等により、学生、患者等のニーズを的確に把握することにより、自己点検・評価の基礎となる大学諸活動のデータベース整備を行う。(関連：中期計画 56、57、年度計画⑨ [77])		
目標項目	学生、患者等のニーズ把握の実施	実施年度	18 年度：実施

年度計画

年 度	年 度 計 画	担当理事 担当課	実 績	自己 評価	委員会 評価	評価委員による評価結果 評価委員のコメント等
18	[315] 中期計画及び年度計画の進管理及び評価の手法を確立する。	副理事長 監査評価室 (経営企画課)	中期計画を事項別に管理するシートを作成し、中期計画全体の進管理を行っている。また「公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針」及び「年度評価実施要領」に従って評価することとした。	III	III	- 第3 回評価委員会で質問あり - 評価書 P 49 指摘あり - 改善報告提出
	[316] 学生、患者等のニーズを把握するためアンケート調査を実施する。	副理事長 監査評価室 (経営企画課)	- 平成 18 年 10 月、本学の全学生を対象に、学生生活等に関するアンケートを実施し、その結果を 12 月にホームページに掲載した。 - 平成 19 年 2 月から 3 月にかけて、入院患者や外来患者を対象に、病院についてのアンケート調査を実施し、その結果を 3 月にホームページに掲載した。	III	III	- 評価委員より質問あり - 資料提出 - 評価書 P 49 指摘あり - 改善報告提出

	[1317] 大学における諸活動に関するデータベースの整備について項目、範囲、方法等を検討する。	副理事長 監査評価室 (経営企画課)	・ 学生、患者等のアンケート調査や各学部で行っている授業評価、事業実績に関する自己評価や評価委員会の評価を活用することとし、引き続きデータベースを整備する方策を検討している。	Ⅲ	Ⅲ	・ 評価委員より質問あり ・ 資料提出 ・ 評価書 P 49 指摘あり ・ 改善報告提出
19	[204] 業務実績報告書の作成を基礎にして、認証評価機関による評価を想定した作業を行うと同時に、中期計画及び年度計画の進捗管理を行う。	副理事長 監査評価室				
	[205] 学生、患者等のニーズを把握するため引き続きアンケート調査を実施する。	副理事長 監査評価室				
	[206] 大学における諸活動の評価・改善に資するため、中期計画の進捗を体系的に整備・管理する。	副理事長 監査評価室				
	[207] 大学における諸活動に関するデータベースの整備について、引き続き項目、範囲、方法等を検討する。	副理事長 監査評価室				
	[185] 自己点検・評価の基礎となる大学諸活動のデータベース整備を行う。	副理事長 監査評価室				
20						

【中期計画 No.179、年度計画 No.208】

自己点検・評価の体制について

地方独立行政法人は、業務内容の公共性・透明性を確保するとともに、市民に対し、中期目標に関する法人業務の実績・成果について徹底した説明責任を果たしつつ、不断の改革・改善を行うことを基本としています。

そこで名古屋市立大学では、以下の3つの自己点検・評価を中心として、市民への説明責任を果たすとともに、PDCAサイクルに基づき、大学の改革・改善を行っていきます。

①各部局で独自に実施される自己点検評価

②法人評価

- ・地方独立行政法人法 第28条 第1項

地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- ・地方独立行政法人法 第30条 第1項

地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

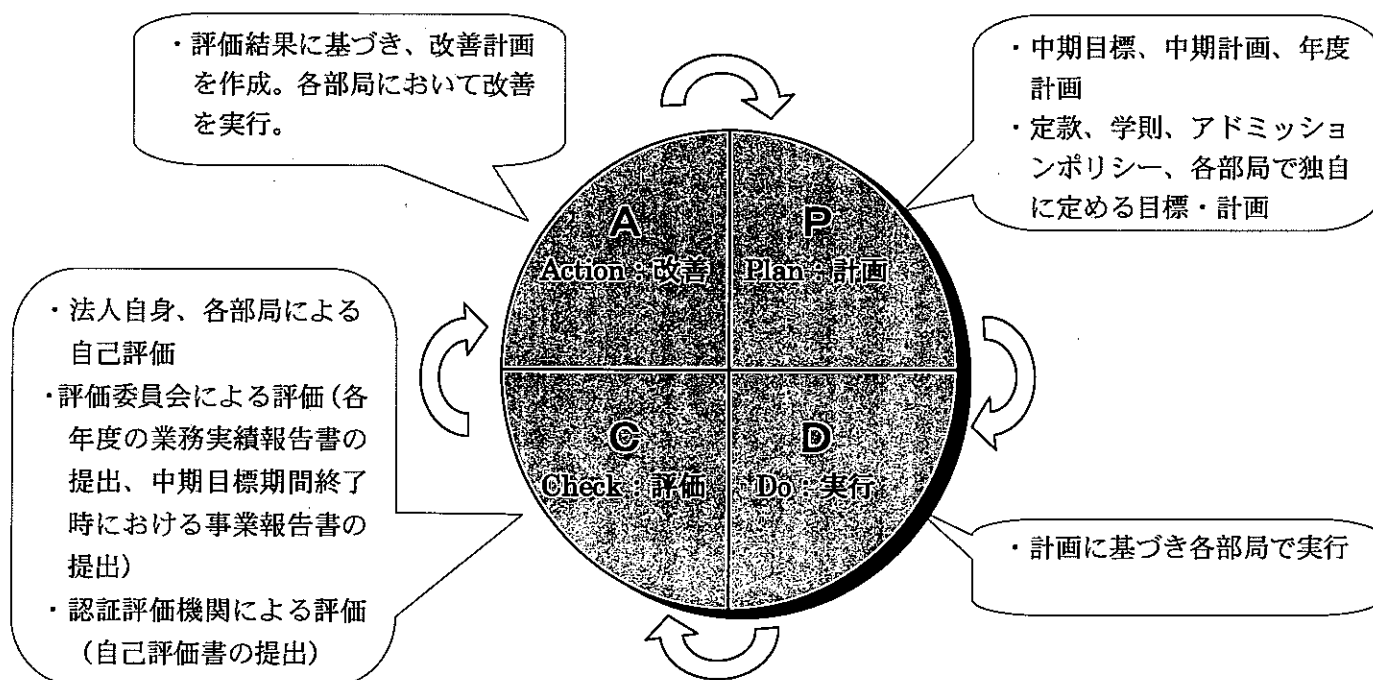
③認証評価

- ・学校教育法 第109条 第1項及び第2項

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

●PDCAサイクル概略図



自己点検・評価に係る組織図

理事長

全てに関する意思決定（意思決定を行う際は役員会に諮るものとする。）

理事長補佐（自己点検・評価担当）

- P：中期目標、中期計画、年度計画、評価結果に基づく改善計画等、各部局等で作成した目標・計画案の取りまとめ、全学の案を作成
- C：各年度や中期目標期間の業務の取りまとめ、認証評価に係るデータの取りまとめ、全学の報告書の作成、各部局で独自に実施する自己点検・評価の把握
- A：評価結果に基づく改善策・計画案の取りまとめ、全学の案の作成

監査評価室
理事長補佐を補佐

部局長（部局長会議）

- P：中期目標、中期計画、年度計画、評価結果に基づく改善計画等、各部局等で作成した目標・計画案の報告、連絡、調整
- C：各部局で独自に実施する自己点検・評価の報告
各年度や中期目標期間の業務の報告、連絡、調整、認証評価に係るデータの提出、連絡、調整
- A：評価結果に基づく改善策・計画案の報告、連絡、調整

各課室長（部課長会議）
各部局長を補佐

各部局自己点検・評価委員会、本部等各課室

- P：中期目標、中期計画、年度計画、評価結果に基づく改善計画等、各目標・計画の案を作成
- D：中期目標、中期計画、年度計画、評価結果に基づく改善計画等、各目標達成のため計画を実行
- C：各部局で独自に実施する自己点検・評価の実施、各年度や中期目標期間の業務の報告、認証評価に係るデータの提出
- A：評価結果に基づく改善策・計画の案の作成、改善計画の実行

【中期計画 No.195、年度計画 No.227】

環境保全実践計画報告書

平成 18 年度 環境保全への取り組み状況

名古屋市立大学の「環境保全」のための取り組みとして、中期目標期間を計画期間として「環境保全行動計画」を策定し、具体的な数値目標を掲げた「実践計画書」を作成し、毎年度の取り組み状況を点検・評価することとしました。

平成 18 年度の取り組み状況は、下表のとおりであり、平成 17 年度との比較による評価結果を付して、報告書として公表するものです。

平成 18 年度は、自動車燃料及び紙の使用量が増加しました。自動車燃料の増加は、タクシーの使用を控えた結果、学用車の使用頻度が増加したことによるものと考えられます。また、紙については、平成 18 年度は公立大学法人となった初年度であり、規程をはじめ通知文などが多量に出され、電子メールの活用にもかかわらず、紙の使用量が増加したと思われます。いずれにしても、さらなる公共交通機関の利用を促し、ペーパーレスへの努力を一步ずつ進めていくことが必要と考えています。

本学としては、「環境保全に配慮した日常行動の定着」はもとより、「環境教育の実施」など、「環境に配慮した事業活動の推進」への取り組みをさらに進めてまいります。

◎実践計画の取り組み状況

行動目標			数値目標	平成 17 年度実績	具体的な取組	評価
				平成 18 年度実績		
環境保全に配慮した日常行動の定着	環境に配慮した車の利用	自動車燃料使用量の削減	1.7%削減	ガソリン	*待機時におけるエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止など、環境に配慮した運転方法を徹底する。 *相乗りなどにより自動車利用の効率化を図る。 *「環境保全の日」には、タイヤ空気圧の点検などのチェック日に指定し、定期的な車の点検整備を励行するとともに、自動車の利用はできるだけ控える。	× (対応) 環境保全の日の利用を積極的に削減する
				⑰1,2940 ↓ ⑱1,7260 (増加)		

		自動車利用 の抑制		タクシー年間 使用件数 ⑰814 件 ↓ ⑱620 件 (減少) 学用車 3 台 延べ ⑰15, 829km ↓ ⑱20, 815km (増加)	* 公共交通機関を積極 的に利用する。 * 不用不急の自動車、タ クシーの利用を控える。 * 来学者に対し、自動車 利用の抑制を呼びかけ る。	△ (対応) 公共交通 機関の積 極的利用 を推進す る。
	ごみ減 量化・ リサイ クルの 推進	用紙類の使 用量の削減	1.7%削減	発生量 ⑰200, 156kg ↓ ⑱229, 998kg (増加)	* ミスコピー用紙防止 を啓発する。 * 両面コピー、裏面再利 用を徹底する。 * 会議用資料の枚数・部 数の適性化を図る。 * OA 機器の利用により、 会議資料等の削減を図 る。 * 電子メールなどの活 用により、通知文書・回 覧文書を削減するよう 努める。 * 報告書などの印刷物 について、ホームページ での公開に努め発行部 数の削減を図る。	× (対応) (法人化 による使 用量の増 を今後削 減してい く。)

		古紙の資源化	100%	⑰99.1% ↓ ⑱100%	*新聞、雑誌、事務用紙類については、分類を徹底して集積し、資源化を徹底する。 *廃棄文書については、適性に分別した後、溶解・資源化を徹底する。	○
		廃棄物の発生抑制等	—	⑰104,808kg ↓ ⑱94,476kg (減少)	*ごみの発生抑制に努めるとともに、容器・包装について種類ごとに分別し、資源化を推進する。 *消費生活協同組合に対し、店舗周辺への回収箱の設置や、生ごみの減量化、店舗でのレジ袋提供の抑制などについて、継続して要請する。	○

	省エネルギー・省資源行動の推進	電気使用量の削減	1%削減	⑰190.0kwh ↓ ⑱187.5kwh (減少)	* 冷暖房の適正化を徹底する。 * 夏季の適正冷房による軽装勤務（クールビズ）を実施する。 * 可能な限り外気を導入するなど、冷暖房時間の短縮に努める。 * 反射板の定期的な清掃により、最小限の照明による照度の確保に努める。 * 未使用時のOA機器のスイッチオフを徹底する。 * OA機器の新規導入時には、省エネルギー型機器を選択する。 * エレベーターの利用を控える。 * エレベーターの台数制御その他のエネルギー使用の合理化に配慮した運転手法を導入する。	○
		都市ガス使用量の削減	1%	⑰21.6 m³ ↓ ⑱19.2 m³ (減少)	* 冷暖房温度の適正化を徹底する。 * 夏季の適正冷房による軽装勤務（クールビズ）を実施する。 * 可能な限り外気を導入するなど、冷暖房時間の短縮に努める。 * カーテンやブラインドを活用し、冷暖房効果を高める。 * 執務室内のレイアウトを工夫し空調の効率	○

					化を図る。 * 空調フィルターの定期的な清掃など、効率の良い運転のための点検・保守管理を実施する。	
		上水使用量の削減	1 %	⑰2.0 m ³ ↓ ⑱1.9 m ³ (減少)	* 職員一人ひとりが大切な使用をこころがけ、無駄な水の利用をなくす。 * 節水コマ、節水型トイレなどの器具・機器の設置をすすめる。	○
		グリーン商品の購入促進	100 %	印刷物・用紙類等 ⑰99.9 % ↓ ⑱99.9 %	* 指定品目については、基準に適合するグリーン商品を選択して購入する。 * 指定品目以外の品目については、第三者機関が認定する環境ラベルを取得した商品を選択して購入するよう努める。 * 印刷物への古紙配合率、白色度表示について徹底を図る。	× (対応) (改めて指定品目の周知を図る)
目 標		実施状況		具体的な取り組み		
その他環境に配慮した事業活動の推進		環境教育の実施	教養教育の「自然の認識」の分野で、「環境問題への多元的アプローチ」を開講した。 経済学部専門教育科目として「環境経済学」を19年度から開講することとした。 職員については、名古屋市等が実施した環境に関する研修に参加させ、学生に対して	* 教養教育及び専門教育に、環境に関する科目を設置する。 * 職員・学生に対し、環境問題に関する研修を実施するとともに、ボランティア活動への参加を促進する。		○

		は、新入生オリエンテーションにおいてエコガイダンスを実施することとした。		
	キャンパス環境の整備	平成18年7月1日から、全キャンパス内全面禁煙とした。 放置自転車の一部を整理し、北千種キャンパス及び山の畑キャンパスに駐輪場を増設した。	*キャンパス内全面禁煙を実施する。 *各キャンパス内の放置自転車をゼロにし、必要に応じて駐輪場を増設する。 *キャンパスの緑化を推進するとともに、校舎等の改築、改修に当たっては、先進的環境対策の導入を積極的に進める。	○
	地球温暖化対策計画	「地球温暖化対策計画書」を作成し、名古屋市に届け出て、その内容について、本学ホームページで公表した。	*「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、対象事業場である「川澄キャンパス」及び「田辺通キャンパス」について、地球温暖化対策計画書を作成し届け出るとともに、その内容を公表する。 *上記条例の適用対象外である「山の畑キャンパス」、「北千種キャンパス」についても、同様に地球温暖化防止への自主的な取り組みをすすめる。 *地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化対策の実施に努める。	○

【中期計画 No.197、年度計画 No.229】

教職員のメンタルヘルスケアのためのカウンセリング

本学ホームページより抜粋

仕事のストレスや職場の人間関係で悩んでいることはありませんか？職業生活での悩みは誰にでもあることです。心の悩みや精神面での不安に対して、経験豊かな専門のカウンセラー（臨床心理士）が相談に応じます。一人で悩まず、気軽にご相談ください。相談の内容など個人の秘密は固く守られます。

例えばこんなときに

- ・仕事のことが頭から離れず、夜眠れない。
- ・職場でのハラスメントにより、出勤するのが辛い。
- ・仕事のストレスや不安で体調が悪いが、病院へ行くのは抵抗がある。などなど…

カウンセリングの申込について

- カウンセリングは予約制です。
- 予約は、電話にて事務局総務課安全衛生担当で受け付けます。

予約に際し、名前・所属等の個人情報を伝える必要はありません。希望するカウンセリング日時のみをお知らせ下さい。予約番号をお伝えしますので当日カウンセラーに予約番号を伝えてください。

カウンセリング日程について

- 相談時間・・・2008年4月より曜日と時間帯が変更になりました

●：教職員の相談時間

曜日/時間	2:15～	3:15～	5:15～	6:15～
火	●	●	-	-
木	-	-	●	●

相談日は下記になります

2008 年											
4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月	
10 日	木	1 日	木	3 日	火	1 日	火	5 日	火	2 日	火
15 日	火	8 日	木	5 日	木	3 日	木	12 日	火	9 日	火
17 日	木	13 日	火	10 日	火	8 日	火	19 日	火	16 日	火
22 日	火	15 日	木	12 日	木	10 日	木	26 日	火	30 日	火
24 日	木	20 日	火	17 日	火	15 日	火				
		22 日	木	19 日	木	17 日	木				
		27 日	火	24 日	火	22 日	火				
		29 日	木	26 日	木	29 日	火				

2008 年						2009 年					
10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月	
2 日	木	4 日	火	2 日	火	8 日	木	3 日	火	3 日	火
7 日	火	6 日	木	4 日	木	13 日	火	5 日	木	10 日	火
9 日	木	11 日	火	9 日	火	15 日	木	10 日	火	17 日	火
14 日	火	13 日	木	11 日	木	20 日	火	12 日	木	24 日	火
16 日	木	18 日	火	16 日	火	22 日	木	17 日	火		
21 日	火	20 日	木	18 日	木	27 日	火	19 日	木		
23 日	木	25 日	火			29 日	木	24 日	火		
28 日	火	27 日	木								
30 日	木										

電話での相談について

■ 電話で相談したい方は、上記時間内に山の畑相談室 TEL:872-6096まで御連絡ください。

カウンセリング場所について

■ 山の畑相談室・・・山の畑保健室(自然科学研究教育センター南棟1階)の廊下を挟んだ向かい側になります。

【中期計画 No.198、年度計画 No.230】

公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（平成19年3月20日理事長決裁。以下「ガイドライン」という。）第11に基づき、ハラスメント防止のための組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口及び相談員)

第2条 公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）に、ハラスメントに起因する苦情の申出及び相談に対応するため、全学的なハラスメント相談窓口を置き、相談員を配置する。

2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、理事長が委嘱する。

(1) 各研究科（看護学研究科を除いた各研究科及び看護学部をいう。以下同じ。）の長がそれぞれ推薦する教員

(2) 学外カウンセラーの職にある者

(3) 事務局総務課人事係長の職にある者及び事務局総務課長が推薦する職員1名

(4) 病院管理部事務課事務係長の職にある者及び病院管理部事務課長が推薦する職員3名

3 前項第1号に規定する者は、各研究科の長がそれぞれ2名を推薦するものとし、同項第3号及び第4号に基づく推薦は、職種及び性の均衡に配慮して行うものとする。

4 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 相談員は、第4条に定めるハラスメント対策委員並びに第5条に定めるハラスメント防止対策委員会及び第10条に定める調査委員会の委員を兼ねることができない。

第3条 相談員は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「相談等」という。）への対応を行う。

2 相談員の、相談等への対応は、理事長が別に定める「ハラスメント相談マニュアル」に従うものとする。

(ハラスメント対策委員)

第4条 各研究科、医学部附属病院及び事務局にハラスメント対策委員（以下「対策委員」という。）を置く。

2 対策委員は、次の各号に掲げる者とし、理事長が任命する。

(1) 学生生活委員に任命されている教員であって、各研究科の長がそれぞれ推薦する者

(2) アカデミック・ハラスメント又はパワー・ハラスメントへの対応能力が高いと認められる教授であって、各研究科の長がそれぞれ推薦する者

(3) 事務局総務課長の職にある者及び同学生課長の職にある者

(4) 病院管理部事務課長の職にある者及び同看護部長の職にある者

3 前項第1号及び第2号に規定する者は、各研究科の長がそれぞれ1名を推薦するものとする。

4 対策委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、対策委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ハラスメント防止対策委員会)

第5条 本学に、ハラスメントの防止対策及び処分等適切な実施を期するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 理事（非常勤の者を除く。）
- (3) 各研究科の長
- (4) 総合情報センター長
- (5) 医学部附属病院長
- (6) 事務局次長及び病院管理部長

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（議決）

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

（意見の聴取）

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

（調査委員会）

第10条 委員会は、ハラスメントに関する苦情の申し立てにかかる事実関係を調査し、措置又は処分案を検討するため、調査委員会を置く。

2 調査委員会は、副理事長が第4条に定める対策委員の中から事案ごとに指名する委員及び副理事長が自らの判断により教職員から推薦する委員により構成する。

3 調査委員会が必要と認めたときは、調査委員会の委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

（幹事）

第11条 委員会及び調査委員会に幹事を置き、事務局総務課長及び事務局学生課長をもって充てる。

2 幹事は、委員会及び調査委員会の事務を分担して処理する。

（プライバシー等の保護）

第12条 相談員及び対策委員その他ハラスメントに係る苦情処理に当たる者は、当事者のプライバシー、名誉及び人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

（ハラスメントの予防・処分等）

第13条 理事長は、ハラスメントの発生を防ぐために必要な措置を講じ、処分等が必要な場合、法令及び学則等に則り、その権限を行使するものとする。

（その他）

第14条 この規程及びガイドラインに定めるもののほか、ハラスメント防止のための組織等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 名古屋市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止対策に関する規程(平成 12 年名古屋市立大学達第 25 号)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後初めて理事長が委嘱する相談員の任期は、第 2 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規程の施行後初めて理事長が任命する対策委員の任期は、第 4 条第 4 項の規定にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日までとする。

【中期計画 No.199、年度計画 No.232】

学内保育所概要

1 施設について

- ・場所 川澄キャンパス西棟 1 階（南西部分）
- ・床面積 約 310 m²
- ・設備等 保育室 3 室、病児・病後児保育室 1 室、プレイルーム 1 室
トイレ、バス、キッチン
- ・特徴 ゆとりをもった保育室、プレイルームの設定、安全性、シックハウス、セキュリティに配慮した設計

2 運営内容

(1) 運営方針

- ・子どもの安全と健康を第一に考えて運営します
- ・子どもの発達初期の養護と教育に配慮し、小学校への連続を考えます
- ・大学の教職員等にとって働きやすい環境、研究・学習を支援する環境をつくるため、保育所の内容を充実します
- ・保護者の育児にかかわる様々な問題に取り組み、子育て支援を行います
- ・認可保育所の基準を満たす職員を配置するとともに、特別保育（延長保育、夜間保育、一時保育、病児・病後児保育）に配慮した職員の配置をおこないます

(2) 運営方法

- ・民間事業者への運営委託

(3) 保育日・保育時間

- ・開園日 月曜日～土曜日
- ・休園日 日曜日・祝日・年末年始
- ・保育時間 ①基本保育 7:30～18:00
②延長保育 18:00～21:00
③夜間保育 21:00～翌 7:30（週 2 日実施）
④一時保育 7:30～18:00（21 時まで延長可、定員内で事前予約制・1 日単位）
⑤病児・病後児保育 8:00～17:30
（月曜日から金曜日のみ実施・定期通園児童を対象）

(4) 利用対象者

- ・名古屋市立大学の教職員（非常勤職員を含む。）及び学生（大学院生を含む。）
- ・平成 20 年度の募集定員は 20 名

(5) 保育料

- ・0 歳児 月額 5 万円

・ 1、2歳児 月額4万円

・ 3歳児以上 月額3万円

(2児目以降は上記の半額、また、保護者が父母とともに本学学生の場合は収入に応じて割引有)

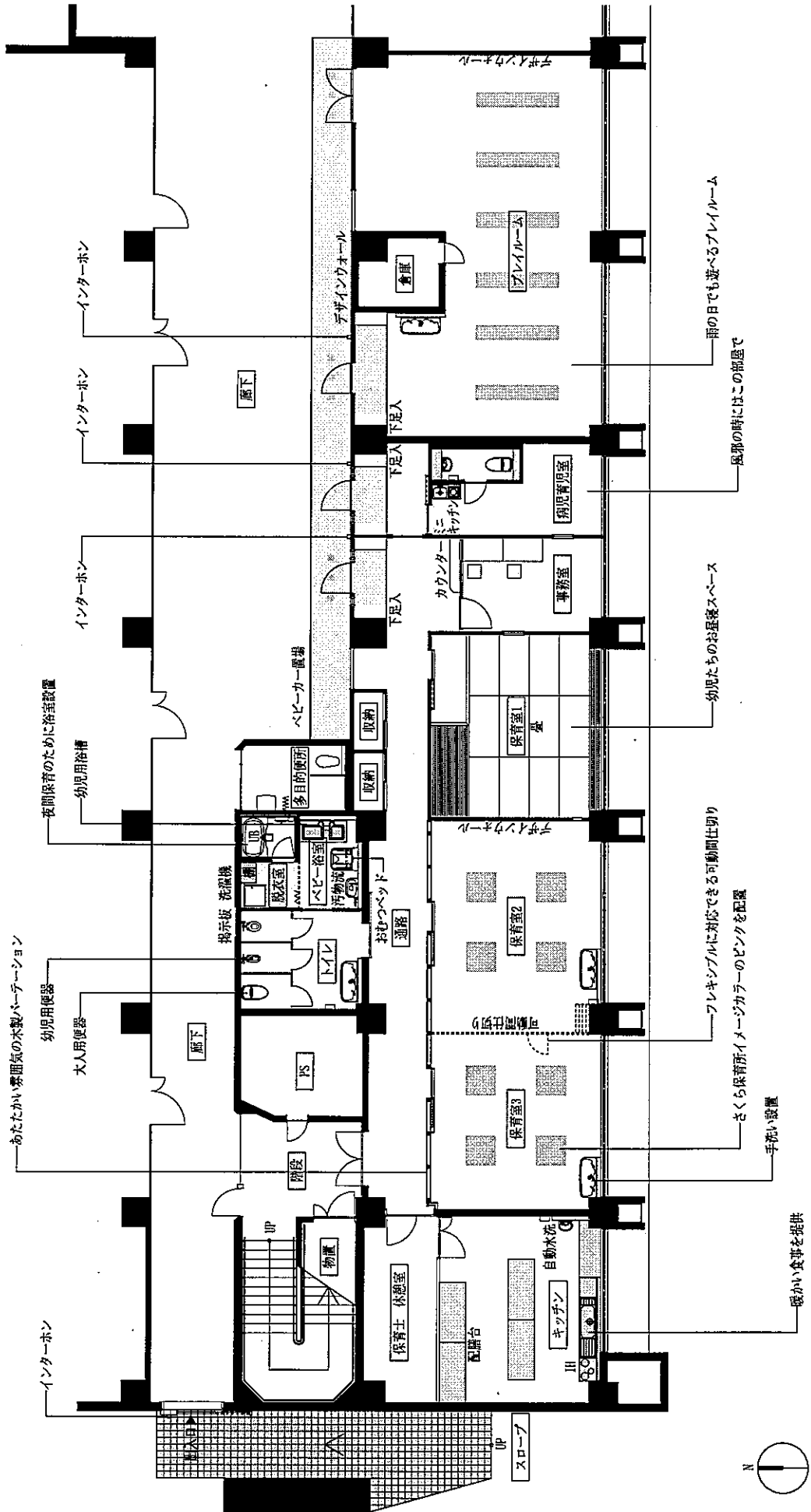
・ 延長保育 1時間あたり 600 円

・ 夜間保育 1回あたり 1,000 円

・ 一時保育 1日あたり 5,000 円

・ 病児・病後児保育 30分あたり 500 円

* 食費については、昼食代は保育料に含み、おやつ・夕食代は実費徴収



【 参考 】

「大学ランキング」から見る名古屋市立大学

ランキング分野		08 年版	09 年版
教育	教員当りの学生数	11 人 (30 位)	-
	学生当たりの校舎面積	42m ² (28 位)	42m ² (34 位)
	学生当たりの図書館総合値	8 位	12 位
研究	ISI 総合引用度指数 (5 年間)	107 (42 位)	116 (17 位)
	生物学、生化学	257 編 (14 位)	244 編 (11 位)
	微生物学	89 編 (6 位)	107 編 (9 位)
	臨床医学	1015 編 (6 位)	1038 編 (5 位)
	精神医学	27 編 (5 位)	-
	論文数 (引用ベース 04~06)	1516 編 (49 位)	-
	教員当たり	4.5 編 (38 位)	9.5 (33 位)
	一論文当たり被引用件数 (Scopus)	-	5.7 (1 位)
	Health Science	3.5 (3 位)	-
	Life Science	4.7 (2 位)	-
	Chemical Abstract	-	-
	教員当たり	0.69 (21 位)	0.88 (15 位)
	国際経済学術誌 (5 年間)	19 件 (20 位)	9 人 (16 位)
科学研究費 補助金	総額	5.5 億 (40 位)	5.8 億 (41 位)
	教員 1 人当たり	-	198 万 (24 位)
	基盤 B (医歯薬)	7750 万 (22 位)	6070 万 (29 位)
	基盤 C (医歯薬)	-	7930 万 (12 位)
	生物学萌芽 (薬学)	370 万 (10 位)	350 万 (14 位)
財団の助成金		-	2000 万 (40 位)
入試難易度	医学部	76 (13 位)	77 (15 位)
	薬学部	69 (4 位)	70 (3 位)
	経済学部	62 (26 位)	61 (27 位)
	人文社会学部	61 (25 位)	61 (24 位)
	芸術工学部	54 (8 位)	54 (7 位)
	看護学部	54 (35 位)	53 (33 位)
入試	英語の良問	-	12 点 (48 位)

「2008 年版 大学ランキング」 (2007 年 5 月 1 日、朝日新聞出版発行) 及び

「2009 年版 大学ランキング」 (2008 年 5 月 1 日、朝日新聞出版発行) より抜粋